

富山県環境基本計画 (第4次)

水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、
人と自然が共生しながら、持続可能で
ウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会

令和4年3月



はじめに



富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しい富山湾、本州一の植生自然比率を誇る森林、清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。

これらの素晴らしい環境を大切な財産として守り育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、県では、これまでも、平成 24 年 3 月に改定した「富山県環境基本計画」のもと、「富山県環境基本条例」に定める快適で恵み豊かな環境の保全と創造に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、地球温暖化や生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染など、人類の活動を起因とする複雑かつ多様で解決が困難な環境問題は、地球規模で広がっています。

国連では持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、2030 年までの達成に向け、世界各国が協力して、これらの困難な地球規模の課題に取り組む機運が高まっています。

身近な生活や事業活動においても、我々一人ひとりが様々な問題の解決に向けて行動を始め、地道に活動を継続しその輪を広げていかなければなりません。

本県としても取り組みを一層推進するため、このたび、計画を見直し、令和 12 年度を目標年度とする新たな「富山県環境基本計画」を策定しました。

この計画では、「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会」を将来像とし、環境・経済・社会の課題を統合的に解決する SDGs の考え方を踏まえ、新たな課題等に対応した施策を総合的に推進することとしています。

豊かで、安心して暮らせる富山県を将来世代に引き継いでいくため、この計画に基づき、県民、民間団体、事業者、行政が連携を図りながら、関係の皆様とワンチームとなって、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に全力を尽くしてまいります。

皆様の深いご理解と積極的なご支援、ご尽力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にご尽力いただきました富山県環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの県民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

富山県知事 新田 八朗

目 次

第1章 総 論	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 対象地域	3
5 計画の対象項目	3
6 富山県の自然条件と社会条件	4
第2章 計画の目標、体系	7
1 計画の目標	7
2 施策体系	8
第3章 施策の展開	11
第1節 脱炭素社会づくりの推進	11
1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進	12
2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進	20
3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）	23
【指標の設定】	25
第2節 循環型社会づくりの推進	26
1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進	27
2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備	30
3 循環型社会を目指す地域づくりの推進	32
4 次世代環境産業の創出	33
【指標の設定】	35
第3節 自然環境の保全	36
1 自然保護思想の普及・啓発	37
2 自然とのふれあい創出	40
3 自然環境保全活動の推進	46
4 生物多様性の確保	48
5 人と野生鳥獣との共生	51
【指標の設定】	53
第4節 生活環境の保全	54
1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止	55
2 環境改善対策等の推進	63
3 県土美化活動の推進	68
4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進	69
5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信	71
【指標の設定】	72
第5節 水資源の保全と活用	73
1 水源の保全と涵養	74
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	78
3 水環境の保全	79
4 水を活かした文化・産業の発展	81
【指標の設定】	82
第6節 各分野に共通する施策の推進	83
1 環境影響評価や開発行為における環境配慮	83
2 技術開発と調査研究の推進	85
3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）	87
4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）	89
5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）	91
6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進	93
7 環境情報の積極的な提供	96
【指標の設定】	97
第4章 重点施策	98
1 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現	99
2 エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現	100
3 環境資源を活かした持続可能な地域の実現	101
第5章 計画の推進	102
1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加	102
2 計画の推進体制	105
3 進行管理	105
参考	106
用語の説明	106
富山県環境基本計画の目標実現に向けたイメージ	112
施策とSDGs（ゴールとターゲット）の関係	113

第1章 総論

1 計画策定の背景

富山県は、我が国を代表する北アルプス立山連峰などの山岳地帯に三方を囲まれ、中央には実り豊かな平野が広がり、富山湾、日本海へと開けています。山岳地帯には、原生的な緑が多くあり、そこから一年を通じて豊かできれいな水が流れています。この水と緑に恵まれた自然環境から豊かな恵みを受け、富山県は発展してきました。

しかし、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

このようなことから、昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の整備などの公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の整備などの自然保護施策を展開しました。

その結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然、恵み豊かな日本海などのすぐれた環境は県民の誇りとなっています。

本県では、快適で恵み豊かな環境を保全・創造^{*1}し、次世代へ継承していくため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会^{*2}の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする「富山県環境基本条例」を制定し、平成10年3月には、この基本条例に基づき、「富山県環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するため2回にわたる改定を行い、平成24年3月の改定では、「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」を目標とし、その実現に向け、各種の環境保全施策に取り組んできたところです。

こうしたなか、近年、気候変動による自然災害の増加や生態系・農作物等への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、多くの深刻な課題が地球規模で顕在化しています。このような課題を背景として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定^{*3}が採択されるなど、国内はもとより国際的にも持続可能な社会の構築に向けた機運が高まっています。

2 計画の位置付け

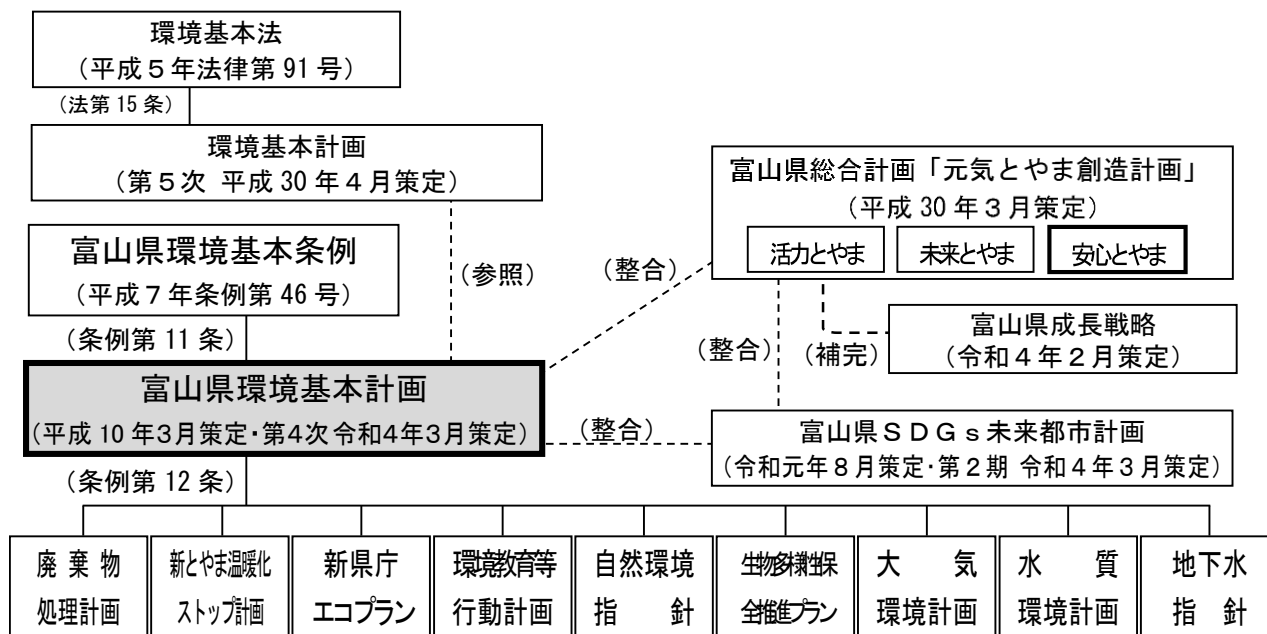
本県の総合計画（平成30年3月策定）では、目指すべき将来像の一つである「安心とやま」において、「豊かな自然や生活環境を活かし、住み慣れた地域の中で、健康で快適に、安全で「安心」して暮らせる県」を掲げています。また、富山県SDGs未来都市計画においても、「環境・エネルギー先端県とやま」を目標に掲げ地方創生に貢献することを目指しています。富山県環境基本計画は、環境面からその実現を図るための部門別計画として位置付けられるものです。

この計画は、富山県環境基本条例の基本理念の実現に向け、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、富山県環境基本条例第11条の規定に基づき施策の大綱、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んで策定するものです。

したがって、廃棄物や地球温暖化、公害の防止等に関する個別の計画や、県が実施する各種の環境施策についても、この計画の基本的な方向に沿って策定、推進されるものです。

このほか、今日の環境に関する課題は、県や市町村のみならず、県民、事業者等の各主体が連携、協力しながら、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組まなければ解決ができないものとなっています。こうしたことからこの計画は、環境の保全と創造に向けて各主体に求められる取組みの指針となるものです。

図 富山県環境基本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和4年度(2022年度)から概ね10年後の令和12年度(2030年度)までとします。

ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域とします。

5 計画の対象項目

環境は様々な要素から構成されていることを考慮し、快適で恵み豊かな環境が将来にわたって維持されることを目指し、次の項目を対象とします。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、地下水障害

(2) 自然環境の保全

地形・地質、植物、動物

(3) 資源循環

廃棄物、水循環

(4) 地球環境の保全

地球温暖化(気候変動)、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋ごみ等地球的規模若しくは国境を越えて影響が及ぶ環境問題

(5) 快適な環境づくり

身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境、清掃美化活動

6 富山県の自然条件と社会条件

(1) 地形及び気候

富山県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、東西 90km、南北 76km、面積は 4,247km²（国土の 1.12%）の県で、三方を急峻な山々にかこまれ、深い湾を抱くように平野が広がっています。

東側は飛騨山脈白馬岳、鹿島槍ヶ岳などを境に新潟、長野両県と接し、その内側に立山、劔岳、薬師岳など我が国を代表する 3,000m 級の山岳がそびえています。こうした県東部に源がある黒部川、常願寺川などは急流河川として有名です。南側は岐阜県と接しており、東部は三俣蓮華岳を東端に飛騨山脈の山々、西部はなだらかな飛騨山地となっており、岐阜県に源がある神通川と庄川の川沿いには道路や鉄道が通じ、古くから交流がもたれています。西側は医王山、倶利伽羅峠などを境にして石川県と接しています。

また、北側の富山湾は日本海側最大の外洋性の湾であり、最も深いところでは 1,200m 以上あり、我が国でも深い湾の一つとなっています。この富山湾には日本海固有冷水塊があり、この上に対馬暖流が流れているため、暖水性と冷水性の両方の生物が生息し、水産資源の宝庫となっており、「あいがめ」と呼ばれる海底谷にはシロエビやベニズワイガニ、バイ類など豊富な魚介類が生息しています。

これらの山岳と海の間には富山平野が広がり、その中央には南北方向に呉羽丘陵が走っています。富山平野の大部分は扇状地で、なかでも黒部川扇状地は我が国でも最大級です。この平野には大小の様々な河川が流れ、地下水も豊富です。なお、江戸時代末期の安政の大地震によって立山カルデラの内側斜面が崩壊し、これに起因して土石流、河川氾濫など大きな災害が生じた歴史があります。

気候は、典型的な日本海側気候であり、冬季は上空で北西の強い季節風が吹き、多量の降雪があり、山地は世界でも有数の豪雪地帯となっています。年間平均気温は 14.5℃（富山地方気象台平年値）と、対馬暖流の影響で比較的温暖であり、冬でも気温が氷点下になる日は多くありません。年間平均降水量は 2,374mm（富山地方気象台平年値）で、夏季に比べて冬季に比較的多くなっています。年間の日照時間は 1,665 時間（令和 2 年、全国第 42 位）と少なく、冬季は特に短くなっています。

(2) 人口

富山県の人口は、全国よりも約 10 年早い平成 10 年（約 113 万人）をピークに減少しており、103 万 4,814 人（令和 2 年）となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成 30 年）によれば、今後もさらに減少が進み、2040 年には約 86 万人になることが見込まれています。

本県の高齢化は、全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 32.6%（令和 2 年、全国第 15 位）で全国平均（28.6%）より高くなっています。

県外からの人口転入率は 1.14%（令和 2 年、全国第 42 位）、県外への人口転出率は 1.31%（令和 2 年、全国第 45 位）で人口移動が比較的少ない県です。

(3) 土地利用

富山県の土地利用の状況は、平成 30 年において、森林が 66.9%で3分の2を占めており、農用地が 13.7%、宅地が 6.6%となっています。近年、農用地が減少し宅地が増加する傾向にあります。

(4) 産業

県内総生産は 4 兆 8,247 億円（平成 30 年度、全国第 28 位）で、近年は増加傾向にあります。

富山県の農業産出額は 629 億円（令和 2 年、全国第 39 位）で、米の産出額の占める割合が 69.0%（全国第 1 位）と高くなっています。

海面漁業産出額は 112 億円（令和元年、全国第 23 位）で、漁業就業者一人当たりの海面漁業産出額は 1,122 万円/人（平成 30 年、全国第 2 位）と比較的高くなっています。

また、富山県は日本海側有数の工業県であり、製造品出荷額は 3 兆 9,124 億円（令和元年、全国第 27 位）で、1 事業所当たりの製造品出荷額は 1,479 百万円（全国第 24 位）となっています。

特に、「富山のくすり」の伝統を有する医薬品産業は、医薬品生産金額が 6,609 億円（令和 2 年、全国第 4 位）で全国トップクラスとなっています。また、アルミなどの非鉄金属産業や金属製品製造業、生産用機械などに強みを持っており、再生可能エネルギーやリサイクルなど、環境分野の技術開発の動きもみられます。

(5) 交通

1 世帯当たりの自家用車保有台数は 1.66 台/世帯（令和 2 年度、全国第 2 位）で、自動車に依存した交通環境となっています。

鉄道・軌道としては、北陸新幹線のほか、あいの風とやま鉄道や西日本旅客鉄道（高山本線、氷見線、城端線）、富山地方鉄道（本線、立山線、不二越上滝線、富山市内軌道線、富山港線）、万葉線、黒部峡谷鉄道が運転されています。北陸新幹線は令和 5 年度末までに敦賀まで延伸する予定で、新幹線駅を中心とした交流拠点づくりやアクセス道路の整備等が進められています。

日本海側の中心に位置する「国際拠点港湾」伏木富山港は、日本海側港湾の国際競争力強化や観光立国の推進による日本経済への貢献、太平洋側港湾の代替機能としての役割を果たすため、さらなる機能強化が進められています。

(6) 文化財

富山県における歴史的文化的遺産は、文化財としては、国が指定したものが 110 件、県

が指定したものが 205 件、国の登録有形文化財が 142 件（令和 3 年 3 月 15 日現在）など数多くあります。なかでも、自然遺産が豊富なことや大規模な寺院建造物が多いこと、多種多様な「山・鉾・屋台行事」があることが特徴となっています。

自然遺産は、黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山（特別名勝特別天然記念物）、魚津埋没林、薬師岳の圏谷*4 群、ホタルイカ群遊海面、ライチョウ（昭和 36 年に「県鳥」に指定）、カモシカ（昭和 50 年に「県獣」に指定）及び白馬連山高山植物帯の 6 件が特別天然記念物に指定されていますが、これは全国でも最大級です。

立山弥陀ヶ原・大日平は、雪田草原の広がる平坦地と、豊富な水量を誇る称名溪谷および称名滝からなり、平成 24 年 7 月に、ラムサール条約*5 に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載されました。一帯は中部山岳国立公園の一部で、称名滝は国指定名勝・天然記念物にも指定されています。

多種多様な「山・鉾・屋台行事」には、ユネスコ無形文化遺産に登録されている高岡御車山行事（高岡市）、魚津のタテモン行事（魚津市）、城端神明宮祭の曳山行事（南砺市）をはじめ、放生津八幡宮の築山・曳山行事（射水市）等があります。

また、大規模な寺院建造物としては、瑞龍寺（高岡市）が国宝に、勝興寺（高岡市）が重要文化財に指定されています。

さらに、五箇山の合掌造り集落については、相倉集落及び菅沼集落が昭和 45 年 12 月に史跡に指定されていましたが、平成 7 年 12 月、岐阜県白川郷の萩町集落とともに、我が国で 6 番目のユネスコの世界遺産に登録されました。

このほか、富山県東部の 9 市町村の区域からなる「立山黒部ジオパーク」については、学術的に価値の高い地形・地質遺産を保全し、学習や教育に活用するとともに、地域の自然・文化遺産を生かした地域経済の活性化を目指す活動が評価され、平成 26 年 8 月に、「日本ジオパーク」に認定されています。

(7) 県民生活

富山県は、豊かな自然環境や恵まれた水資源を活かし、低廉な電力、勤勉な労働力をもとに、日本海側有数の工業県として発展してきました。

県民所得は 339.8 万円/人（平成 30 年度、全国第 5 位）で、居住水準は高く、持ち家比率 76.6%（令和 2 年、全国 2 位）、住宅延面積 143.57m²（平成 30 年、全国 1 位）となっています。

家庭で使う電気が中心となる電灯使用量は 7,460 kWh/世帯（平成 27 年度、全国第 2 位）であり、1 人当たり使用する電灯使用量は 2,736 kWh/人（平成 27 年度、全国第 3 位）となっています。

第2章 計画の目標

1 計画の目標

本計画で目指すべき社会の姿は、快適で恵み豊かな水と緑の自然環境が、県民一人ひとりの取組みにより、身近な地域から保全され、地球規模の環境保全につながる社会です。

また、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー（循環経済）等の経済的な側面や、幅広い世代が参加する地域活動の活性化等の社会的な側面も向上した社会です。

さらに、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、経済・社会・環境の調和を図りながら地域課題を解決するとともに、身体的だけではなく、精神的にも社会的にも全てが満たされた状態「ウェルビーイング^{*6}（真の幸せ）」が向上した社会です。

このような社会の実現のためには、一人ひとりがごみ処理などの身近な問題から地球温暖化や生物多様性の低下などの地球規模の問題に至るまで、様々な環境問題を自分の問題として捉え、自らライフスタイルや事業活動のあり方を見直すなど問題の解決に向けて行動を始め、地道に活動を継続し、その輪を広げていくことが必要です。

将来にわたり、こうした持続可能な社会づくりに向けた取組みを他に先駆けて果敢に実践することによって、良好な環境が保全されるとともに、環境に優しい再生可能エネルギーが創造される、環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」の実現を目指します。

こうしたことを踏まえ、本計画の目標は、

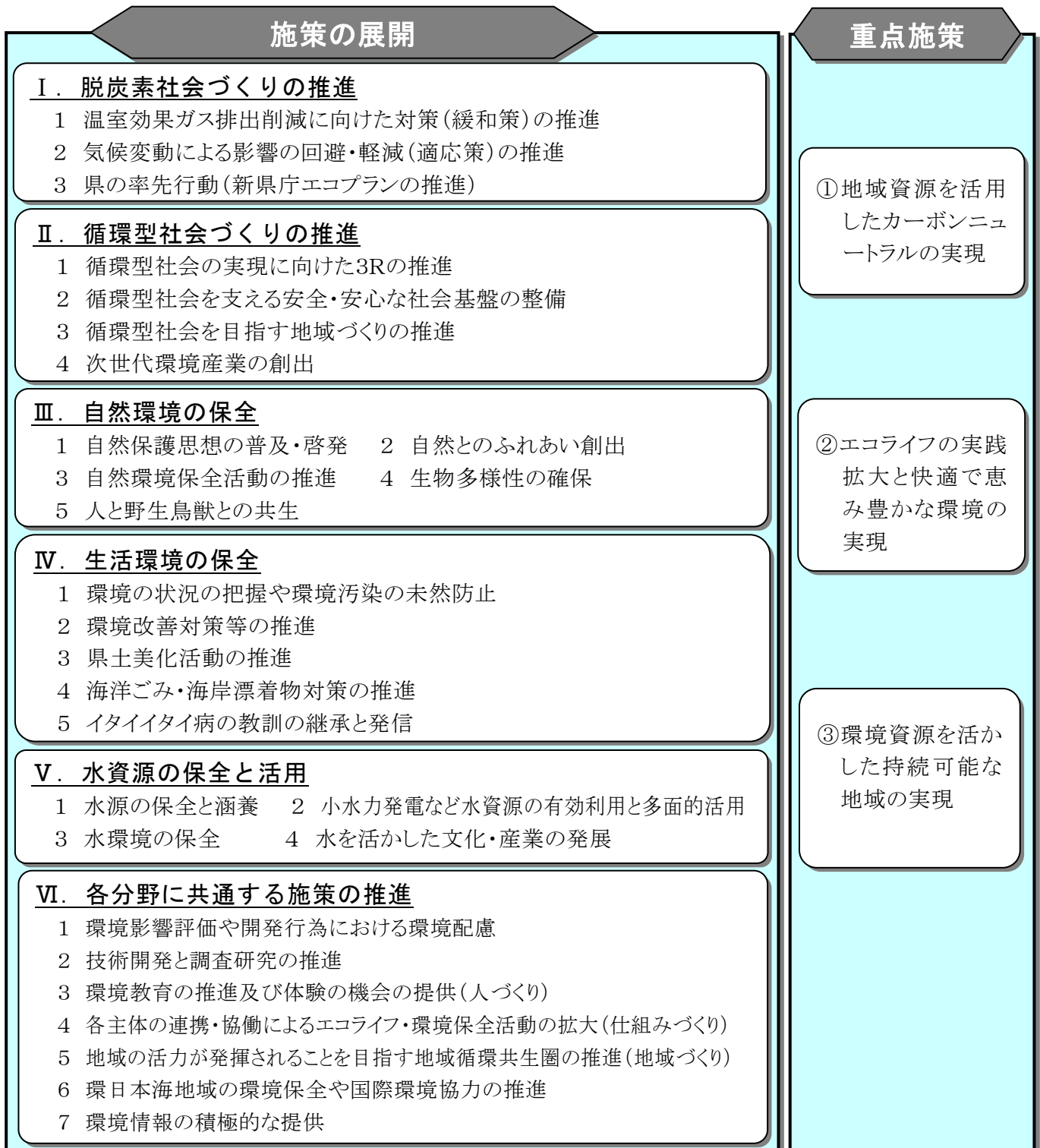
水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会

とします。

2 施策体系

本県の将来像の実現に向け、実効性があり、新たな課題に対応した施策展開として、次の体系のもと環境の保全と創造に取り組みます。

また、本県の自然、気候等の特性を踏まえるとともに、SDGs、地域循環共生圏などの新たな視点を踏まえて、施策を分野横断的に、また、今後10年間に重点的に取り組むものとして、3つの「重点施策」に取り組みます。



○ 施策展開において重要となる視点・ポイント

(1) 持続的な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた施策の推進

「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するため、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの国際目標としてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が定められました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、環境経済社会をめぐる広範囲な課題について目標が設定されています。

SDGsのゴールを見ると、「ゴール6（水・衛生）」、「ゴール7（エネルギー）」、「ゴール12（持続可能な生産と消費）」、「ゴール13（気候変動）」、「ゴール14（海洋資源）」、「ゴール15（陸上資源）」など、環境と関りが深いゴールが多く含まれています。また、各ゴール・ターゲットは相互に連携しており、あるゴール・ターゲットの達成を目指すときには、関連する他のゴール・ターゲットも同時に達成する必要があると考えられています。

本県では、全国初の県下全域でのレジ袋無料配布の廃止や、とやまエコ・ストア制度の創設、食品ロス等を削減する県民運動の展開、県民参加の森づくりの推進、小水力発電の整備など、全国に先駆けた環境保全の取組みを進めてきています。

また、2016年に本県で開催されたG7富山環境大臣会合においては、資源効率性の向上や3Rの推進に国際的に協調して取り組む「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。

こうした先駆的な環境施策等が評価され、2019年7月1日、「環日本海地域をリードする『環境・エネルギー先端県とやま』」を掲げ、国の「SDGs未来都市」に選定されました。SDGsの達成に向けた主な取組みをまとめた「富山県SDGs未来都市計画」に基づき、施策を着実に推進します。

今後の環境施策の推進に当たっても、SDGs未来都市として、これらのゴールを統合的に解決する、あるいは、環境を基盤に持続可能な社会活動・経済活動を統合的に築くというSDGsの考え方を踏まえて取り組む必要があります。

本計画では、SDGsを新たな観点として盛り込み、それぞれの施策がどのゴール、どのターゲットを目指しているのか巻末の資料において明らかにしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(2) 地域循環共生圏の考え方を踏まえた施策の推進

持続可能な社会の実現のためには、各々の地域が、その特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組みの具体化を自立的に進めていくとともに、各地域間で補完し合うことも重要になってきます。

国では、2018年に第5次環境基本計画を策定し、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である「地域循環共生圏」の概念を提唱しています。

なお、地域循環共生圏が目指す自立・分散型社会でいう「自立」には、エネルギーや食といった地域の資源が地産地消されるということに加えて、地域が経済的に自立していることや、地域が自らの力で課題を解決していくことができるようになる、という意味が含まれています。

また、地域循環共生圏づくりでは複数課題をまとめて解決していく同時解決のアプローチが重視され、複数課題の解決には環境だけでなく様々な分野の人々が話し合い、それぞれの役割を発揮する「協働」が必要となります。地域循環共生圏づくりは、多くの人を巻き込みながらネットワークを形成し、事業をいくつも生み出すというプロセスを経て進められるものです。

今後の環境施策の推進に当たっては、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と共生・対流し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考え方を踏まえて取り組む必要があります。

第3章 施策の展開

本環境基本計画では、深刻化する地球温暖化問題や資源枯渇等への対応として「脱炭素社会づくりの推進」・「循環型社会づくりの推進」、生活の基盤の確保として「自然環境の保全」・「生活環境の保全」、本県の特徴である豊かで清らかな水環境の保全として「水資源の保全と活用」の5つを施策の柱として位置付けます。

また、これらの施策を総合的に進めるには、環境、経済、社会の各側面も合わせて一体として取り組む必要があることから、「各分野に共通する施策の推進」という横断的な視点も柱の一つとして位置付け、施策を展開していきます。

第1節 脱炭素社会づくりの推進

地球温暖化は、主に化石燃料の大量消費等の人間活動により発生する温室効果ガスの排出量が増加することが原因とされ、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が懸念されています。

このため、2050年カーボンニュートラル^{*7}を目指し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進のほか、森林保全等による吸収源対策、脱炭素社会に向けたライフスタイルやビジネススタイルの定着などに取り組むとともに、気候変動の影響の被害を回避・軽減する適応策についても、具体的な取組みを進めていきます。

【将来像】

脱炭素社会の実現に向けて、エネルギーの効率的な活用や再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガスの排出を削減したライフスタイルやビジネススタイルが県民・事業者の間に定着しているとともに、気候変動の影響への適応が図られていること。

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

（1）現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 気温上昇による農作物への影響、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送数の増加など、気候変動の影響が私たちの暮らしの様々なところに既に現れており、今後さらに深刻化するおそれがあります。
- ・ 国際社会では、平成 27（2015）年に、令和 2（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組みとして「パリ協定」が採択され、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス*8 排出量を森林等による吸収量とのバランスをとり、実質ゼロにする方針が打ち出されています。
- ・ 国においては、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を、令和 3 年 4 月には、温室効果ガス排出量を 2030 年度において 2013 年度比で 46%削減させる目標を表明しました。また、令和 3（2021）年 6 月に「地域脱炭素ロードマップ」を取りまとめたほか、同年 10 月にはエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画を改定するなど、温暖化対策をめぐる情勢はスピーディーに動いています。
- ・ 本県では、令和元（2019）年 8 月に温室効果ガス排出量の削減目標を掲げた「新とやま温暖化ストップ計画〈富山県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）〉」を策定し、地球温暖化対策を地域レベルで推進しています。
- ・ 令和 2（2020）年 3 月には 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」を関係団体と共同で宣言するとともに、令和 3 年 12 月にはカーボンニュートラルを総合的・分野横断的に推進するため、知事を本部長としたカーボンニュートラル推進本部を設置しました。
- ・ 平成 30（2018）年度の県内の温室効果ガス排出量は 11,313 千 t-CO₂ で、平成 25（2013）年度（新とやま温暖化ストップ計画の基準年度）と比較すると 11.6%減少しました。

図 県内の温室効果ガス排出量の推移

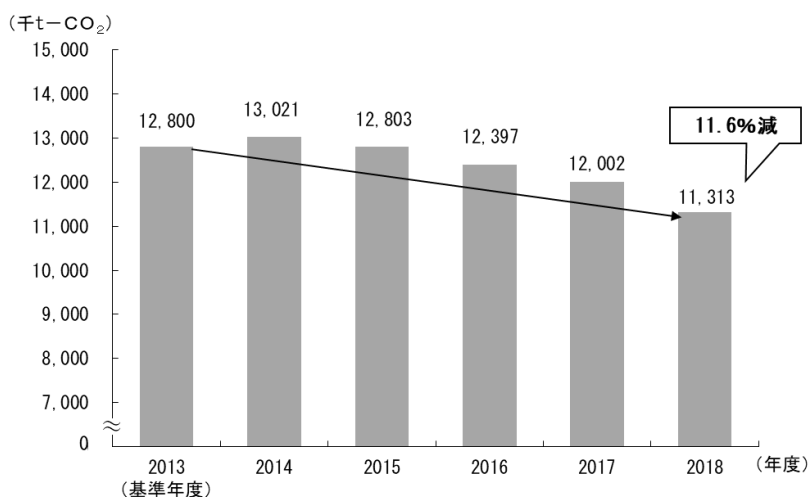
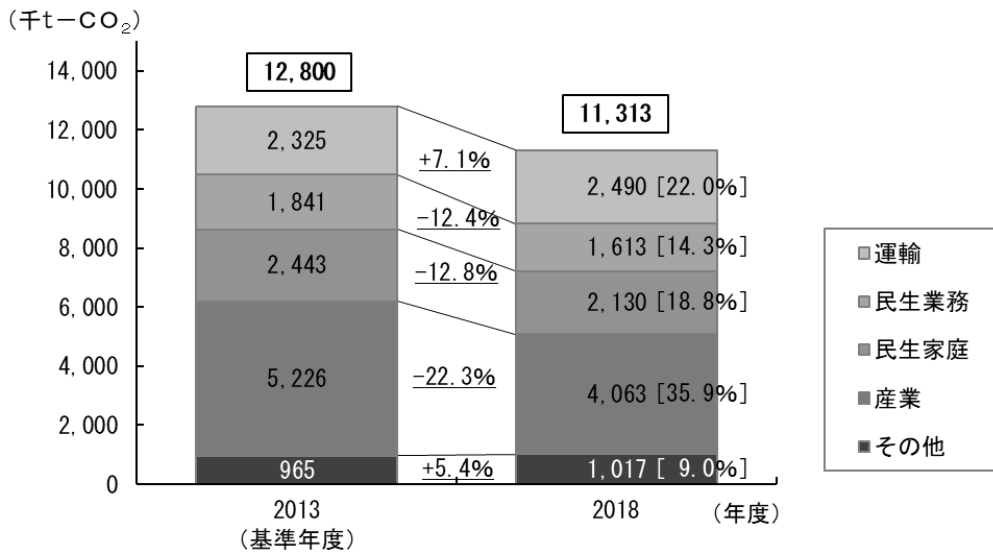


図 県内における温室効果ガスの部門別排出状況



① 省エネルギーの推進

- ・ 富山県地球温暖化防止活動推進センターに指定した（公財）とやま環境財団や地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地球温暖化防止に関する啓発活動を推進しています。
- ・ 事業活動に伴う環境への負荷の低減を促進するため、環境マネジメントシステム^{*9}の普及に努めています。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 富山県再生可能エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギー^{*10}の導入促進などエネルギーの多様化や、地域全体の省エネルギー構造への転換を推進しています。
- ・ 本県では、豊かな水資源や急流河川を活かした水力発電所が整備されており、水力発電など再生可能エネルギーが発電電力量の約6割を占めています。
- ・ 包蔵水力^{*11}が全国第2位（令和2（2020）年3月末現在）であることを活かし、農業用水等を活用した小水力発電所が県内に54か所（令和3（2021）年11月現在）整備されています。
- ・ 地熱資源を活かし、県では、地熱発電の可能性について調査を実施しています。
- ・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入やまちづくり、エネルギーの地産地消の取組みなどが進められています。
- ・ 環境・エネルギー分野における産学官連携による新商品・新事業の技術開発を支援しています。

③ 森林吸収源対策の推進

- ・ 森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に炭素として固定することから、適切な森林の整備・保全に努めています。

- ・ 森林は、県土面積の約 67%を占め、本州随一の植生自然比率を誇るとともに、多様な公益的機能で県土の保全に大きく貢献しています。
- ・ 県内の素材^{*12}生産量は、昭和 39 (1964)年の 26 万 1 千 m³ をピークに減少し、平成 15 (2003)年には過去最低となる 3 万 6 千 m³ となりました。その後、人工林資源が充実してきたことや、平成 21 (2009)年度から森林整備・林業再生基金等を活用して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め搬出間伐に積極的に取り組んできたことから、スギを主体に増加し、令和 2 (2020) 年度には 12 万 8 千 m³ となっています。
- ・ 森林の二酸化炭素吸収機能を向上させ、地球温暖化防止に貢献するため、造林事業等により間伐等を積極的に実施するとともに、県産材を使用した住宅の普及を促進しています。
- ・ 「水と緑の森づくり税」を活用し、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどを推進しています。

④ 脱炭素型地域づくりの推進

- ・ 富山県は、全国初となる県単位でのレジ袋無料配布の廃止、使用済み小型家電等のリサイクルなどが評価され、平成 28 (2016) 年には、本県で開催された G 7 富山環境大臣会合において、資源効率の向上や 3 R の推進に国際的に協調して取り組む「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。また、これらの取組みや食品ロス等を削減する県民運動の展開が評価され、令和元 (2019) 年に SDG s 未来都市に選定され、SDG s 達成に向けた主な取組みをまとめた富山県 SDG s 未来都市計画を策定し、市町村や関係団体、企業、県民の皆様と連携強化しながら、持続可能な県づくりに取り組んでいます。
- ・ 民間企業においても、自社の中期経営計画やマーケティングに SDG s の視点を組み込むなど、SDG s の実現に向けた取組みを進めています。また、投資家の間では、企業における環境への取組みなどを考慮する ESG 投資^{*13} への関心も高まりを見せています。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策として、テレワークやオンライン会議、ワーケーションなど新たな働き方やライフスタイルについて社会的な認知が進んでいます。
- ・ 強力な温室効果ガスであるフロン類については、「フロン^{*14}類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の運用等によって、排出を抑制しています。

【課題】

- ・ とやまゼロカーボン推進宣言や国の地球温暖化対策計画の改定等を踏まえて、新とやま温暖化ストップ計画等を見直し、温室効果ガス削減に向けた施策を総合的に検討する必要があります。

① 省エネルギーの推進

- ・ 人為的な二酸化炭素の排出は、そのほとんどがエネルギー消費に伴うものであるため、まずは、産業・運輸・民生家庭・民生業務部門の各主体が省エネルギーを徹底的に推進す

る必要があります。

- ・ 本県の基幹産業は製造業であり、熱需要の多い製造業の脱炭素化にはコストがかかることから、産業の競争力を失うことなく脱炭素化をスムーズに進める必要があります。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 安全性確保や環境保全に配慮しつつ、地域資源である再生可能エネルギーを最大限導入する必要があります。
- ・ 再生可能エネルギーの導入に加えて、レジリエンス強化（防災力強化）も併せて実現を目指す必要があります。
- ・ 再生可能エネルギーの導入に必要な電力系統への接続について、系統制約が課題となる場合があります。

③ 森林吸収源対策の推進

- ・ 森林を適切に整備・保全し、二酸化炭素吸収源としての機能を充実させるとともに、木製品を多段階使用・リサイクルし、化石燃料の代替燃料として利用を進める必要があります。
- ・ 現在、県内の人工林は、建築用材に適した40年生以上の林分が面積で約8割、蓄積で約9割を占め成熟期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を確立させながら、健全な森林整備の推進と持続的な林業経営に向けた施策を推進していく必要があります。
- ・ 県産材の安定供給体制の整備と木材利用の促進、需要の拡大が求められます。
- ・ 人手不足が進むなか、林業の担い手の確保と定着率の改善が求められます。
- ・ 近年、頻発する集中豪雨などによる山地災害に対応する必要があります。

④ 脱炭素型地域づくりの推進

- ・ 県民の環境に配慮したライフスタイルの定着に向け、具体的な行動を促進する必要があります。
- ・ 事業者に対して取引先や投資家が脱炭素化やSDGsの達成に向けた取組みを求める動きが広がっており、事業者での対応を促進する必要があります。
- ・ 地域の脱炭素化に加えて、地域活性化や産業活性化も併せて実現を目指す必要があります。
- ・ 使用時に二酸化炭素を排出しない水素・アンモニアについて、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、製造時・輸送時の二酸化炭素排出量に十分配慮しつつ、さらなる利活用を促進する必要があります。
- ・ フロン類については、地球温暖化への影響が大きいことから、空調、冷凍冷蔵設備の廃棄時に漏えいを抑制する必要があります。

(2) 施策の方向

見直し後の新とやま温暖化ストップ計画等を踏まえ、県民、事業者、行政が連携しながら省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の導入促進、森林吸収源対策の推進等を実施することにより温室効果ガスを削減し、脱炭素社会への転換を図ります。

① 省エネルギーの推進

産業部門
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率の優れた機器やコージェネレーション（熱電併給）等の導入、熱源の低炭素化の促進 省エネルギー診断の受診や環境マネジメントシステムの導入等による温室効果ガス排出量の把握・見える化の促進
民生家庭部門
<ul style="list-style-type: none"> 高効率照明・給湯設備、省エネルギー家電等の導入促進 新築住宅等へのZEH^{*15}の導入や既存住宅の断熱改修等の促進 省エネルギー診断の受診やエネルギーマネジメントシステムの導入等によるエネルギー使用量の見える化の促進
民生業務部門
<ul style="list-style-type: none"> 高効率照明・給湯設備、省エネルギー設備等の導入促進 新築建築物へのZEB^{*15}の導入や既存建築物の断熱改修等の促進 省エネルギー診断の受診やエネルギーマネジメントシステムの導入等によるエネルギー使用量の見える化の促進
運輸部門
<ul style="list-style-type: none"> 徒歩のほか、自転車やエネルギー使用量の少ない公共交通の利用の促進 燃料消費量を削減するエコドライブやカーシェアリングの促進 電気自動車や燃料電池自動車の普及促進 よりエネルギー消費量が少ない船舶・鉄道等へのモーダルシフト、輸送網の集約、宅配便の再配達削減など、物流の効率化の促進
普及啓発や研究開発等
<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーに関する普及啓発や環境教育、人材育成、研究開発の促進

② 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの最大限の導入
<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を活かした中小水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電・熱利用、太陽熱利用、地中熱利用等の再生可能エネルギーの導入促進 太陽光発電PPA^{*16}モデルなど多様な導入形態の促進 再生可能エネルギーの地産地消の促進

<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入効果を地域で享受するため、産学官金が連携し、自治体や地域関係者による再生可能エネルギー導入事業への参入を促進 電力系統への接続に係る系統制約の解消に関する国への働きかけ
レジリエンスの強化（防災力強化）
<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点等への再生可能エネルギーの導入に併せて、需給調整を行うための蓄電池やコージェネレーション（熱電併給）の導入を促進 自立・分散型エネルギーシステム^{*17}の構築を促進
普及啓発や研究開発等
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育、人材育成、研究開発の促進

③ 森林吸収源対策の推進

富山県森林・林業振興計画に基づき、次の施策を推進します。

森を活かす（伐って・植えて・育てる）
<ul style="list-style-type: none"> 森林整備と森林資源の純利用の推進、林業の担い手の確保・育成、林業経営基盤の強化、新たな技術開発と普及指導の推進
木を使う（県産材等の木材の利用促進）
<ul style="list-style-type: none"> 安定供給体制の整備、需要の拡大
森を守る（多様な森づくり・災害に強い森づくり）
<ul style="list-style-type: none"> 県民参加の森づくりの推進、災害に強い森づくりの推進
人を育てる（森づくりや林業・木材産業を支える人づくり）
<ul style="list-style-type: none"> 林業の担い手の確保・育成、とやまの森を支える人づくりの推進

④ 脱炭素型地域づくりの推進

ア SDG s の達成に向けた取組み

富山県SDG s 未来都市計画に基づき、次の施策を推進します。

県民参加のSDG s の達成に向けた取組みの促進
<ul style="list-style-type: none"> SDG s の達成に向けた取組みの普及拡大に向けたフォーラム、セミナーの開催 ウェブサイトによる「富山県SDG s 宣言」企業・団体の取組みの紹介
循環型社会・低炭素社会づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> 「とやまエコ・ストア制度」を通じた食品トレイの削減、バイオマストレイ等への転換の推進 マイバッグの使用の呼びかけ
「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
<ul style="list-style-type: none"> 「とやま食ロスゼロ作戦」の展開による、食品ロス削減の普及啓発、商慣習見直しの取組み促進、未利用食品の有効活用などの食品ロス・食品廃棄物の削減の推進 県認定エコ・ステーションなどにおける資源回収の促進

情報発信

- ・ 県の広報誌やウェブサイト、SNS、県政番組などを活用した広報
- ・ 「とやま環境フェア」などのイベントでの情報発信

イ 脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着

- ・ エコライフの定着・拡大に向け、クールビズ、ウォームビズのほか、快適な空間を共有することで冷暖房の使用を削減するクールシェア、ウォームシェアの取組みを促進します。
- ・ 消費者教育推進計画に基づき、環境や人、社会に配慮した消費行動「エシカル（倫理的）消費」の普及を推進します。
- ・ 商品やサービスのライフサイクル全体での排出量を表示したカーボンフットプリント等を参考にした消費行動を促進します。
- ・ 事業者の環境・経済・社会に配慮した持続可能な経営の支援や ESG 投資・融資の推進など、脱炭素型ビジネスモデルの普及を推進します。
- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）により、テレワーク等での人の移動の削減や業務効率化、生産性向上による脱炭素化を促進します。
- ・ 再生可能エネルギー由来の電気の購入制度のほか、温室効果ガスの排出削減や吸収量を国が認証する J-クレジット制度などのカーボンオフセット*18 の仕組み、クレジット等でオフセットされたカーボンニュートラル LNG などの活用を促進します。

ウ 地域の活性化

- ・ 地域の関係者の参画や資金の活用による再生可能エネルギーの地産地消を促進します。
- ・ 都市機能の集約化によりエネルギー消費を減らし、持続可能なまちづくりを実現するため、効率的な土地利用や公共交通網の整備によるコンパクトシティの構築を推進します。
- ・ 運輸部門でのエネルギー消費を減らすとともに、交通の円滑化を図るため、交差点・信号機の改良やバイパス道路、交通情報提供システムの整備を推進します。
- ・ 県有施設の緑化や都市公園の整備のほか、県民や事業者による緑化活動を促進します。
- ・ 中山間地域において農作物の作付けが困難となった農地等に、成長に優れた早生樹を植栽し、バイオマス燃料として活用を図ります。

エ 産業の活性化

- ・ グリーン成長戦略分野（自動車・蓄電池、水素・アンモニア、次世代再エネ等）への本県企業の参入や循環型アルミ産業の構築、県内由来のバイオマスの利活用の促進など、環境・エネルギー産業の育成を図ります。
- ・ 本県の産業立地の特性を活かした、水素・アンモニアのサプライチェーン構築（製造－貯蔵－輸送－利用）に向けた調査研究を促進します。
- ・ 伏木富山港での水素・アンモニアの受入環境の整備や脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を検討します。

- ・ 再生可能エネルギーの大量導入に併せ、IT を活用して電力の需給バランスを図るとともに、熱エネルギーの管理や交通システムなども組み合わせたスマートコミュニティ^{*19}の形成に向けた研究開発を促進します。

オ フロン類の排出抑制

- ・ フロン類については、使用時の漏えいの防止及び回収されたフロン類の適正な破壊、再生を促すため、第一種フロン類充填回収業者などへの指導を行います。

2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進

（1）現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ 気候変動による様々な影響に対処するため、温室効果ガスの排出を抑制する取組みを行う「緩和策」を推進する一方で、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然や人間社会のあり方を調整する取組みを行う「適応策」が進められています。
- ・ 国では、気候変動適応法の制定、気候変動適応計画の策定により、総合的かつ計画的に気候変動適応策を推進しています。また、平成 30（2018）年 12 月に気候変動の影響や適応に関する各種情報基盤の中核として、気候変動適応センターを国立環境研究所に設置し、地域の気候変動適応計画づくりや適応施策に役立つ技術的情報を提供するなど、啓発や支援を行っています。
- ・ 本県においても、令和元（2019）年 8 月に策定した新とやま温暖化ストップ計画を地域気候変動適応計画として位置付け、各分野での適応策を推進しているほか、令和 2（2020）年 4 月に富山県気候変動適応センターを富山県環境科学センターに設置し、県内の気候変動の現状把握や影響評価等の研究、関係機関との情報交換、県民・事業者への情報提供を行っています。

【現状】

- ・ 世界の平均気温は、明治 24（1891）年～令和 2（2020）年の間に、100 年あたり 0.72℃の割合で上昇しています。日本の年平均気温は、明治 31（1898）年～令和 2（2020）年の間に、100 年あたり 1.26℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。
- ・ 本県（高岡伏木）の年平均気温は、明治 19（1886）年～令和 2（2020）年の間に、100 年あたり 1.0℃の割合で上昇しており、「新とやま温暖化ストップ計画」では、将来、気温の上昇や猛暑日数日の増加、滝のように降る雨の頻度の増加、降雪量の減少などが予測されています。

【課題】

- ・ 気候変動により生じる生活や産業への影響や適応策について、県民や事業者に分かりやすく情報提供し、それぞれの立場で適応策を講じていく必要があります。
- ・ 農林水産業や観光業など、気候変動に伴う異常気象の影響を大きく受ける産業については、早急に適応策の取組みを進めていく必要があります。
- ・ 地域の災害対応力を強化するため、太陽光発電や蓄電池といった自立・分散型電源の導入を進める必要があります。
- ・ 亜高山・高山地域等環境の変化に弱い地域は特に影響を受けることから、高山植物群落の状況やライチョウの生息域等について情報を収集する必要があります。

(2) 施策の方向

気候変動の影響は広範な分野に及ぶことが想定されることから、農林水産、水環境・水資源など各分野における適応策を推進します。また、富山県気候変動適応センターにおいて、気候変動による影響及び適応に関する情報を収集し、ウェブサイト等を通じて情報提供を行います。

農林水産業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温でも品質低下の少ない水稲「富富富」の高品質安定生産に取り組むとともに、気象変動に対応した農作物の栽培技術の普及指導に努めます。 ・ 適切な畜舎環境管理など生産技術の開発や生産者への普及啓発に努めます。 ・ 富山湾の水質（水温、溶存酸素等）、底質（泥温、粒度組成等）等について調査を実施し、富山湾全体の漁場環境の監視に努めるとともに、藻場については、造成技術の普及を図り、富山湾全体の漁場環境の保全に役立てます。
水環境・水資源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用水域の定期的な水質のモニタリングのほか、気候変動による水温等の経年変化、水・栄養塩循環への影響と適応策に関する研究に取り組みます。 ・ 観測井における地下水位や沿岸部における塩水化の実態等を継続して監視するとともに、地下水の保全・適正利用、涵養の取組を推進します。
自然生態系
<ul style="list-style-type: none"> ・ 立山の植生や融雪、ライチョウ生息数等のモニタリングを実施します。 ・ 自然環境破壊や農作物被害などを引き起こすイノシシ、ニホンジカなどの個体数を適正に管理する捕獲等の強化を図ります。 ・ （公財）環日本海環境協力センターと連携し、人工衛星を活用した遠隔観測技術（リモートセンシング）による富山湾沿岸部の藻場調査に取り組みます。
自然災害
<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の建設、川幅の拡幅等の河川改修や砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を行うとともに、市町村や関係機関と連携して、重点的・効率的な浸水対策を推進します。 ・ 災害危険箇所における市街化抑制など、防災に関する各種施策と整合した土地利用を推進します。 ・ 高波や高潮に対応した海岸保全施設整備等を行います。 ・ 河川の水位や土砂災害警戒情報等の迅速な提供に努めます。 ・ 地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練を実施するなど地域防災力の強化に努めます。 ・ 自主防災組織が行う資機材整備支援や、防災訓練等による防災意識の普及啓発を通じて自主防災組織の結成及び活動の促進を図ります。

健康

- ・ 熱中症や感染症に関する情報を県ウェブサイト等で発信するなど各種広報媒体を活用した注意喚起を行います。
- ・ 感染症に係る危機管理体制・医療提供体制を確保し、感染症対策に関する調査・研究を実施するなど感染症対策の充実に努めます。

産業・経済活動

- ・ 気候変動とその影響に関する情報を収集・整理し、気候リスク管理や適応ビジネスに関する先行事例等と併せて情報提供します。

県民生活

- ・ 家庭や公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進し、自立・分散型エネルギーを活用した気候変動に強靱な地域づくりを推進します。
- ・ 地球温暖化防止に関する普及啓発に併せて、気候変動影響と適応に関する情報についても普及啓発に取り組みます。
- ・ 冬期の道路状況に関する情報をウェブサイト等で発信するなど情報提供に取り組みます。

3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）

（1）現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 県は自らの事務事業における温室効果ガスの排出削減や環境負荷の低減を図るため、令和3（2021）年3月に「新県庁エコプラン<第5期計画>」を策定し、職員が一丸となって、率先して省エネ・省資源・リサイクルに取り組んでいます。
- ・ 県庁本庁舎及び出先機関において、簡素で効率的な県庁独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮したオフィス活動等を推進するとともに、業務に支障のない照明の消灯など節電行動を実施しています。
- ・ 公用車の低公害車化、小型車化を推進しています。
- ・ 電気使用量の多い県立病院で、冷熱源設備を対象としたE S C O事業*20を実施しています。
- ・ グリーン購入調達方針に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めています。
- ・ 県庁全体の事務事業に伴うCO₂排出量の令和2（2020）年度の実績は、基準年度（平成26（2014）年度）比で19.9%の削減となり、令和2（2020）年度の目標値12.5%以上削減を達成しています。

図 県庁全体の事務事業に伴うCO₂排出量

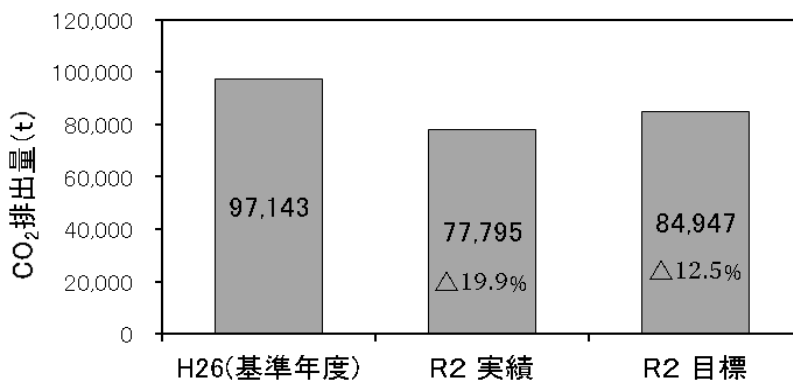
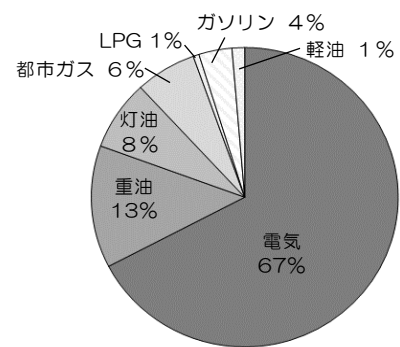


図 CO₂排出量の構成比(R2実績)



【課題】

- ・ CO₂排出量は削減目標を達成しているものの、電気使用量は基準年度よりも増加しており、構成比の67%を占める電気使用量を着実に削減する必要があります。
- ・ 公用車燃料使用量の継続した削減には、職員一人ひとりのエコドライブ及び燃費管理の徹底のほか、電気自動車などの次世代自動車への積極的な更新が必要です。
- ・ コピー用紙購入量については、平成26（2014）年度比で10.1%削減し、削減目標である6%以上を達成しているものの、DX、ウェブ会議システムの積極的な利用やタブレット端末の活用など、全庁的なペーパーレス化の取組みを一層進める必要があります。

(2) 施策の方向

県の事務事業に伴うエネルギー消費量等を削減するため、新県庁エコプラン〈第5期計画〉に基づき、次の施策を推進します。

エコオフィス活動の継続・徹底
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー管理体制の強化、エネルギー・資源消費量の見える化の推進 ・ 照明の適正な使用、事務用機器等の適正な使用・導入、電気設備等の適正な使用など電気使用量の削減 ・ 冷暖房等の使用の適正化など庁舎燃料使用量の削減 ・ 公用車の適正な使用、エコドライブなど公用車燃料使用量の削減 ・ 節水による水使用量の削減、クールビズ・ウォームビズの推進 ・ 用紙類の使用削減（ウェブ会議システムの活用、会議でのタブレット・PCの活用など全庁的なペーパーレス化の推進、裏紙の再使用） ・ ワンウェイプラスチックの利用削減、廃棄物の減量化と分別の徹底 ・ 汚染物質等の排出削減 ・ 富山県グリーン購入調達方針に基づくグリーン購入の推進
施設・設備等における省エネルギー化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築等における省エネルギー化、既設施設の省エネ改修 ・ 蛍光灯のLED化の推進、省エネ診断の受診 ・ 公用車への電気自動車などの次世代自動車の導入
再生可能エネルギーの積極的な導入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設への再エネ由来の電力調達に向けた課題の整理と研究 ・ 県有施設の太陽光発電や小水力発電設備の導入、太陽光発電のPPAモデルの検討

【指標の設定】

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
温室効果ガス排出量の削減率 H25（2013）年度を基準とした温室効果ガス排出量の削減率	基準年度 2013年度 (H25)	11.6%減 2018年度 (H30)	（見直し予定）※ ¹
省エネルギー対策を講じた住宅の比率 二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅の割合	45% 2013年度 (H25)	47% 2018年度 (H30)	64%
エコアクション21の新規登録事業者数 「エコアクション21」に新規登録した事業者の累積数	136社 2015年度 (H27)	165社 2020年度 (R2)	200社
新県庁エコプランのCO₂削減率 H26（2014）年度を基準とした県庁全体の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減率	2.3%減 2015年度 (H27)	19.9%減 2020年度 (R2)	41.7%※ ² 以上減

※1 新とやま温暖化ストップ計画（令和元（2019）年度策定）では30%減を目標としていますが、国が令和3年に改定した地球温暖化対策計画（削減目標：2030年度において2013年度比で46%減）を踏まえ、令和4年度に目標値を見直すこととしています。見直し後の目標値は、本計画の指標の目標にも位置付けます。

※2 新県庁エコプラン（令和2（2020）年度策定）における目標に基づき設定したものであり、同計画に変更があった場合には、この目標も同様に変更されたものとみなします。

第2節 循環型社会づくりの推進

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、環境保全と健全な物質循環を阻害するとともに、温室効果ガスの排出による地球温暖化や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。

今後とも、本県の素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継いでいくため、製品のライフサイクルを踏まえて過剰なエネルギーの投入がないように配慮しながら、一方通行型の経済社会活動から持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」へ移行を推進します。

循環経済への移行により、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が可能な限り低減されるとともに、SDGsの達成などにも対応した新しい循環型社会づくりを推進します。

【将来像】

県民、事業者が3Rに取り組むとともに、製品のライフサイクル全般で、カーボンニュートラルに配慮しながらサーキュラーエコノミーへ移行することにより、資源消費の最小化が図られ、良好な環境の維持と持続的な経済・社会が両立していること。

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

(1) 現状と課題

【これまでの取り組み】

平成15年3月に策定した「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」に基づき、各種施策に積極的に取り組んできました。特にレジ袋の削減については、全国初となる県全域での無料配布廃止に取り組みました。令和3年3月には、地球温暖化や災害廃棄物などの課題にも対応するため、「とやま廃棄物プラン」を改定し、循環型社会づくりに向けた取り組みを進めています。

① 一般廃棄物

- ・ レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収等に取り組む小売店等を登録する「とやまエコ・ストア制度」の推進、食品トレイの使用を見直しノートレイや紙トレイなどへの転換を目指す実証モデル事業を実施しました。
- ・ 食品ロス等を削減するため、使いきり・食べきりを推進する「3015運動^{*21}」、飲食店で小盛りメニューの導入、期限間近商品の優先購入、食品流通段階での商慣習の見直しなど、県民総参加の運動を展開しています。また、家庭の未利用食品を福祉団体等へ寄付する「フードドライブ」を支援しました。
- ・ 市町村が実施する一般廃棄物の処理計画の策定、収集・処分、容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づく資源ごみの回収の推進、ごみ処理の有料化などについて技術的な助言を行っています。

② 産業廃棄物

- ・ 廃棄物の発生抑制及び循環的利用を推進するため、リサイクル製品、エコ事業所のほか、民間事業者が資源物を回収する拠点としてエコ・ステーションを認定しています。

【現状】

① 一般廃棄物

- ・ 一般廃棄物の排出状況は、令和元年度のごみ総排出量が421千tとなっており、近年は横ばい傾向です。本県では、一般廃棄物処分業者のリサイクル量も独自に調査しており、それを含めると1人1日当たりのごみ排出量は、1,046g/人日となり、全国平均（918g/人日）よりも多くなっています。
- ・ 一般廃棄物の排出量を排出形態別で見ると、家庭系ごみが265千t（約65%）、事業系ごみが140千t（約35%）となっています。
- ・ 一般廃棄物の再生利用量の令和元年度の割合（リサイクル率）は、26.0%（全国平均：19.6%）となっており、近年横ばい傾向です。

② 産業廃棄物

- 産業廃棄物の排出状況は、令和元年度が4,077千tであり、近年は減少傾向にあります。また、処理の状況は、減量化2,371千t（58.2%）、再生利用1,530千t（37.5%）、最終処分（埋立処分）175千t（4.3%）であり、減量化率と再生利用率の合計は95.7%となっています。
- 種類別の排出量は、有機性汚泥が1,749千t（42.9%）と最も多く、次いでがれき類が762千t（18.7%）、無機性汚泥が645千t（15.8%）の順となっており、この3種類で排出量全体の約8割を占めています。
- 業種別の排出量は、製造業が1,940千t（47.6%）と最も多く、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が996千t（24.4%）、建設業が899千t（22.0%）の順となっており、この3業種で排出量全体の約9割を占めています。

図 一般廃棄物排出量の推移

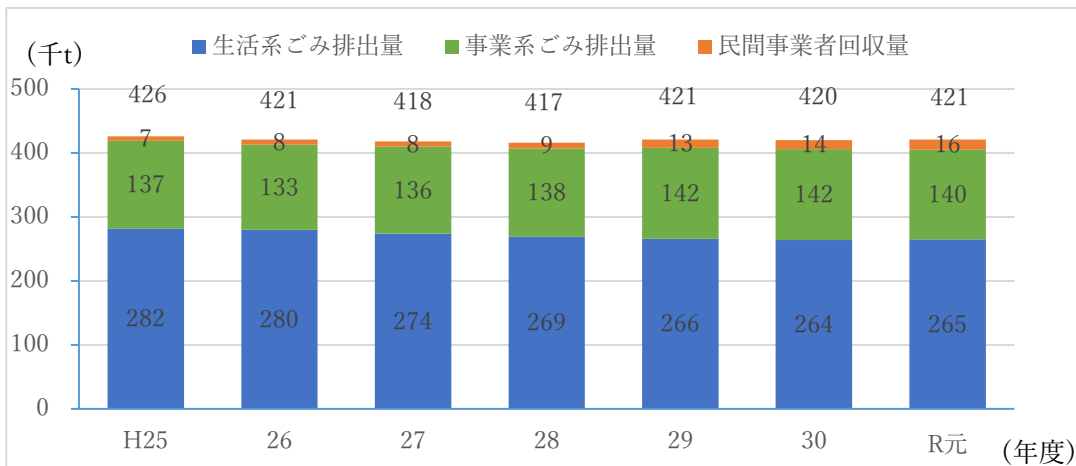


図 産業廃棄物排出量の推移

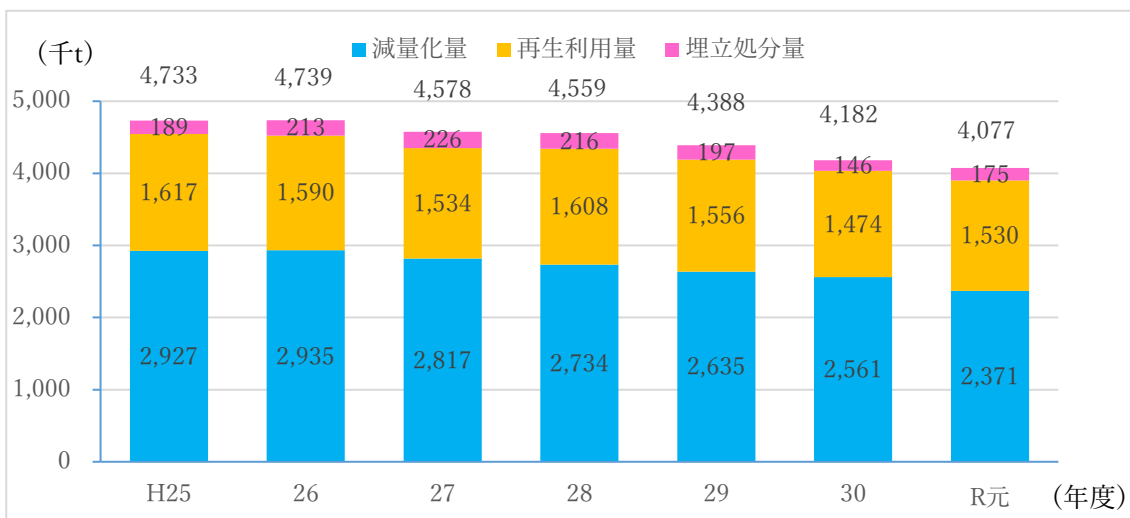
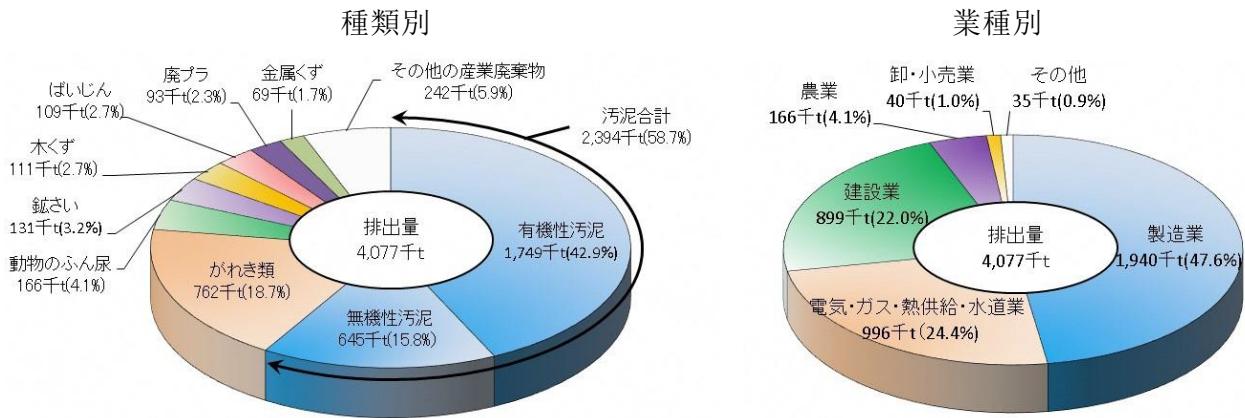


図 産業廃棄物の排出状況（令和元年度）



【課題】

- ・ 環境マネジメントシステムの導入など環境に配慮した事業活動への転換など、事業者による廃棄物の排出抑制の取組みを一層促進する必要があります。
- ・ 食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、食品ロス・食品廃棄物の削減や再生利用の取組みを一層加速する必要があります。
- ・ 令和4年4月に施行の「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、ワンウェイプラスチックの削減や、現在回収されている容器包装プラスチック以外の家庭のプラスチックごみの一括回収などの新たな取組みを進める必要があります。

(2) 施策の方向

廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、食品ロス・食品廃棄物の削減やプラスチックの資源循環を進め、循環型社会の実現を図ります。

廃棄物の排出抑制・再使用の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2R（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース））の普及啓発 ・ ISO14001^{*22} やエコアクション21^{*23} など環境マネジメントシステムの導入の促進
廃棄物の再生利用の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ エコ・ストアや県認定エコ・ステーションなどにおける資源回収の推進 ・ 公共工事などにおける富山県認定リサイクル製品の率先利用 ・ 産業廃棄物の再生利用に関する情報収集や調査研究の推進
食品ロス・食品廃棄物の削減の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者、事業者、関係団体、行政が連携した食品ロス等削減運動の展開 ・ 「3015 運動」、期限間近商品の優先購入、商慣習の見直し、フードバンク活動・フードドライブによる未利用食品の有効活用等の促進
プラスチック類の資源循環の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売・サービス事業者におけるワンウェイプラスチックの使用の合理化 ・ 市町村と連携したプラスチックごみの一括回収の推進

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

(1) 現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ 市町村が実施する一般廃棄物処理計画の策定、ごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理について、技術的な助言を行っています。
- ・ 不法投棄が起きやすい河川敷や林道などを「不法投棄防止モデル地域」に設定し、地域住民や市町村、関係機関と連携して重点パトロールを実施しています。

【現状】

- ・ 一般廃棄物については、5つのブロックで広域的な処理が行われており、特に焼却施設は全国最小の5施設となっているなど、全国トップクラスの広域的なごみ処理体制となっています。
- ・ 産業廃棄物については、県内各地に脱水施設や破砕施設などの中間処理施設が設置されているほか、富山市エコタウン事業として整備されている自動車、木質系廃棄物といった様々な廃棄物のリサイクル施設や、金属等の高度なりサイクル・回収施設などが設置されています。
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理を早期に完了するため「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を変更し、保管状況等の把握の徹底や事業者への指導の強化等を進めています。

【課題】

- ・ 一般廃棄物処理施設の老朽化等による維持管理の負担の増大、適正処理の確保が懸念されるほか、人口減少・高齢化社会への対応等の状況を踏まえ、適切な施設の更新・改良を計画的に進める必要があります。
- ・ 不法投棄や野外焼却などの不適正処理について、関係機関とも連携して監視・指導を行う必要があります。
- ・ 毒性を有し適正な処理が求められる PCB 廃棄物については、法令等で定められた期限内に処理を完了する必要があります。
- ・ 感染症の流行等に備えた廃棄物処理体制の確保や、近年頻発する自然災害に対応した災害廃棄物の広域処理体制の構築に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向

人口減少や高齢化などの社会の変化、廃棄物処理施設の老朽化等に適切に対応しながら、有害廃棄物の適正処理や不適正処理の防止対策などに取り組み、循環型社会を支える社会基盤を整備します。

廃棄物の適正な処理体制の整備の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢化や人口減少など社会の変化に対応した処理体制の検討・ 周辺環境の保全に配慮した廃棄物処理施設の適切な更新・ 高齢者世帯に対するごみ出し支援についての市町村への助言
不適正処理防止対策の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 市町村や警察、海上保安庁などと連携した監視指導体制の強化・ 不法投棄や野外焼却など不適正処理防止に向けた普及啓発や業界団体への指導
災害廃棄物対策の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物処理の広域的な連携協力体制の構築と円滑な運用・ 災害廃棄物処理の実効性を高めるための研修、訓練等の実施
PCB 廃棄物の適正処理対策の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 保管事業者に対する処理完了に向けた指導等の強化
ウィズコロナ・アフターコロナ社会における取組みの促進
<ul style="list-style-type: none">・ 感染症拡大防止のためのごみの出し方などの周知啓発・ 市町村、廃棄物処理業者における事業継続計画の策定・点検の促進

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

(1) 現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ ごみの減量化や再生利用、廃棄物の適正処理に関する表彰制度により、県民の意識の醸成及び取組みの促進を図っています。
- ・ 小学4年生を対象とした「とやま環境未来チャレンジ」事業や「とやま環境フェア」等のイベント、様々な広報媒体を活用した普及啓発を推進しています。

【現状】

- ・ 「とやま環境未来チャレンジ」事業には例年約 60 校が参加しており、小学生がごみの減量化、再生利用、食品ロス・食品廃棄物の削減などについて学習しています。また、「とやま環境フェア」には毎年約 10,000 人の来場があり、県、市町村、関係団体や事業者の取組みのPRの場となっています。

【課題】

- ・ 家庭等から排出される剪定枝や県内で廃棄されたプラスチックなどについて、資源としての地域内での活用を検討する必要があります。

(2) 施策の方向

本県での地域性や排出・処理の実態を踏まえ、各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりを推進します。

富山の地域性を活かした地域循環共生圏の形成
<ul style="list-style-type: none">・ 剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物のリサイクルの検討・ 県内で廃棄されたプラスチックや県内由来のバイオマス資源の利活用など、地域内循環の取組みの支援
各主体が連携・協働した3Rの取組みや県民運動の推進
<ul style="list-style-type: none">・ ごみ減量化、リサイクルなど地域の団体が取り組む活動に対する支援・ SDGsの達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進・ 環境フェア等のイベント、ウェブサイト、SNS等を活用した普及啓発

4 次世代環境産業の創出

(1) 現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ 廃棄物処理法に基づき、遵法性や事業の透明性が高く、健全な財務体質を有する優良な処理業者を認定しています。
- ・ 高い技術力を有する本県のアルミ産業について、企業、産業団体、高等教育機関、行政等が協力して、省エネルギーやリサイクルなどのグリーン化推進のための研究開発を実施しています。

【現状】

- ・ 令和元年度時点で、優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく優良認定業者は収集運搬業者が13件、処分業者が15件となっています。
- ・ 令和元年度時点で、県内の廃棄物由来の熱回収施設及び燃料（ペレット等）製造施設は、25施設となっています。

【課題】

- ・ 循環型社会づくりに向けて、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる廃棄物業者を選定できるよう、優良な廃棄物処理業者の育成を図る必要があります。
- ・ 従来の3Rの取組みを進めながら、サーキュラーエコノミーへの移行を目指し、事業者のビジネス戦略として資源循環の取組みを促進する必要があります。
- ・ 廃棄物の処理やリサイクルにあたっては、廃棄物の収集運搬及び廃棄物処理における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を促すとともに、カーボンニュートラルへの動きに対応したリサイクル関連等の研究開発への支援の在り方について検討を進める必要があります。

(2) 施策の方向

次世代環境産業の創出と事業者・人材の育成などを推進します。

次世代環境産業の創出

- ・ 産学官が連携した廃棄物の排出抑制等に関する調査研究の推進
- ・ カーボンニュートラルに対応したリサイクル関連の研究開発・実証の支援
- ・ アルミ産業分野における素材の循環的利用の実現に向けた技術開発の支援
- ・ サーキュラーエコノミーに関する優良な事例等の情報収集・発信
- ・ 融資制度による中小事業者の資源化施設の整備の促進
- ・ 富山県リサイクル認定製品など環境に配慮した製品の利用の促進

適正処理やリサイクルに関する事業者・人材の育成

- ・ 優良産廃処理業者認定制度を通じた廃棄物処理業者の育成
- ・ 処理業者等を対象とした研修会、講習会による人材の育成

脱炭素社会づくりの推進

- ・ 廃棄物処理業者の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、熱エネルギー利用の促進
- ・ リユースやシェアリングの利用促進に向けた普及啓発
- ・ フロン排出抑制法に基づく適正なフロン回収に係る周知徹底

【指標の設定】

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
一般廃棄物循環利用率 一般廃棄物排出量に対する循環利 用量の割合	25.3% 2014年度 (H26)	26.0% 2019年度 (R元)	28%以上
産業廃棄物循環利用率 産業廃棄物排出量に対する循環利 用量の割合	34.1% 2014年度 (H26)	34.7% 2019年度 (R元)	36%以上
廃棄物エネルギー導入・低炭素化 施設数 廃棄物由来の熱回収施設及び燃料 (ペレット等) 製造施設の数	25施設 2014年度 (H26)	25施設 2019年度 (R元)	30施設 [+20%]
リサイクル認定制度に基づく認定 製品数 富山県リサイクル認定制度に基づ く認定リサイクル製品等の数	63製品 2014年度 (H26)	55製品 2019年度 (R元)	65製品
産業廃棄物優良認定業者数 優良産業廃棄物処理業者認定制度 に基づく認定業者の数	収集運搬業者 8件 処分業者 10件 2014年度 (H26)	収集運搬業者 13件 処分業者 15件 2019年度 (R元)	収集運搬業者 20件 処分業者 20件 [+40%]
プラスチック製容器包装廃棄物の 分別収集量 第4期富山県分別収集促進計画(R 2～R6)に定める市町村が行う分 別収集量	5,087 t 2014年度 (H26)	5,248 t 2019年度 (R元)	4,937 t (R6)
廃プラスチック類の最終処分率 再資源化が行われずに最終処分さ れる産業廃棄物の廃プラスチック 類の割合	29.9% 2014年度 (H26)	32.7% 2018年度 (H30)	29%以下

第3節 自然環境の保全

立山連峰や富山湾、さらに四季折々で美しい変化を見せる身近な自然など、本県の豊かな自然環境は県民の誇りであり、この自然環境を将来の世代に継承する必要があります。一方、私たち人間の社会経済活動は、時として自然の持つ復元力を超えるようなレベルにまで至り、生態系を脅かしつつあります。

このため、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、県民一人ひとりが自然に対する理解を深めるとともに、自然環境保全活動を推進し、生物多様性^{*24}の確保や人と野生鳥獣との共生を図ります。

【将来像】

自然を大切に思う心が育まれ、自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然が保全されていること。

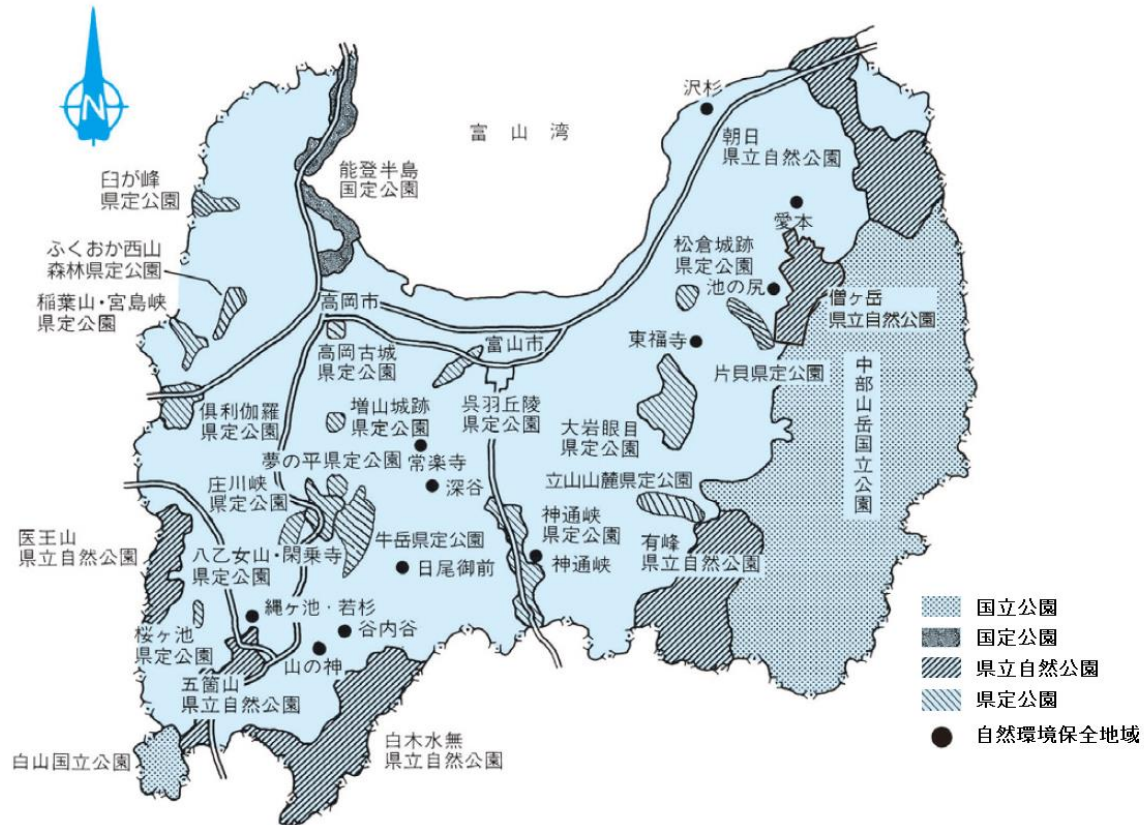
1 自然保護思想の普及・啓発

(1) 現状と課題

【これまでの取り組みと現状】

- ・ 県東部の山岳地帯を中心に、これまで人為の加わっていない原生的な植生が分布しているなど、優れた自然が多く残っています。環境省が平成6～10年度に行った「緑の国勢調査」（第5回自然環境保全基礎調査）によれば、植生自然度^{*25}10又は9（自然度の高い天然林及び自然草原）の地域が県土に占める割合は30.0%で、北海道及び沖縄県に次いで高い値でした。
- ・ 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国定公園の3地域を指定し、県においては、朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山及び僧ヶ岳の6地域を県立自然公園に指定しています。これら自然公園の面積は県土の29.6%を占めています。
- ・ 自然環境の保全を図り、将来に引き継いでいくため、「富山県自然環境保全条例」に基づき、優れた天然林や貴重な野生生物を保護することを目的に自然環境保全地域として11地域を指定しています。
- ・ 自然保護の重要性を広報するため昭和49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト^{*26}（自然解説員、令和2年度末現在892人）による自然解説のほか、自然公園指導員（同37人）、自然保護指導員（同18人）、鳥獣保護管理協力員（同44人）の活動により、自然保護思想の普及啓発を積極的に図っています。
- ・ 富山県自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）を開催し、ナチュラリストの養成を図るとともに、将来のナチュラリスト候補となる自然を大切にする心を身に着けた青少年を育成するため、ジュニアナチュラリスト（令和2年度末現在：362人）の養成を進めています。
- ・ 自然博物館ねいの里では、人と生き物との共生展示館や野外フィールドを利用して自然保護思想の普及啓発を行っています。また、鳥獣保護センターにおいては、ケガや衰弱した野生鳥獣の救護活動を通して鳥獣保護思想の普及啓発を行っています。

図 自然公園等の状況



【課題】

- ・ 経済活動の進展などに伴い、環境への負荷が増大するとともに、人と自然との関係が希薄になってきており、貴重で優れた自然を将来へ継承し、自然を大切にすることを育む必要があります。
- ・ 優れた自然環境の保全を図るためには、自然環境の現況を把握することが重要であり、このための各種調査を科学的に実施する必要があります。

(2) 施策の方向

ア ナチュラリストの養成

- ・ ナチュラリスト等の新規養成を定期的に行うとともに、資質向上に努めます。
- ・ 自然に対する関心を深め、自然を尊び、自然を愛する気持ちを身につけることを目的に青少年層を対象とした自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）を開催します。
- ・ 近年、立山黒部地域への外国人観光客が増加していることから、養成講座に「外国人特別枠」や「外国人対応講座」を設け、外国人観光客に対応できるナチュラリストを養成します。

イ ナチュラリスト等による普及啓発

- ・ 自然公園等を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、優れた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発します。

- ・ ジュニアナチュラリストが関心を持って活動を続けられるよう、自然観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提供します。

ウ 鳥獣保護管理協力員等の配置

- ・ 鳥獣保護管理協力員を県内に配置し、鳥獣保護管理の実施と啓発を図ります。

エ 野鳥愛護の普及啓発

- ・ 5月10日からの愛鳥週間に開催する各種行事により、野鳥愛護の普及啓発を図ります。

オ 法令等による規制

- ・ 自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区については、必要に応じ、新設等を行います。
- ・ 優れた自然環境の保全を図るため、自然公園指導員、自然保護指導員などによる巡視、指導、取締り等を行います。

カ 自然環境の各種調査の実施

- ・ 県内の自然環境全般についての科学的な調査や資料の収集・解析に努め、保全対策に役立てます。

2 自然とのふれあい創出

(1) 現状と課題

① 人と自然との豊かなふれあい

【これまでの取組みと現状】

- ・ 自然への理解を深め、自然に対する愛情とモラルを育成するため、みどりの日、愛鳥週間、自然に親しむ運動月間、全国・自然歩道を歩こう月間などにおいて、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会、講演会を開催しています。
- ・ 国立公園、国定公園などの自然公園においては、優れた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や広場等の整備を進め、適正な管理に努めています。
- ・ 都市近郊の身近な優れた風景地 17 か所を県定公園に指定し、関係市町村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。
- ・ 自然博物館や野鳥の園などの県民公園で、自然とふれあうための行事を開催しています。
- ・ 子供たちの日常の遊びの中で自然体験が減少するなど、人と自然との関係が希薄になってきています。
- ・ 身近な緑は、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きを持っており、快適な環境を創造していくための貴重な資源となっています。
- ・ 森林浴にふさわしい森林を「とやまの森林浴の森」として 60 か所選定しており、そのうち立山の美女平と県民公園頼成の森は全国森林浴の森百選にも選ばれています。
- ・ 雪田草原の広がる平坦地と、豊富な水量を誇る称名溪谷および称名滝からなる立山弥陀ヶ原・大日平は、ラムサール条約に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載されています。
- ・ 都市公園の総面積は、1,628.1ha（令和元年度末）で、このうち市街地における面積は905.0haとなっています。
- ・ 公共施設等の緑化の現況（令和2年度末）は、県管理道路 241km、工場緑地 604ha となっています。
- ・ 「自然に親しみ、学び、守り育てる施設」として富山県自然博物館ねいの里を開設し、「身近な自然の再発見」をテーマに子供たちへ生き物ふれあい教室や自然観察会の実施等自然保護の普及活動を行うとともに、人と生き物との共生をテーマに企画展示や、野生鳥獣被害対策に関する講習等も実施しています。

【課題】

- ・ 人と自然との関係が希薄になった昨今において、山、川、海等の多様な自然環境の体系的な保全や地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場や機会を確保していくためには、自然とのふれあいに係る施策を積極的に展開するとともに、自然とのふれあい等に関する情報を提供していく必要があります。

- ・ 利用者の増加による負荷の集中・増大（し尿処理、登山道の荒廃）に対応するため、利用分散や環境配慮を目的とした施設の整備を図っていく必要があります。
- ・ 都市化の進展や宅地、工業団地の造成等により、都市部を中心に農村部や山間地においても緑の減少が見られており、緑化を推進する必要があります。
- ・ 優れた県土を守り、自然との調和を図っていくため、多様な生物相に配慮しながら良好な緑の保全と創造に努めていく必要があります。

② うるおいある景観づくり

【これまでの取組み】

- ・ うるおいある景観づくりを総合的計画的に推進するため、平成 14 年 9 月に「富山県景観条例」を制定し、景観の保全及び創造に関する施策を実施しています。

【現状】

- ・ 本県では、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村（散居）、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

【課題】

- ・ うるおいや安らぎを感じることができるゆとりある空間や調和のとれた景観への関心が高まっていることから、優れた景観の保全や良好な景観の創造を推進する必要があります。
- ・ 誰も住まず放置されたままの空き家が増加しており、空き家の管理不全に伴う良好な景観の阻害が懸念されることから、空き家の除却や有効活用等を推進する必要があります。

③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

【これまでの取組み】

- ・ 景観整備や史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等の整備を進めています。
- ・ 人々が心にゆとりやうるおいを感じる富山県内の建造物や施設等によって形成される景観で地域の魅力やシンボルになっているものや地域住民等の創意工夫や努力によって魅力が創出されている景観のうち、特に優れたものを「うるおい環境とやま賞」として表彰しています。
- ・ 自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景 50 件を「とやまの音風景」として認定しています。

【現状】

- ・ 歴史的文化的環境は、その一つひとつが、地域をとりまく自然的、社会的条件から生まれ、私たちにうるおいややすらぎ、文化のかおりといった精神的な恵みを与えてくれるこ

とから、これを育て継承していくことが求められています。

- ・ 富山県の山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや行事が各地に伝えられているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落をはじめ優れた史跡・名勝・天然記念物や、国宝に指定されている瑞龍寺や重要文化財勝興寺をはじめ大規模な建造物等が多くあります。
- ・ 「日本の音風景百選（環境省選定）」に、「エンナカ^{*27}の水音とおわら風の盆（富山市）」、「称名滝（立山町）」、「井波の木彫りの音（南砺市）」の3か所が選ばれています。
- ・ 「かおり風景百選（環境省選定）」に、「富山の和漢薬のかおり（富山市）」、「黒部峡谷の原生林（黒部市）」、「砺波平野のチューリップ（砺波市）」の3件が選ばれています。

【課題】

- ・ 近年の都市化の進展等に伴い、歴史的文化的資源が失われつつあることから、これらの価値を再認識し、適切な保存や快適な地域環境の形成に向け活用していく必要があります。

（２）施策の方向

① 人と自然との豊かなふれあい

ア 自然とふれあう場と機会の確保

- ・ 川、海、里山など身近な自然環境については、多様な生物の生息・生育環境、自然とのふれあいの場として保全・整備を進めます。
- ・ 県民の自然への関心を高め、理解を深めるため、自然とふれあうイベントとして自然博物館ねいの里における雑木林探検や立山山麓家族旅行村でのスノートレッキングの開催をはじめ、アウトドアリクリエーションや地域の持続的な自然資源の利用に関する情報の提供等により、自然とふれあう機会を確保します。
- ・ 自然保護団体や地域等と連携し、自然観察会の開催や動植物の保護などの保全活動を推進します。
- ・ 富山県フォレストリーダー^{*28}による森林・林業に関する体験活動（森の寺子屋）を実施するとともに、森林セラピーなどの健康プログラムや森林スポーツといった森林空間利活用を推進します。
- ・ 県民が、登山、トレッキング等野外アクティビティにより一層自然の魅力を楽しむことができるよう施設の整備を促進するとともに、情報発信を行います。
- ・ ラムサール条約登録湿地「立山弥陀ヶ原・大日平」の環境保全と利用の推進を図ります。
- ・ 立山自然保護センターなどの自然体験施設の利用と登山者等に対する安全対策を推進します。
- ・ 立山山麓家族旅行村において、リモートワークやワーケーションに対応する施設の利用を通して、自然とのふれあい創出を推進します。

- ・ 国立公園と国有林の連携事業において重点地域に選定された「中部山岳国立公園」について、自然保護と利用の両立に向けた取組を推進するなど、「立山黒部」の魅力の維持向上を図ります。
- ・ 国内初の現存する氷河「立山地域の雪渓群」など、独特の地形・自然を最大限に活かした「立山黒部」の魅力について、情報を発信します。

イ 登山道、公衆トイレ等の整備

- ・ 優れた自然環境の保全に配慮しながら、自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、その地区の特性や利用状況に応じた登山道、公衆トイレ、野営場、休憩所等を整備します。
- ・ 自然公園等における案内施設の充実と外国語案内板等の整備を推進します。

ウ 花と緑の元気とやま創造プランの推進

「花と緑の元気とやま創造プラン」に基づき、「花と緑と人が輝く元気とやまの創造」を推進するため、次の施策を推進します。

花と緑をすすめる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 花と緑の推進活動（県民の自主活動、花と緑の銀行、緑花推進県民会議） ・ 花と緑の推進基盤（基金と募金運動、花と緑の推進施設、花と緑の情報の交流、公共工事等の緑化導入） ・ 花と緑の地域計画（市町村緑化計画、花と緑の協定）
花と緑をはぐくむ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 花と緑の拠点（シンボル、公園、学校等、公共施設、家庭、民間施設等） ・ 花と緑のベルト（みち、水辺、海辺） ・ 花と緑のエリア（身近な花と緑の保全と育成、自然環境の保全と森林整備） ・ 花と緑をはぐくむ活動（維持管理、生産の振興と技術開発）
花と緑にふれあう
<ul style="list-style-type: none"> ・ 花と緑の意識の高揚（ふれあい行事、学習、交流） ・ 花と緑のふれあい（身近な花と緑の活動、自然環境と森林の活用） ・ 花と緑のいやし（花と緑のセラピー）

エ 森づくりプランの推進

「森づくりプラン」に基づき、次の施策を推進します。

水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民との協働による里山林の整備や海岸林の保全 ・ 奥地人工林の混交林への誘導 ・ 放置竹林の整備と竹資源の有効活用の支援 ・ スギ伐採跡地への優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽 ・ 森づくりに必要な技術の開発と活用

とやまの森を支える人づくりと森林資源の循環利用の推進

- ・ 県森づくりプランの策定と市町村森づくりプランの策定支援
- ・ とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティアへの活動支援
- ・ 森づくりに関する専門的な技術を有する人材の育成と活用
- ・ 森づくり活動の効果など森づくりに関する情報の発信
- ・ 森林環境教育の推進や、森林とのふれあいの機会の提供など森林の大切さの普及・広報活動の推進
- ・ 公共施設等の木造化等や、県産材遊具の導入支援などの木育の推進

オ 自然生態系と共生する農業・農村基盤整備の推進

- ・ 「とやま水土里プロジェクト 2019（農業農村整備実施方針）」に基づき、農業農村整備事業において、豊かな水と緑と多様な生物の生息環境の保全・創出を推進します。

② うるおいある景観づくり

ア 富山県景観条例に基づくうるおいある景観づくりの推進

「富山県景観条例」に基づき、次の施策を推進します。

県民等の活動による景観づくり

- ・ 県民等に対する景観づくりに関する情報の提供、景観教育や学習の支援、景観づくりの功績・優良な事例に対する顕彰の実施
- ・ 「景観づくり住民協定」の公表及び支援、地域の景観に大きな影響を与える事業者との「特定事業者景観づくり協定」の締結の推進

水と緑とふるさとの景観づくり

- ・ 地域で親しまれ、風土と一体となって優れた景観を形成している建造物等の「ふるさとの記念物」への指定及び保存のために必要な支援の実施
- ・ 優れた景観を眺望できる地点を指定した「ふるさと眺望点」（愛称：とやまビューポイント）の活用や、眺望景観の保全

公共事業及び大規模行為の景観づくり

- ・ 道路、橋梁、庁舎の建設等の公共事業を行う際に景観上留意すべき事項を定める「公共事業の景観づくり指針」による景観づくりの推進
- ・ 大規模行為の事前届出制度による助言・指導の実施

重点地域の指定による景観づくり

- ・ 県民に親しまれ県の顔となる地域や新たに良好な景観を形成していく地域等の「景観づくり重点地域」への指定
- ・ 重点地域での、事前届出制度による助言・指導の実施

イ 各種計画等に基づく景観施策の推進

- ・ 公共事業、開発事業における景観整備を推進します。
- ・ 散居村の景観、棚田地域の景観の保全等を推進します。
- ・ 空き家の発生抑制、利活用、除却等を推進します。

ウ 屋外広告物の規制

- ・ 「富山県屋外広告物条例」に基づき、良好な景観の形成・風致の維持のため、屋外広告物の規制を行うとともに、本制度についての普及啓発を行います。

③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

ア 歴史的文化的遺産の保全と景観配慮

- ・ 歴史的文化的遺産は、周辺の自然環境と一体として保存するとともに、周辺の土地利用に当たっては、その景観を損なわないよう十分に配慮します。

イ 歴史的文化的な景観の保全等

- ・ 地域の歴史的成り立ちを考慮し、歴史的文化的背景をいかした街並みの形成に努めるとともに、古いまち並みや歴史をしのぶ建物等をシンボルとして、街づくりに活用します。

ウ 歴史的文化的遺産におけるふれあい施設等の設置

- ・ 鎮守の森、寺社、古木、遺跡等身近な歴史的文化的遺産について、県民が気軽に歴史的文化的雰囲気にとりくつろげる施設等の設置を進めます。

3 自然環境保全活動の推進

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 自然環境の保全を積極的に推進するため、「富山県自然環境保全基金制度」を昭和 47 年度に設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同して土地の公有化を進めています。令和 2 年度末までに公有化した土地は約 140ha となっています。
- ・ 恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とし、地形・地質、植物、動物、景観の保全のためのガイドラインとして策定した「富山県自然環境指針（平成 5 年度）」に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の指導、助言を行っています。この指針では、県土を約 1 km 四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の 4 つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っています。
- ・ 山岳地等における環境に配慮したトイレの整備を推進しており、公共トイレを一ノ越、美女平等 8 か所で整備したほか、中部山岳国立公園内の山小屋トイレ 26 か所（令和 3 年 12 月現在）に対して整備支援を行っています。
- ・ 立山の貴重な自然環境や優れた景観を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例」を制定し、平成 27 年 4 月から立山有料道路におけるバスの排出ガス規制を行うとともに、規制対象区間を通行するバスの適合状況等の調査を実施しています。

【課題】

- ・ 「富山県自然環境指針」のデータについては、開発行為に対する指導助言の根拠となるため、適切な情報の把握に努める必要があります。
- ・ 近年の登山ブームを背景に、山岳環境の保全と適正な利用が求められています。特に、高山植物の踏み荒らしなどによる自然環境の破壊を防ぐため、登山道の整備とその維持管理を行う必要があります。
- ・ 山岳地トイレについて、より自然環境に配慮した整備改良を推進する必要があります。

(2) 施策の方向

ア 富山県自然環境指針等による開発事業の指導

- ・ 「富山県自然環境指針」に関する適切な情報の把握に努めるとともに、指針に示す地域ごとの地形・地質、植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して適切な指導・助言を行います。特に自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等においては、自然に負荷を与えないよう、工作物の設置、立ち木の伐採等の開発による影響を最小限にとどめるようにします。

イ 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開

- ・ 県民総ぐるみでの清掃や美化活動を行います。
- ・ 事業者や県民等の参加を得て、ごみ持ち帰り運動等のクリーン作戦を推進します。

ウ 自然環境保全地域・自然公園における貴重な植生の保護・復元

- ・ 自然環境保全地域において適正な保全のため巡視を継続します。
- ・ 踏み荒しから植生を守るための登山道や保護柵を整備します。
- ・ 立山植生モニタリング調査を継続します。
- ・ 荒廃地は現地産植物による植生復元を推進します。

エ 環境配慮型公衆トイレ・山小屋トイレの整備

- ・ 環境配慮型公衆トイレの整備を計画的に進めます。
- ・ 民間の山小屋事業者が行う環境配慮型トイレの整備を支援します。

オ 山岳自然環境の保全

- ・ 県道立山公園線へのマイカー乗り入れ禁止を継続します。
- ・ 立山におけるバスの排出ガス規制及びバス事業者への排出ガス低減のため車両の更新等を支援します。

4 生物多様性の確保

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 富山県は、3,000m 級の山岳地帯から海岸まで、変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやニホンカモシカといった野生動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等多様な自然環境に恵まれています。
- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物 201 種、植物 194 種の合計 395 種（令和 3 年 1 月 4 日現在）が指定され、捕獲や譲渡が禁止されています。県内ではこのうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、トキ、ウミガラス、チュウヒ、クロツラヘラサギ、オオヨシゴイ及びアカモズの鳥類 13 種と淡水魚のイタセンパラ、昆虫のシャープゲンゴロウモドキ及びタガメ、アツモリソウ、クモマキンポウゲ及びタカネキンポウゲの植物 3 種が確認されています。そのほか、レッドリスト^{*29}に絶滅のおそれのある種として選定されている動植物も県内で多く見られます。
- ・ 特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、平成 9 年度に全国で初めてイヌワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、平成 12 年 3 月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定しています。
- ・ 鳥類、ほ乳類以外の野生生物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、その生息・生育地を「富山県自然環境保全条例」に定める自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っています。
- ・ 希少種以外の野生生物についても、鳥獣保護区やビオトープを活用した自然と共生した地域づくりを進めているほか、自然博物館「ねいの里」におけるビオトープづくりの実践など、ビオトープによる自然との共生、生態系の保全を図っています。
- ・ 希少な動植物種の県内の実情は「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま^{*30}）」にまとめており、県民の野生生物に関する理解の向上を図っています。
- ・ 適切な鳥獣保護管理行政を推進するため、5 年ごとに鳥獣保護管理事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区（令和 2 年度末現在 40 か所合計 107,683ha）の指定や、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査等の各種施策を行っています。
- ・ 国内では、平成 20 年に「生物多様性基本法」が制定され、その後、「生物多様性国家戦略 2010」が策定されました。また、平成 22 年に名古屋で「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が開催され、地球規模での生物多様性の保全と回復をめざした「愛知目標」などが採択されました。

【課題】

- ・ 生物多様性を確保するためには、生態系、種及び遺伝子の多様性を保全する必要があります。
- ・ 野生生物の生息・生育環境の悪化により、また水田の管理や薪炭林の伐採など人間によ

る働きかけがなくなり、里地里山の多様性が失われることで、絶滅のおそれのある種が増加しており、生態系を含めた保全対策が必要となっています。

- ・ 生物多様性や生態系の保全の重要性について、普及啓発を行っていく必要があります。
- ・ 希少野生生物の保護や外来生物の侵入防止の取組みを推進していく必要があります。

(2) 施策の方向

ア 富山県生物多様性保全推進プランの推進

「富山県生物多様性保全推進プラン」に基づき、次の施策を推進します。

生物多様性と暮らし・文化のつながりの認識
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民を対象とする普及啓発活動、子どもを対象とした環境教育・学習活動、地域文化の体験活動及び指導者の育成
ライチョウや地域固有種をはじめとする希少種保護
<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少種の生息・生育環境の保全、保護管理計画の策定、外来種の駆除、法令に基づき捕獲・採取の禁止措置、生息・生育地における開発の制限保護増殖事業の実施
立山ワイズユース
<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの排出ガス規制、自然植生の復元、外来植物の除去、ライチョウの保護
里地里山の保全・再生と文化の継承
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した農林業の推進、里山林の整備、耕作放棄地の再利用、自然観察会の開催
生物多様性保全型の農林水産・観光業の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境にやさしい農業の展開、生物多様性を観光資源として活用した観光客誘致の推進

イ 希少な野生生物の保護

- ・ ライチョウ、イヌワシ等の保護による野生生物の生息・生育環境の保全を推進するとともに、希少野生動植物保護条例に基づき、「指定希少野生動植物」の指定、周知、監視等を実施したほか、本県の「指定希少野生動植物」に関する保護活動を支援します。
- ・ イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を行います。
- ・ ライチョウの生態・生息状況・保護の取組みや立山での目撃情報をスマートフォンなどでリアルタイムで紹介する「立山室堂ライチョウ見守りネット」を運用するとともに、保護柵の設置や観察マナーの普及などのライチョウ保護活動を県民協働で推進しています。

ウ 外来生物等の適切な管理の推進

- ・ 立山における外来植物除去やニホンジカのモニタリング調査の実施など、生態系を脅かす外来生物等の適切な管理を推進します。

エ 自然と共生した地域づくり

- ・ 希少種以外の野生生物についても、鳥獣保護区やビオトープを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図ります。
- ・ 生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、環境の復元や創出を図るため、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ林保全対策事業などを実施します。

- ・ 動植物の生息・生育に配慮した河川整備など地域の特性に応じた多様な生物が生息・生育する環境の保全・復元・創造に努めます。
- ・ 里山地域における生物多様性の保全を図るための里山林整備を行います。

5 人と野生鳥獣との共生

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 近年、ツキノワグマによる人身被害の発生、イノシシやニホンザル、カラス等による農作物被害や生活環境被害が発生し、地域住民の不安が高まっています。
- ・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、カモシカ、ニホンジカについては、管理計画を策定し、科学的・計画的な対策を実施しています。
- ・ 有害鳥獣捕獲については、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少しています。
- ・ 鳥獣保護センターによる傷病鳥獣の救護や鳥獣保護区の指定・管理などにより、野生鳥獣の保護やその普及を図っています。

【課題】

- ・ 昨今の社会情勢の変化と鳥獣管理の適切な評価・見直しを行い、順応的な計画を推進する必要があります。具体的には、評価可能な目標設定する鳥獣管理の強化、錯誤捕獲防止のための鳥獣保護の推進、十分な鳥獣捕獲技術をもった人材の育成、鳥インフルエンザや豚熱等の鳥獣による感染症への対応、市街地等への鳥獣出没の対応等が求められています。
- ・ 人とのあつれきが深刻化している野生鳥獣については、科学的知見、幅広い関係者の合意のもとに、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じて、人との共存を図っていく必要があります。
- ・ 有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保が必要となっています。
- ・ かつて薪炭林や農用林として利用された里山林は、燃料革命や肥料革命により里山の利用頻度が低下、樹木が大径化しています。また、中山間地域での過疎化や高齢化による人手不足で地域生活に密着した里山が失われ里山を鳥獣が利用しやすい環境に変化しています。

(2) 施策の方向

ア 保護管理の推進

- ・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等の野生鳥獣のモニタリング調査を実施します。
 - ・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、カモシカ、ニホンジカについては、管理計画による適切な対策を推進するとともに、数値等で具体的に評価可能な目標を設定し5年毎に計画を見直します。
 - ・ 都道府県をまたいで移動する鳥獣対策のため、隣接県と広域的な管理方法について積極的に協議を行います。
 - ・ 鳥獣保護の推進として錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組みを推進します。
-

- ・ 人材の育成として、狩猟免許取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成に努めます。
- ・ 感染症へ対応として、野鳥やイノシシの野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査機関との連携や体制の構築に努めます。
- ・ 市街地等への鳥獣出没に円滑な対応を行うための連絡体制の構築や人材育成に努めます。
- ・ 鳥獣保護センターを拠点とする野生鳥獣の救護や普及啓発を行うとともに、鳥獣保護区の指定や管理を適正に行い、鳥獣の安定した生存の確保や生息環境の保全などを進めます。

イ 鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進

- ・ 鳥獣による農作物や生活環境への被害防止のため、電気柵や金網柵といった侵入防止柵設置や花火等を使用した効率的な追払い等を地域住民が主体となって行えるよう被害対策の意識醸成やノウハウの定着に繋がるよう努めます。
- ・ ツキノワグマ管理計画に基づき、県民等への安全対策の周知に取り組みます。
- ・ 里山林の整備による人と野生動物との棲み分けなどを推進します。

ウ 有害鳥獣被害防止体制の維持

- ・ 有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の確保・育成及び捕獲技術向上のため、年3回の狩猟免許試験を行うほか、狩猟入門講座や初心者講習会等を開催します。
- ・ イノシシ及びニホンジカの生息数急増による自然生態系、農林業や生活環境への被害防止のため、環境省の指定管理鳥獣捕獲事業の採択を受け、養成研修を修了した捕獲専門チームの設置と ICT を活用した効率的な捕獲を推進します。

【指標の設定】

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
自然公園の面積	125,554ha	125,554ha	現状維持
国立公園、国定公園及び県立自然公園の面積	2016年 (H28)	2021年 (R3)	
自然環境保全地域の面積	624ha	624ha	現状維持
富山県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域の面積	2016年 (H28)	2021年 (R3)	
ナチュラリスト（上段）とジュニアナチュラリスト（下段）の認定者数	ナチュラリスト 784人 ジュニアナチュラリスト 303人	ナチュラリスト 892人 ジュニアナチュラリスト 362人	ナチュラリスト 1,050人 ジュニアナチュラリスト 470人
ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	2015年度 (H27)	2020年度 (R2)	
鳥獣保護区の面積	107,683ha	107,683ha	現状維持
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区の面積	2016年 (H28)	2021年 (R3)	
ライチョウ生息数	295羽	324羽	現状維持
北アルプスのうち立山地域（約1,070ha）における推定生息数	2016年度 (H28)	2021年度 (R3)	
外来植物除去活動参加者数	644人	292人	850人
立山黒部アルペンルート沿線における外来植物除去活動参加者数	2015年度 (H27)	2020年度 (R2)	
里山林の整備面積（累計）	2,381ha	3,603ha	4,800ha
竹林を含む里山林を整備する面積	2015年度 (H27)	2020年度 (R2)	

第4節 生活環境の保全

私たちの健康や生活環境に対して被害が生じないよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることは、私たちが健やかに暮らしていくために最も基本的なことです。本県は環境基準^{*31}の達成状況等からみると環境はおおむね良好ですが、富岩運河等のダイオキシン類汚染、有害物質による土壌汚染の顕在化、漂着ごみなど国境を越えた環境汚染などの課題があります。

今後も環境の状況についての的確に把握するとともに、人の健康と生活環境の保全に支障をもたらす課題に対して、適切に対応し、快適で恵み豊かな環境の実現に取り組みます。

【将来像】

県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、さわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保され、ウェルビーイング(真の幸せ)が実感されること。

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

(1) 現状と課題

① 大気

【これまでの取組み】

- ・ 二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質について、環境基準等が定められており、これらの達成維持を図るため、環境のモニタリング及び発生源の監視を行っています。
- ・ 「富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）」に基づき、大気環境保全施策を推進しています。
- ・ 大気環境の効率的な常時監視体制を構築するための適正配置計画を策定し、観測局の配置の見直し等を行っています。

【現状】

- ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、県内 16 の一般環境観測局すべてで環境基準を達成維持しています。一方、光化学オキシダント^{*32}については、高温無風の晴天時に環境基準を超過することが多く、令和2年度の各観測局の観測時間に対する環境基準を超過した時間の割合は、1.6～3.3%となっています。
- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）^{*33}については、平成22年度に常時監視を開始し、逐次観測局を増設し、監視体制の強化を図ってきました。平成27年度までは一部の一般環境観測局で環境基準が未達成の地点があったものの、平成28年度以降は県内12の観測局すべてで環境基準を達成しています。
- ・ 有害大気汚染物質のうち環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべての調査地点5地点で環境基準を達成維持しています。
- ・ 原子力規制庁の委託を受けて、県内における環境放射能の実態を把握するための調査を実施しています。
- ・ 志賀原子力発電所のUPZ^{*34}（緊急時防護措置を準備する区域）圏内においてモニタリングステーション等を設置し、環境放射線の状況についてモニタリングを実施しています。

図 主な大気汚染物質の年平均値の推移（一般環境観測局）

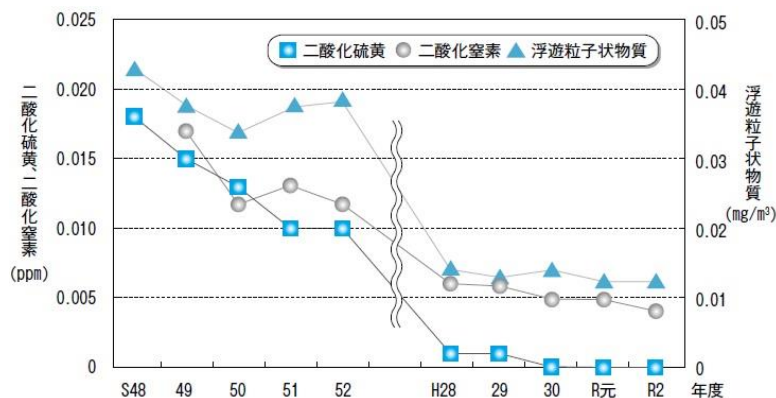
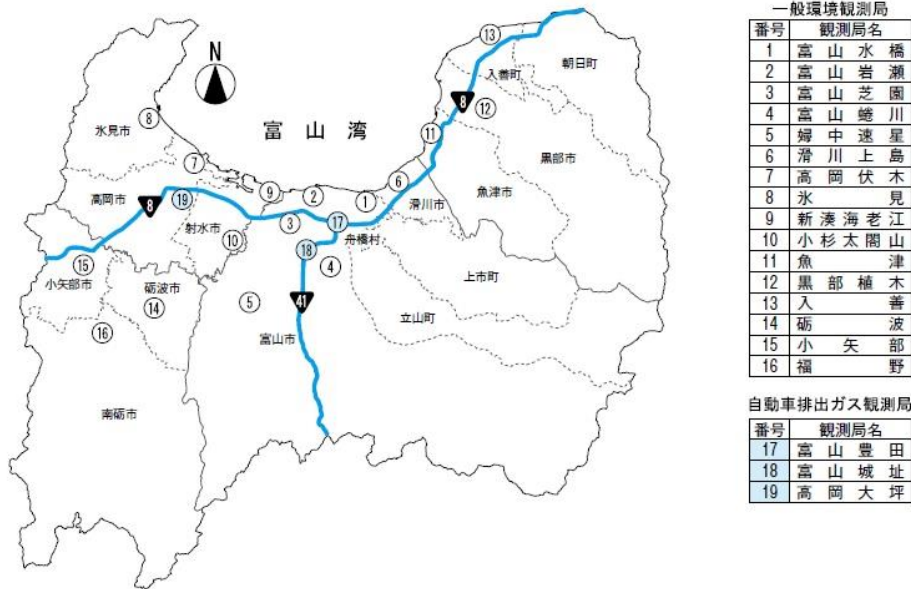


図 大気汚染監視ネットワークの状況



【課題】

- ・ 光化学オキシダントは、全国的に環境基準を達成できない状況が続いていることから、引き続き、原因物質の一つである揮発性有機化合物^{*35}の排出削減に取り組む必要があります。
- ・ 令和2年に大気汚染防止法が改正（令和3年から段階的に施行）され、規制対象となる石綿含有建材が拡大されたことや、今後、石綿使用の可能性のある建築物の解体件数の増加が見込まれることから、石綿含有の有無の事前調査や石綿除去作業が適正に行われるよう、法令順守の徹底を図るとともに、適切な監視指導を行う必要があります。
- ・ 水銀に関する水俣条約の発効を受けて、平成27年に大気汚染防止法が改正（平成30年から施行）され、水銀排出施設に排出基準が定められたことから、排出基準が順守されるよう、適切な監視指導を行う必要があります。
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）で定める指定化学物質の本県での大気への排出量は横ばい傾向にあり、有害大気汚染物質についても環境基準値や指針値を下回っていますが、引き続き環境の状況を監視するとともに、排出抑制を推進していく必要があります。
- ・ 本県では、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が一時的に高濃度になることがあり、その要因の一つとして、北東アジア地域からの汚染物質の流入の影響が指摘されていますが、詳細な要因の解析や、光化学オキシダント濃度の予測手法の開発を行うため、国や他道府県の研究機関とも連携し、調査研究を推進していく必要があります。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、引き続き志賀原子力発電所のUPZ圏内の環境放射線の状況についてモニタリングを実施する必要があります。

② 水質

【これまでの取組み】

- ・ 河川、湖沼、海域の公共用水域における水質汚濁について、カドミウムや水銀等の人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）、生物化学的酸素要求量（BOD^{*36}）等の生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められており、これらの達成、維持を図るため、環境のモニタリング及び発生源の監視を行っています。
- ・ 「富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）」に基づき、水環境保全施策を推進しています。

【現状】

- ・ 河川、湖沼及び海域の公共用水域における水質の環境基準については、健康項目は、測定している環境基準点すべてで達成しています。また、生活環境項目は、水生生物の保全に係る環境基準（水生生物保全環境基準）項目を含め、すべての水域で継続して達成しています。
- ・ 生活環境項目に係る水質の推移は、主要河川のうち過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川では、近年大幅に改善されたほか、庄川や常願寺川、黒部川は現在もその清流を保っています。また、中小河川のうち、過去に生活排水の影響がみられた都市河川でも改善が進んでいます。近年の河川の水質の状況については、ほとんどの河川で環境基準のAA～A類型、湖沼と富山湾ではA類型に相当する清浄な水質を維持しています。

図 水質の測定地点

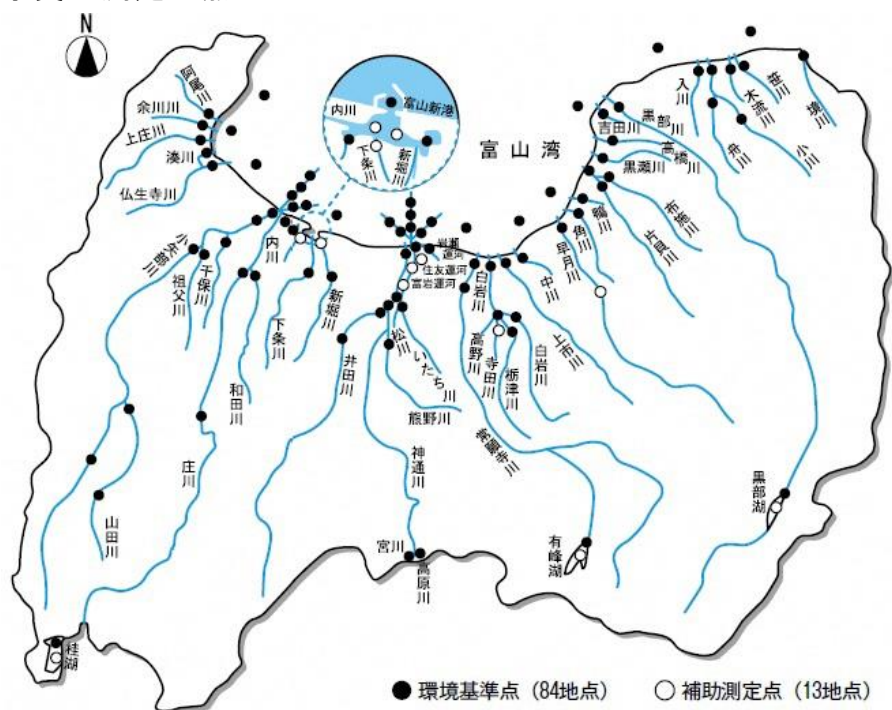
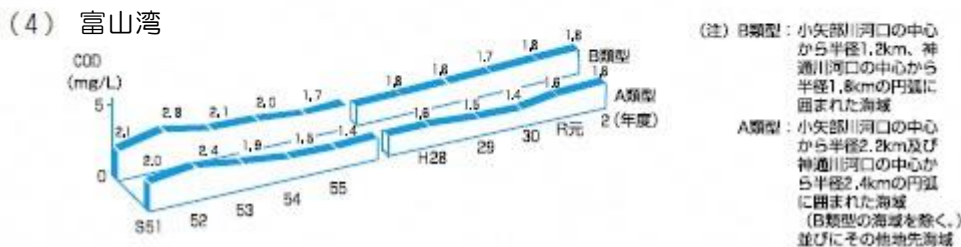
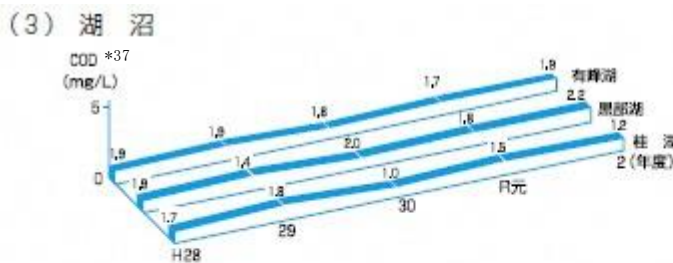
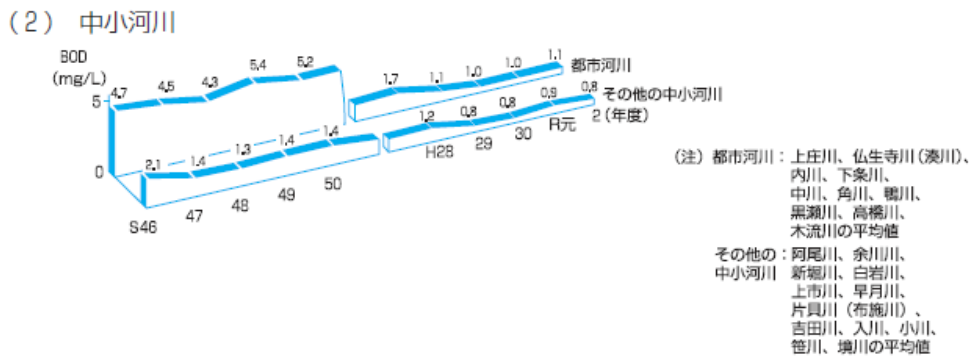
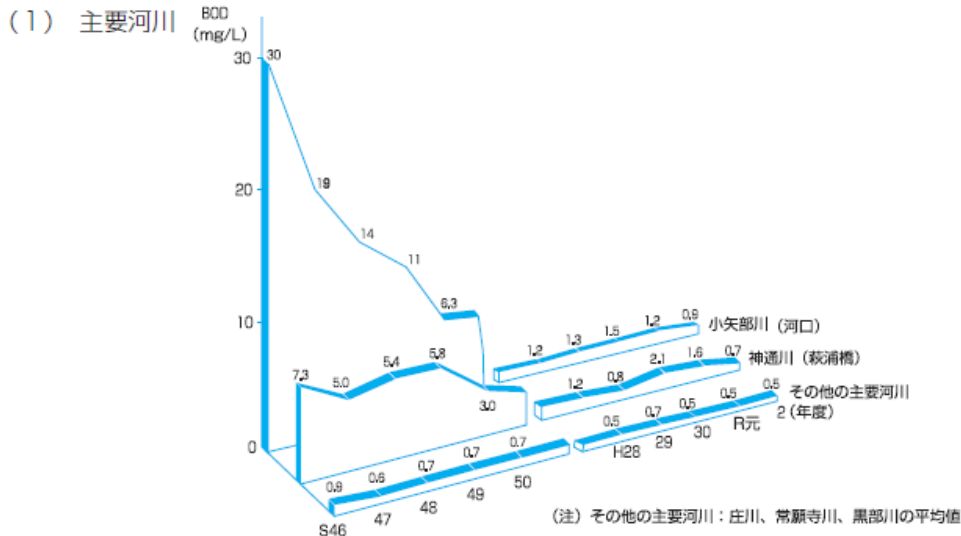


図 河川、湖沼及び富山湾の水質の推移（75%水質値）



【課題】

- ・ 水質汚濁状況の常時監視において、環境基準等の新たな測定項目の追加に適切に対応するとともに、その重点化・効率化について検討する必要があります。
- ・ 富山湾（海域）は通年の評価では環境基準を達成しているが、夏季を中心に基準値を超過することがあります。富山湾の水質は気象、海象等の影響を受けて変動しやすいことから中長期的に汚濁状況を監視し、評価していく必要があります。

③ 騒音・振動

【これまでの取組み】

- ・ 自動車交通騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、主要道路に面する地域において定期的に調査を行っています。
- ・ 航空機騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、空港周辺の4地点において四季を通して調査を行っています。
- ・ 北陸新幹線鉄道の沿線周辺地域において、土地利用等を勘案して騒音の環境基準の地域指定を行い、環境基準の達成状況を定期的に把握しています。

【現状】

- ・ 令和2年度の騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境騒音については市町村による調査で100%、道路に面する地域における自動車騒音については県及び関係市町の調査で99%となっています。
- ・ 航空機騒音については、4地点すべてで環境基準を達成維持しています。
- ・ 令和2年度の北陸新幹線沿線の鉄道騒音の環境基準については、測定した12地点のうち、7地点で達成しています。
- ・ 道路に面する地域の道路交通振動は、公安委員会への要請限度と比較して極めて低い値となっています。

【課題】

- ・ 騒音の状況を把握し、引き続き環境基準が達成維持されるよう努めるとともに、北陸新幹線鉄道騒音については、土地利用等の状況の変化に応じて、地域指定を見直す必要があります。

④ 悪臭

【これまでの取組み】

- ・ 市町村や関係機関と連携し、広域的な悪臭防止に努めるとともに、畜産業に対しては悪臭に関する実態調査、巡回指導、畜産環境保全に係る施設導入補助等を行っています。

【現状】

- ・ 苦情件数は、年度により変動するものの、近年は20件前後でほぼ横ばいで推移しています。
- ・ 悪臭の発生源は工場・事業場のみならず、家庭生活等によるものもあり、多種多様となっています。

【課題】

- ・ 感覚的な被害による悪臭苦情に対して、迅速かつ適切に対応する必要があります。
- ・ 苦情の多い畜産業等について、関係機関と連携して対応する必要があります。

⑤ 発生源対策

【これまでの取組み】

- ・ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法などにに基づき、工場・事業場の立入検査を実施し、排出基準値の適合状況や施設の管理状況等を確認しています。
- ・ 毎年、工場・事業場の環境保全担当者を対象に環境保全技術講習会を開催し、環境保全に関する知識や技術の習得、意識啓発を図っています。
- ・ 工場・事業場に水質汚濁事故の未然防止対策や自主管理体制の強化等を求める冊子等を作成・配布し、啓発を図っています。
- ・ 毒物劇物による事故の未然防止や保管管理の徹底を図るため、講習会の開催等による技術的な支援を行っています。

【現状】

- ・ 近年、事業者に対する社会的責任の要請が高まるなか、工場・事業場での環境汚染事故や施設の不適切な管理などの事例が見られます。
- ・ 団塊世代の熟練技術者が退職し、昭和30年代から40年代にかけての公害問題が深刻であった時代と比較すると、公害防止の重要性に対する認識等の低下の傾向が見られます。

【課題】

- ・ 工場・事業場において公害対策の重要性を再認識した上で、公害防止のための管理体制を再構築する必要があります。

(2) 施策の方向

① 大気

ブルースカイ計画に基づき、本県のさわやかな大気環境を保全するため、次の施策を推進します。

ア 大気汚染の常時監視及び緊急時対策

- ・ 大気汚染物質の濃度を的確に把握し、環境基準の達成状況を把握するとともに、光化学オキシダント等の濃度が上昇した場合には、県民への被害を防止するため、速やかに注意報等を発令し、一斉メール配信システムにより関係機関に情報伝達します。

イ 揮発性有機化合物対策

- ・ 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制を図るため、事業者を対象としたセミナーの開催や情報の提供など、技術的な支援を行うとともに、大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設を設置する工場・事業場に対して、排出基準の

順守を監視指導します。

ウ 石綿対策

- ・ 石綿の有無の事前調査や石綿除去作業が適正に行われるよう、関係者への法令順守の徹底を図るとともに、大気汚染防止法に基づく届出の審査、立入検査等を行い、飛散防止対策の徹底を指導します。

エ 水銀対策

- ・ 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設を設置する工場・事業場に対して、排出基準の順守を監視指導します。

オ 有害大気汚染物質等の調査の実施

- ・ ベンゼンやトリクロロエチレン、水銀等の有害大気汚染物質等について、大気中の濃度を調査し、環境基準等の達成状況を把握します。

カ 光化学オキシダント濃度の予測手法に関する調査研究

- ・ 県内で高濃度となる気象条件、原因物質等の寄与を明らかにするとともに、オキシダント濃度の予測手法の開発を行い、緊急時対応に役立てます。

キ 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施

- ・ 志賀原子力発電所のUPZ圏内における環境放射線を監視するため、氷見市内の観測局で空間放射線量率の連続測定を行うとともに、環境試料中の放射性物質の分析を行うなど、平常時から重点的な環境放射線モニタリングを実施します。

② 水質

クリーンウォーター計画に基づき、本県の豊かで清らかな水環境を保全するため、次の施策を推進します。

ア 公共用水域の水質汚濁状況の常時監視

- ・ 河川、湖沼及び海域の水質を測定し、環境基準の達成状況を把握します。また、大腸菌数、底層溶存酸素量等の新たな測定項目への対応を検討するとともに、補助測定点での調査、要監視項目の測定等の整理を行うなど、常時監視の重点化・効率化を図ります。

イ 富山湾の水質の継続監視

- ・ 富山湾の水質については、窒素、りんなどの関連項目やバックグラウンドでの水質の調査等を行い、中長期的に汚濁状況を監視し、評価していきます。

ウ 生活系排水対策

- ・ 「富山県全県域下水道ビジョン」に基づき、汚水処理施設の着実な整備や未普及地域の早期解消を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、法定受検率の向上など浄化槽の適正維持を推進します。

エ 産業系排水対策

- ・ 排水基準の遵守及び施設の適切な維持管理の徹底を指導するとともに、工場・事業場からの窒素及びりんの自主的な排出削減対策を推進します。

③ 騒音・振動

ア 適正な土地利用の推進

- ・ 交通施設の設置、住宅団地の造成等の大規模な開発に当たっては、騒音や振動の発生源と居住空間等の間に十分な緩衝空間を設けるなど適正な土地利用を進めます。

イ 総合的な自動車騒音対策の推進

- ・ 整備不良及び速度超過等の違反に対する指導取締りの徹底、道路交通騒音が深刻な地域における低騒音舗装の推進、交通量の削減（公共交通機関の利便性の確保、物流の効率化等）又は交通の円滑化（信号機の改良、バイパス道路の整備等）などの対策を進めます。

ウ 工場等対策の推進

- ・ 騒音・振動対策を所管する市町村と連携した事業者指導、技術的助言に努めるとともに、必要に応じて市町村間の調整に努めます。

エ 航空機騒音対策

- ・ 富山空港周辺の騒音の状況を把握し、引き続き環境基準の達成維持に努めます。

オ 新幹線鉄道騒音対策の推進

- ・ 土地利用等の状況の変化に応じ、地域指定を見直すとともに、北陸新幹線沿線で設定した環境基準の達成状況を把握し、環境基準の達成維持に努めます。

カ 生活環境騒音対策の推進

- ・ 近隣騒音等の生活環境騒音については、関係機関と連携を図って原因者に対策を促し、周囲の人々のやすらかな生活環境の確保に努めます。

④ 悪臭

- ・ 悪臭対策を所管する市町村や関係機関と連携した事業者指導や技術的助言を行うとともに、必要に応じて市町村間の調整に努めます。

⑤ 発生源対策

- ・ 工場・事業場への立入検査による監視指導のほか、講習会等の開催によるコンプライアンス（法令遵守）やCSR^{*38}（企業の社会的責任）の啓発、環境汚染事故の未然防止や応急措置等に関する情報提供などにより、事業者の効果的な環境管理体制の再構築を支援します。
- ・ エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入を支援し、事業活動における環境配慮を促進します。

2 環境改善対策等の推進

(1) 現状と課題

① 水質汚濁事故対策

【これまでの取組み】

- ・ 水質汚濁事故については、事故の未然防止の推進及び事故時における関係者間の連携体制の強化を図るため、「水質汚濁事故対策連絡会議」を設置しています。
- ・ 事故時における関係機関や原因者の連絡・対応を盛り込んだマニュアル、油の流出事故を防止するためのリーフレットを作成・配布するとともに、事故対応時の訓練を実施しています。

【現状】

- ・ 近年、有害物質や油などの河川等への流出や地下への浸透などの水質汚濁事故が、年間40件程度発生しています。

【課題】

- ・ 水質汚濁事故への対応として、工場・事業場等における未然防止対策や事故時の被害拡大防止対策を促進する必要があります。

② 土壌・地下水汚染対策

【これまでの取組み】

- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、神通川流域で約1,500ha、黒部地域で約130haの農用地をカドミウムで汚染された農用地土壌汚染対策地域として指定し、対策計画を策定し土壌復元事業を実施しました。
- ・ 土壌汚染対策法に基づき、有害物質を取扱う特定施設の廃止時等に土壌汚染調査の適切な実施を促すなど土壌汚染の把握に努めています。
- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内平野部で地下水の水質を定期的に監視しています。
- ・ 水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場からの有害物質の地下浸透を防止するため、事業者による施設の構造基準の遵守や定期点検の実施などについて監視しています。

【現状】

- ・ 土壌復元及び農地転用が完了した地域は、安全確認等調査を経て対策地域の指定を解除しており、その進捗率は、令和2年度末で神通川流域98.8%、黒部地域99.8%で、残る対策地域はいずれも農地転用計画地となっています。
- ・ 市街地等の土壌汚染については、令和2年度末現在で、要措置区域に1か所、形質変更時要届出区域に4か所が指定されています。
- ・ 地下水については、調査したすべての地点で環境基準を達成しており、また過去に汚染

が判明した地域においても汚染範囲の拡大は認められませんでした。

【課題】

- ・ 農用地土壌汚染対策地域で、指定が解除されていない農地転用計画地について、適切な管理が維持されるよう監視を継続していく必要があります。
- ・ 工場・事業場の跡地等の土壌汚染を早期に発見し、適切に対応する必要があります。
- ・ 地下水汚染が発見された場合は、速やかに対応する必要があります。

③ 化学物質対策

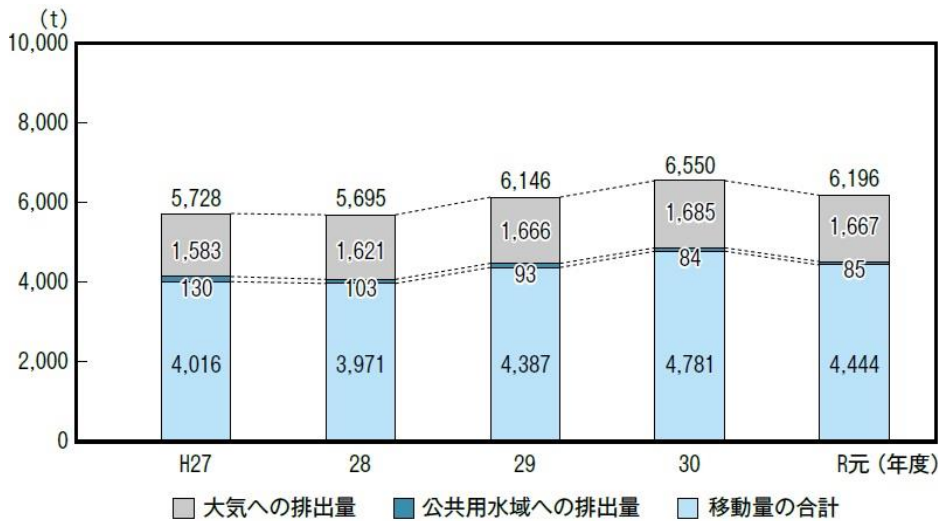
【これまでの取組み】

- ・ 有害性が指摘されている化学物質については、化学物質排出把握管理促進法に基づき、排出量等を把握するとともに、「化学物質管理計画策定ガイドライン」を活用し、事業者にも管理計画の策定を促すなど、適正な管理や排出削減について普及啓発を図っています。
- ・ 有害大気汚染物質のうち優先取組物質については、大気汚染防止法に基づき、環境濃度の常時監視を行っています。
- ・ 化学肥料や農薬については、平成 27 年 3 月に策定した「とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン」に基づき、使用量の削減、有機物資源の有効活用等、環境への負荷の少ない農業の重要性を啓発する運動を展開しています。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく制度の周知徹底を行うとともに、実践する生産者（エコファーマー）を育成するための啓発活動を展開しています。
- ・ ダイオキシン類については、大気、水質、土壌等の調査を行うとともに、廃棄物処理施設等の発生源の監視、指導等を行っています。

【現状】

- ・ 県内の化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の届出排出・移動量は令和元年度実績において 6,196 t であり、その内訳は、大気や公共用水域への排出量が 1,752 t、廃棄物等への移動量が 4,444 t となっています。また、届出排出量の内訳を物質別にみると、全国と同様に合成原料や溶剤として幅広く使用されているトルエン（563 t）、キシレン（316 t）、N,N-ジメチルホルムアミド（185 t）が大きな割合を占めています。
- ・ 有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン等については、すべて環境基準を達成しています。また、その他の優先取組物質であるアクリロニトリル等については、すべての地点で指針値を下回っています。
- ・ 化学農薬の使用量は令和元年度で 3,440 t で、平成 27 年度より 791 t 減少となっています。また、化学肥料の使用量は令和 2 年度で 17.7 k g / 10 a と平成 27 年度より 0.6 k g 減少となっています。
- ・ ダイオキシン類については、富岩運河の底質以外において、すべての環境媒体、調査地点で環境基準を達成しています。なお、富岩運河については、学識者による汚染原因の調査や対策工法の検討結果をもとに、対策工事を実施しています。

図 化学物質の届出排出・移動量の推移



※ 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

【課題】

- ・ 化学物質は、その性状や毒性、使用状況により人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあることから、引き続き、環境リスク^{*39}の低減に向けた取組みを推進していく必要があります。
- ・ 農薬の適正利用や化学合成農薬のみに依存しない総合的な防除方法の普及に努めるとともに、化学肥料・農薬の低減に取り組むエコファーマー等の育成に取り組む必要があります。
- ・ 富岩運河等のダイオキシン類汚染対策を実施していく必要があります。

④ 生活排水対策

【これまでの取組み】

- ・ 「富山県全県域下水道ビジョン 2018」に基づき、下水道、農村下水道、浄化槽等のより効率的な污水处理施設の整備・運営を進めています。

【現状】

- ・ 污水处理人口普及率は令和2年度末で 97.4%（全国第8位、全国平均普及率 92.1%）となっています。
- ・ 浄化槽設置推進事業により 14 市町で浄化槽の設置が進み、令和2年度末現在で 10,420 基となっています。

【課題】

- ・ 下水道、農村下水道、浄化槽等の整備を促進し、生活排水による水質汚濁の防止、改善を図っていく必要があります。

⑤ 公害苦情・紛争

【これまでの取組み】

- ・ 公害に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理制度に基づき、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、速やかで適切な解決に努めています。
- ・ 公害苦情に対しては、関係市町村と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、事業者が法令違反行為があった場合は、直ちに改善させるなど厳正に対処しています。

【現状】

- ・ 「公害紛争処理法」に基づき「富山県公害審査会」に係属した公害紛争処理事件は、令和2年度までで12件で、調停成立が4件、打切り等が8件となっています。
- ・ 公害に関して県又は市町村が受理した苦情は年間181件（令和2年度）で、その内訳は油流出等の水質汚濁や野外焼却等の大気汚染に関するものが多くなっています。

【課題】

- ・ 公害に関する紛争や苦情の未然防止、迅速かつ適切な解決に努める必要があります。

(2) 施策の方向

① 水質汚濁事故対策

- ・ 県民・事業者に対して水質汚濁事故防止に向けた普及啓発を行います。
- ・ 水質汚濁事故に迅速かつ的確に対応できるようにするため、関係者間での連絡・対応体制を整備するとともに、実地訓練を実施します。

② 土壌・地下水汚染対策

ア 農用地土壌汚染対策の推進

- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、残る対策地域について監視を継続し、農地転用が確認できた時点で指定解除を進めていきます。

イ 市街地等の土壌汚染対策の推進

- ・ 土壌汚染を早期に発見するため、引き続き汚染の可能性の高い土地等の情報把握に努めるとともに、土地所有者等に対して土地の売買や再開発の機会をとらえて土壌汚染調査の実施を啓発します。
- ・ 土壌汚染が判明した場合には、周辺住民に健康被害が生じないように、汚染原因者や土地所有者に対し速やかに浄化等の措置を講ずるよう指導・助言を行うとともに、周辺地域の地下水調査を実施し、汚染の状況を確認します。

ウ 地下水汚染対策の推進

- ・ 地下水汚染の発見及び水質の推移を把握するよう、地下水利用が多い県内平野部の地下水の水質の状況を広域的に調査します。
- ・ 地下水汚染が判明した場合には、直ちに汚染範囲の確認と原因の特定を行います。また、

原因者に対し浄化の措置等を講ずるよう指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し地下水利用について周辺住民へ注意喚起します。

③ 化学物質対策

ア 化学物質の環境モニタリングとリスクの低減

- ・ 環境リスクが高いと考えられる化学物質については、排出量等を把握するとともに、大気、水質等の環境調査を行い、化学物質の性状等に配慮して環境リスクの低減を図ります。
- ・ 災害時の化学物質の河川への流出に際して、環境モニタリング及び流出拡大防止措置を迅速かつ効率的に行うための技術情報を整備します。

イ 事業者による自主的な取組みの推進

- ・ 事業者における自主的な化学物質の排出削減を推進するため、化学物質による人の健康や生態系への影響、化学物質の削減方策等に関する技術的な支援、情報提供を行います。

ウ リスクコミュニケーション^{*40}の推進

- ・ 化学物質やその環境リスクに関する情報をウェブサイト等により情報提供するとともに、事業者と地域住民のリスクコミュニケーションの促進を図ります。

エ 化学肥料・農薬の使用削減

- ・ 「とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン」に基づき、化学肥料・農薬の使用量の削減を推進します。

オ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進

- ・ たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式を推進するとともに、実践する生産者（エコファーマー）の育成に向けた普及・啓発活動を実施します。

カ ダイオキシン類等による環境汚染の未然防止

- ・ 大気、河川水質、土壌等の環境調査を実施します。

キ 富岩運河等のダイオキシン類汚染への対応

- ・ 中島閘門上流部において覆砂による対策工事を実施（令和4年度完了予定）するとともに、中島閘門下流部の対策工法について検討するなど、対策事業を進めます。

④ 生活排水対策

- ・ 「富山県全県域下水道ビジョン 2018」に基づき、下水道、農村下水道及び浄化槽等の整備など、地域の実情に応じた効率的な汚水処理を普及促進します。
- ・ 合併処理浄化槽の設置に対して国や市町村と連携して支援を行うなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。
- ・ 法定検査受検率の向上など、浄化槽の適正管理を推進します。

⑤ 公害苦情・紛争

- ・ 公害に関する紛争や苦情が生じないよう各種環境保全施策を推進するとともに、紛争や苦情が発生した場合には、市町村や関係機関と連携して、迅速かつ適切な解決に努めます。

3 県土美化活動の推進

(1) 現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ 「富山県県土美化推進県民会議」が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」や海岸清掃美化活動などの県土美化推進運動が展開されています。
- ・ 「道路愛護ボランティア制度」や「ふるさとリバーボランティア支援制度」により、清掃美化活動への支援を行っています。

【現状】

- ・ 公園や道路、河川、海岸の地域の清掃美化活動など県土美化推進運動に毎年約 40 万人の県民が参加しています。

【課題】

- ・ 身近にある散乱ごみを減らすため、地域が一体となって清掃美化活動に取り組むとともに、日常的な活動を促進する必要があります。
- ・ 河川や海岸などの清掃美化活動の実践につながる環境教育、普及啓発に努める必要があります。
- ・ 清掃美化活動への支援に関する情報をわかりやすく発信する必要があります。

(2) 施策の方向

県民や事業者、民間団体等に対し、幅広い地域での清掃美化活動を呼びかけるとともに、県民の県土美化意識の醸成やモラルの向上を図るなど、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開します。

地域での清掃美化活動の推進

- ・ 「みんなできれいにせんまいけ大作戦」など県下全域での清掃美化活動の推進
- ・ SNS等を活用した清掃大会等の開催予定、開催結果の情報発信
- ・ 県民・事業者がボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり

県民やボランティア団体との連携

- ・ 経済団体、ボランティア団体への呼びかけ・連携による活動の促進
- ・ ボランティア団体間の情報交換による活動の活性化の促進
- ・ 清掃美化活動を支援する制度（補助等）に関する情報提供の充実

県民への広報・啓発活動

- ・ 美しいまちづくりへの関心の高揚、マナー・モラルの向上、環境教育の推進
- ・ ポイ捨て、不法投棄の禁止や屋外保管物の管理徹底に関する周知
- ・ ごみの発生抑制及び適正処理、資源の分別・リサイクルなど3Rの啓発

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

(1) 現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ 「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、市町村、地域住民及び民間団体などの連携のもと、海洋ごみ・海岸漂着物（以下「海岸漂着物等」という。）の円滑な回収・処理を推進しています。
- ・ 各主体が連携・協働した3Rの取組みなど、効果的な海岸漂着物等の発生抑制を推進しています。
- ・ 毎年、清掃美化活動キャンペーン「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を実施するなど、上流域を含めた県内全域で清掃美化活動を推進しています。
- ・ 環境教育及び普及啓発を推進するとともに、美しい富山湾を守る取組みの情報発信に努めています。

【現状】

- ・ 海岸漂着物は県内のすべての海岸で確認されており、個数で見ると、人工物の中ではプラスチック類の割合が依然として高く、飲料用ペットボトルや食品用容器、弁当がら等日常生活に伴って発生するものが多くなっています。
- ・ 海岸管理者等や沿岸市町による海岸漂着物の処理量は、台風や大雨等の出水の状況により毎年変動しています。
- ・ 大きさ5mm以下の微細なプラスチック類は「マイクロプラスチック」と呼ばれ、生態系への影響が懸念されています。県の調査では、県内10海岸のすべてでマイクロプラスチックが確認され、飲食用容器や生活雑貨、肥料に用いる被覆材等の原材料となっているポリエチレンやポリスチレン、ポリプロピレンの割合が高くなっています。

【課題】

- ・ 本県の海岸漂着物等の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因し、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであり、すべての地域が一体となって、清掃美化活動や海岸漂着物等の発生抑制に取り組む必要があります。
- ・ 本県の海岸漂着物の約8割は県内由来であることを知っている県民の割合は約40%で、海岸漂着物の問題について正しい理解を促す必要があります。
- ・ ごみの減量化、適正処理や水域への流出防止、河川や海岸の清掃美化活動など、行動・実践につながる環境教育、消費者教育、普及啓発に努める必要があります。
- ・ 近年、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まっており、本県の海岸漂着物についても、人工物のほとんどを占めるプラスチック類への重点的な対策が必要です。

(2) 施策の方向

県民一人ひとりが良好な海岸の景観、また海洋環境を守り育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指して取り組んでいくため、次の施策を推進します。

円滑な処理の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸管理者等による海岸漂着物等の処理の推進 ・ 地域住民や事業者、民間団体自らの積極的な取組みと回収への協力の促進 ・ 漁業者等の協力による漂流ごみの処理の推進 ・ 災害などにより大規模に発生した流木などの円滑な処理 ・ 沿岸市町への海岸漂着物等の処理に関する情報提供や技術的支援
効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上流・下流の幅広い地域での清掃美化活動の促進 ・ 使い捨てプラスチック製品の使用削減や再生可能資源への転換の促進 ・ マイクロプラスチックや海岸漂着物に関する調査の実施や効果的な情報発信 ・ 農業・園芸用資材や海域で使用される資器材の非意図的な流出防止の呼びかけ ・ 肥料に用いる被覆材の流出防止のための注意喚起と素材転換に向けた研究の推進
環境教育及び普及啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物等の発生原因や海洋プラスチックごみに関する正しい理解の促進 ・ 消費者の適切な商品選択や3Rの実践のための消費者教育の推進 ・ 民間団体等が有する知見やネットワークを活用した普及啓発の推進 ・ 地域に根ざした環境教育のコーディネーターとの連携
美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興・地域活性化に向けた県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進 ・ 美しい海岸を守る県民の活動の国内外への情報発信
国際協力の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環日本海地域の自治体と連携した海岸漂着物の調査の実施や情報発信 ・ 民間団体や学識経験者等による国際的活動への協力
多様な主体の役割分担と連携の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、事業者、民間団体等による海岸漂着物対策への積極的な参画の促進 ・ 県民・事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい仕組みづくり ・ 民間団体等が有する知見やネットワークを活用した海岸漂着物対策の促進

5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ イタイイタイ病について、県では患者等の救済を図るため、昭和 42 年に「イタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱」を策定し、公費による医療救済を実施しました。
- ・ また、昭和 44 年 12 月に公布された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」施行以降、県では法定受託事務として、平成 13 年 5 月の環境省環境保健部長通知などの国の示す基準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイイタイ病患者等の認定を行っています。
- ・ イタイイタイ病に認定された患者は 200 名、要観察者は 343 名となっています（いずれも令和 2 年度末現在の累計）。
- ・ イタイイタイ病患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健師等による家庭訪問指導、要観察者への管理検診、患者の早期発見と住民の健康管理を目的とした住民健康調査などを実施しています。
- ・ イタイイタイ病が発生した神通川流域では、河川水を農業用水として使用していたため、カドミウムが土壌に蓄積し、広範囲な農地で土壌汚染が発生しましたが、33 年の長い歳月をかけて、土壌の汚染を取り除く復元工事を進め、平成 23 年度に完了しています。
- ・ イタイイタイ病を知らない子どもたちの増加や関係者の高齢化等により、その教訓や克服の歴史の風化と関係資料の散逸が懸念されていることから、平成 24 年 4 月に開館した県立イタイイタイ病資料館において、イタイイタイ病の貴重な資料や教訓等を後世に継承するための各種事業を行っています。

【課題】

- ・ イタイイタイ病の貴重な資料や教訓等を後世に継承する必要があります。

(2) 施策の方向

イタイイタイ病資料館を核とした取組みの推進

県立イタイイタイ病資料館において、貴重な関係資料を収集・保存・活用するとともに、子どもたちをはじめ、国内外の幅広い世代にイタイイタイ病の恐ろしさや克服の歴史を伝え、その教訓を通して、環境と健康を大切にするライフスタイルの確立や地域づくりに取り組む心を醸成するなど、以下の施策を推進します。

- ・ 県立イタイイタイ病資料館での貴重な資料の収集・保存を行います。
- ・ 被害の実態や克服の歴史等を継続的に学べる体制づくり、小中学校の課外授業等の積極的な受入れを実施します。
- ・ 外国語にも対応したウェブサイト、リーフレット等を活用した国内外への情報発信等を行います。

【指標の設定】

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
大気環境基準の達成率 一般大気観測局のうち、環境基準を達成している観測局の割合	二酸化硫黄：100% 二酸化窒素：100% 微小粒子状物質：90% 2015年度 (H27)	二酸化硫黄：100% 二酸化窒素：100% 微小粒子状物質：100% 2020年度 (R2)	二酸化硫黄：100% 二酸化窒素：100% 微小粒子状物質：100%
石綿除去作業現場における石綿濃度基準の達成率 石綿除去作業現場で測定した濃度の基準（10f/l以下）の達成率	100% 2015年度 (H27)	100% 2020年度 (R2)	100%
水銀排出基準の達成率 電気炉、廃棄物焼却施設等の水銀排出施設における排出基準の達成率	— 2015年度 (H27)	100% 2020年度 (R2)	100%
水質環境基準の達成率 水質測定地点のうち、環境基準（河川BOD、海域：COD）に適合している地点の割合	河川：100% 海域：100% 2015年度 (H27)	河川：100% 海域：100% 2020年度 (R2)	河川：100% 海域：100%
水質汚濁事故発生件数 油や化学物質の公共用水域への流出など水質汚濁事故の発生件数	50件 2015年度 (H27)	35件 2020年度 (R2)	25件以下 (R8)
汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	96% 2015年度 (H27)	97% 2020年度 (R2)	99%
県内市町村が実施した清掃美化活動の参加者数 県内市町村が実施した公園や道路、河川、海岸などの地域の清掃美化活動への参加者数	25万人 2015年度 (H27)	10万人 2020年度 (R2)	25万人以上

第5節 水資源の保全と活用

本県は、急峻な山々に源を発する清流が大小300あまりの河川となって扇状地を潤し、また、環境省の「名水百選」及び「平成の名水百選」に全国最多となる地下水・湧水関係の8件が選定されるなど、全国に誇れる豊かで清らかな水資源を有しています。

しかしながら、土地利用状況等の変化に伴う地下水涵養量の減少、降雪時における市街地での地下水位の大幅な低下、スギ人工林の荒廃による森林の水源涵養機能の低下等の課題が見られているほか、県民等による保全活動や水文化に関する活動についても、高齢化や後継者不足等による活動の衰退が懸念されています。

私たちの生活や産業に恵みをもたらし、魅力ある県土に欠くことのできない豊かで清らかな水を未来に残すため、今後も水資源の保全と活用を進めていきます。

【将来像】

空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。

1 水源の保全と涵養

(1) 現状と課題

① 地下水の保全

【これまでの取組み】

- ・ 地盤沈下や塩水化等の地下水障害の発生を防止するため、「富山県地下水の採取に関する条例（地下水条例）」に基づき、富山地域及び高岡地域において地下水の採取量の規制等を行っています。
- ・ 県民共有の財産である貴重な地下水を保全し、適正に利用するとともに、涵養を図っていくため、「富山県地下水指針」を策定し、節水や合理的な利用などの各種施策を推進しています。
- ・ 県内平野部の 17 地下水区に設定した適正揚水量^{*41} について、揚水の実態、土地利用状況等の変化を踏まえて見直しを行っています。
- ・ 冬期間の地下水位低下対策のため「注意喚起水位」を設定し、地下水位が大きく低下した時には、地下水位低下注意報等を発令して地下水利用者に節水への協力を呼びかける取組みを進めています。
- ・ 消雪設備や工場等での節水、名水・湧水等の保全活動等に主体的に取り組む「地下水の守り人」を養成し、地域に根差した地下水保全活動を促進しています。
- ・ 水源地域における適正な土地利用を図るため、「富山県水源地域保全条例」に基づき、事前届出による土地取引の把握等を行っています。

【現状】

- ・ 地下水位については、近年、全体的に見て大幅な変動はなく、おおむね横ばいで推移しています。
- ・ 県内平野部の地下水揚水量については、適正揚水量の範囲内で確保されているものの、消雪のための地下水利用の増加により、市街地等の一部の地域で、冬期間に地下水位の低下が見られ、取水障害等の発生が懸念されています。
- ・ 地下水の塩水化は、主として富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近などに見られますが、近年はその範囲に大きな変化はみられません。
- ・ 水田面積の減少など土地利用状況の変化等により、地下水涵養量の減少が懸念されています。

図 県内の主な観測井の地下水位の推移

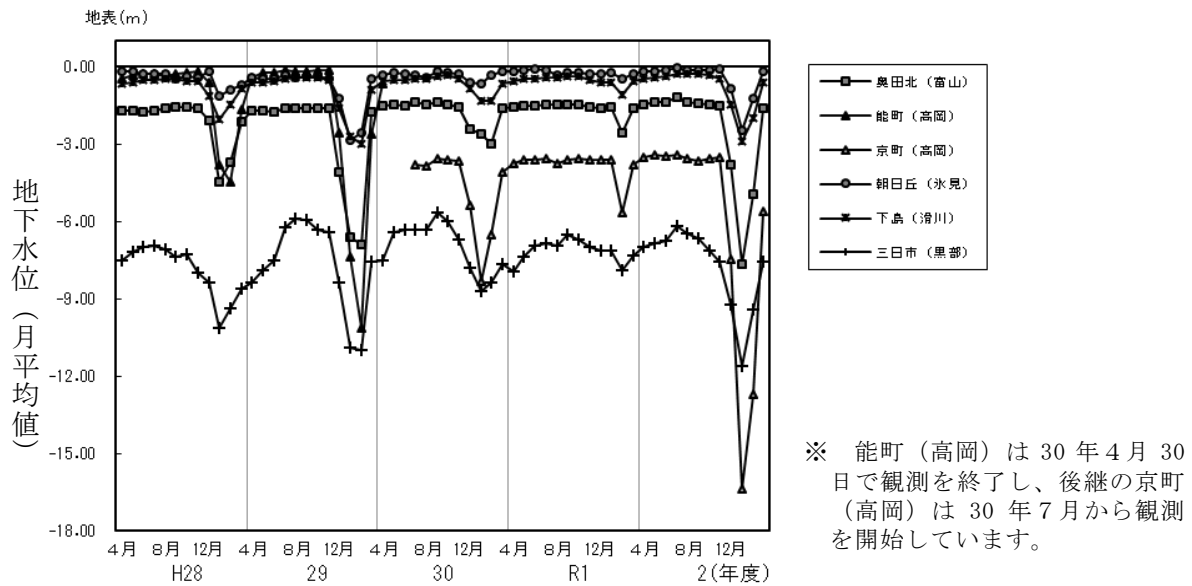
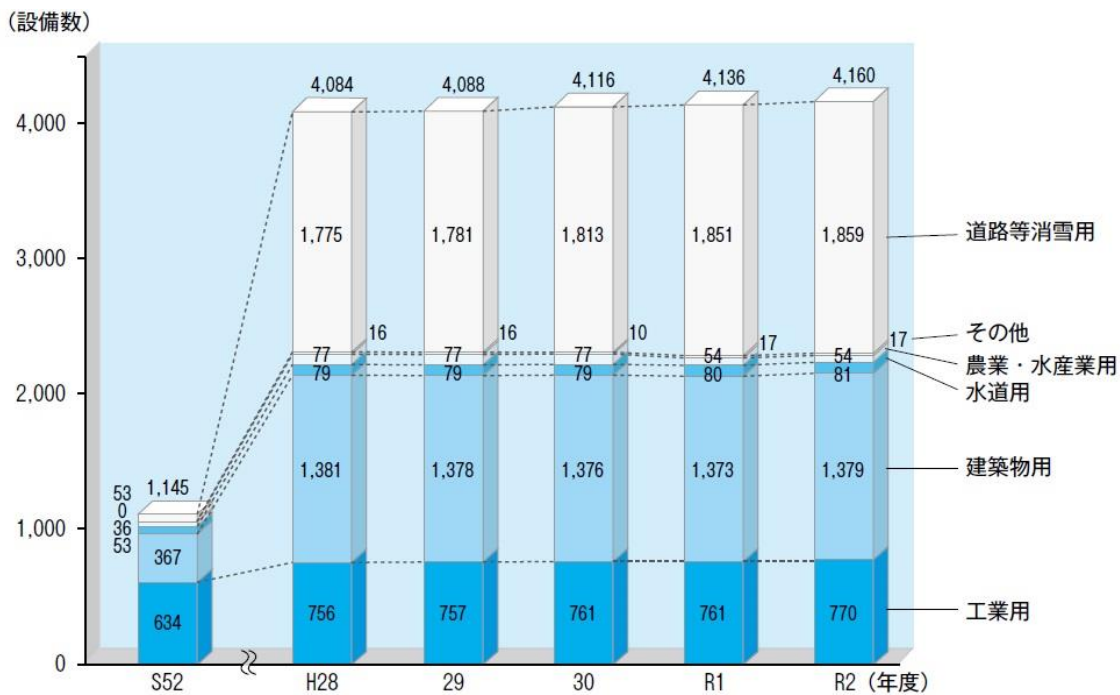


図 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



【課題】

- 消雪用の揚水設備が年々増加しており、道路管理者や町内会等の消雪設備において節水対策が進んでいるものの、現在も降雪時には市街地の一部で一時的に地下水位の大幅な低下が見られることから、今後も節水や合理的な利用などの地下水保全施策を推進していく必要があります。
- 地下水の利用と涵養の均衡を図り、水循環系の健全性を確保するためには、地下水保全のみならず地下水涵養を推進していく必要があります。

② 健全な森林の整備・保全

【これまでの取組み】

- ・ 平成 18 年 6 月に、水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現を図るため「富山県森づくり条例」を制定しています。
- ・ 平成 18 年 10 月には、森づくりを総合的かつ計画的に推進するため「森づくりプラン」を策定し、県民参加での森づくりを推進しています。（令和 3 年 10 月改訂）

【現状】

- ・ 本県の森林の 69%（197 千 ha）が土砂流出防止や水源涵養のための保安林に指定されており、保安林率は全国 1 位となっています。
- ・ 「水と緑の森づくり税」を活用し、地域や生活に密着した里山林の整備を県民協働で実施しています。また、奥山の過密人工林や竹が侵入した人工林等での公益的機能を確保するため、スギと広葉樹の混交林に誘導する整備を実施しています。

【課題】

- ・ 森林の持つ水土保全機能、二酸化炭素吸収源としての働き、生物多様性の保全などの公益的機能を維持していく必要があります。

（2）施策の方向

① 地下水の保全

富山県地下水指針に基づき、県民、事業者及び行政が一体となって、将来にわたり本県の貴重な地下水を保全し、適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくため、次の施策を推進します。

ア 地下水条例による規制

- ・ 地下水条例対象地域において、毎年度の揚水量報告による揚水実態の把握のほか、市町村と連携し、地下水条例に基づく揚水設備の届出や立入検査等の機会を通じて、地下水利用者に対して、取水基準の遵守徹底とともに地下水の保全と適正利用について指導・助言します。

イ 開発事業における配慮

- ・ 工場・事業場の新規立地等の開発事業にあたっては、環境影響評価条例や公害防止条例等の手続きを通じて、地域の地下水環境の保全が図られるよう事業者に対して指導・助言を行います。

ウ 地下水の節水・利用の合理化

- ・ 工場・事業場や消雪設備等における節水・利用の合理化の事例をとりまとめて広く情報提供するなど、地下水利用者の取組に対する技術的な支援を行います。

エ 冬期間の地下水位低下対策の推進

- ・ 地下水を利用する消雪設備について、降雪検知器や交互散水方式などの導入を推進する

とともに、降雪検知器の感度や残雪処理時間等の稼働条件の適正な設定について普及啓発します。

- ・ インターネットを利用して地下水位データをリアルタイムで提供するとともに、降雪により地下水位が大きく低下し、「注意喚起水位」を下回る状態が継続する場合等には、地下水位低下注意報等を発令し、地下水利用者に節水への協力を呼びかける取組みを推進します。

オ 地下水障害等の監視体制の整備

- ・ 地下水障害の未然防止のため、県内平野部全域において地下水位、海岸部において塩水化の調査を行うほか、水準測量調査、地下水揚水量実態調査を定期的実施し、地盤沈下等の状況を監視します。

カ 水循環系の健全性の確保と地下水の涵養

- ・ 水源涵養機能を有する森林や水源山地、農地などの保全を図るとともに、水田等を活用した地下水涵養の取組みに対して、涵養手法・結果や手続き等をマニュアル等にとりまとめて広く情報を提供し、普及を図ります。

キ 調査・研究の推進

- ・ 消雪設備の分布状況に応じた地下水位低下リスクの評価などの調査研究を推進します。

ク 地下水保全に関する普及啓発

- ・ 工場等における節水・利用の合理化によるコスト削減効果等の啓発により、事業者の自主的な取組みを促進するほか、地下水の保全と適正利用、涵養について、各種広報媒体による普及啓発を行うとともに、環境観察会等の開催を通じた将来の担い手育成の取組みを推進します。
- ・ (公財)とやま環境財団と連携して、養成講座や技術講習会の開催等により、地域に根差した地下水保全活動に主体的に取り組む「地下水の守り人」の活動を支援します。

ケ 新たな分野における地下水利用

- ・ 地中熱ヒートポンプの導入などについて、地球温暖化対策とともに地下水の保全と適正利用に配慮した利用の促進が図られるよう普及啓発に努めます。

ク 水源地域の保全

- ・ 水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出による土地取引の把握とともに、必要に応じて指導・助言を実施します。

② 健全な森林の整備・保全

- ・ 間伐等の実施や里山林の整備など県民参加による多様な森づくりや森林の適正な保全と管理など、健全で機能の高い森づくりを推進します。

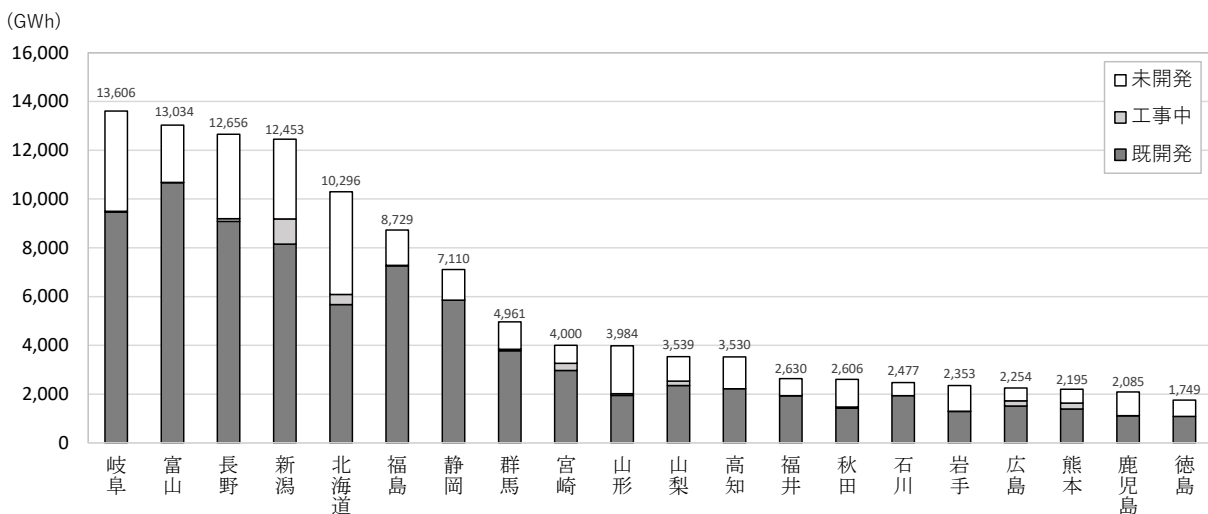
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 明治の末期から豊かな水資源や急流河川を活かした水力発電の開発が盛んに行われ、水力発電は県内における発電電力量の約6割を占めています。
- ・ 包蔵水力が全国第2位と高いポテンシャルを有しており、農業用水等を活用した小水力発電が県内に54か所（令和3年11月現在）建設されています。このほか、小規模なマイクロ水力発電の研究開発が活発に行われています。

図 都道府県別包蔵水力（上位20都道府県、令和2年3月現在）



【課題】

- ・ 未開発の水力も多く、代替エネルギーとしての小水力発電など多面的に水資源を活用していく必要があります。
- ・ 地球温暖化対策に貢献できる水力エネルギーの一層の活用を図るため、県や市町村、民間企業等による小水力発電の取組みを推進する必要があります。

(2) 施策の方向

ア 多面的利用の促進

- ・ 中小河川や農業用水等を利用した小水力発電の整備を推進します。
- ・ 老朽化した県営水力発電所のリプレースを推進します。
- ・ 消流雪、防火、生態系保全などでの活用を促進します。
- ・ マイクロ水力発電装置などの開発を支援します。

イ 合理的な利活用の推進

- ・ 既存ダムを有効に活用した水資源の再開発などを推進します。

3 水環境の保全

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 富山県は、立山連峰などに源がある大小 300 余りの河川により、全国に誇る水辺環境を形成しています。これらの水辺環境は、豊かな情緒をはぐくむ場として、また、スポーツや憩いの場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されています。
- ・ 滝については、代表的な名瀑 37 か所を「とやまの滝」として選定しており、そのうち称名滝は「全国滝百選」にも選ばれています。
- ・ 海岸については、松田江の長浜、雨晴海岸（いずれも能登半島国定公園）や宮崎・境海岸（朝日県立自然公園）のように自然公園に指定され、「日本の渚・百選」にも選定されているところがあります。
- ・ いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川等 66 か所を「とやまの名水」として選定しており、県民の日常生活の中で身近な場所として親しまれています。また、これらのうち、環境省の「名水百選」及び「平成の名水百選」に合わせて8か所が選定されており、選定数は全国でも最多となっています。
- ・ 歴史や文化に優れた水環境の維持保全に努め、水を活かしたまちづくりに優れた成果をあげている黒部市、砺波市及び入善町が「水の郷百選」に選ばれています。
- ・ 環境省の「快水浴場百選」に島尾及び宮崎・境海岸の2海水浴場が選ばれています。
- ・ 良好な海岸環境を維持するため、「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、関係機関・団体等との協働により、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に努めています。

【課題】

- ・ 近年、都市化の進展に伴い、身近な自然が失われつつある中で、水辺や海岸等は水と緑の貴重な空間として、それぞれの地域にあった環境整備や活用が一層求められています。
- ・ 水とのふれあいを取り戻すことによって、水への関心を高め、地域住民の連携など県民参加による良好な水辺環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 県民総参加の水環境保全活動をさらに促進するため、新たに活動に取り組む人材を育成する必要があります。

(2) 施策の方向

ア 水辺の整備の推進

- ・ 水辺の持つ様々な特性を踏まえ、本来の機能との整合を図りつつ、クリーンウォーター計画において示す快適な環境に親しむ場としての快適な水辺の創出、自然性の確保、港湾環境の維持・向上を推進します。

イ 水環境の整備における環境配慮の推進

- ・ 河川、海岸等の水環境の整備に当たっては、生物の生息・生育環境や自然環境への配慮、自然と調和したふれあいの場の創出を推進します。
- ・ 海辺については、自然海岸に近い景観を維持、回復するため、構造物や工法等に工夫した海岸整備を進めます。

ウ 水辺等における清掃や美化活動の推進

- ・ 河川、海岸等の水辺やその周辺においては、県民総ぐるみで地域の清掃や美化活動を推進します。
- ・ ウェブサイトや公式ツイッターを活用し、地域住民や活動団体による水環境保全活動の状況について情報発信するとともに、活動の活性化や団体間の連携を促進します。

エ 富山県海岸漂着物対策推進地域計画の推進

- ・ 多様な主体の役割分担と連携による、海岸漂着物の円滑な回収・処理を推進します。

オ 地域に根ざした水環境づくりの推進

- ・ 「とやまの名水」に対する理解の増進や保全活動への支援等により名水の保全を図るとともに、ウェブサイトや公式ツイッターでその魅力を発信することなどにより、名水の活用を推進します。
- ・ 地域の暮らしや歴史・文化と調和し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」を推進します。
- ・ 地域住民への憩いとやすらぎ空間の提供など、水辺空間の質的向上を推進します。
- ・ 農家・非農家が連携した、防火・消流雪揚水などの地域用水機能を有する農業用水の保全管理活動を推進します。
- ・ 富山湾の環境保全・水産資源保護による豊かできれいな海づくりを推進します。

カ 水環境をテーマとした環境学習の推進

- ・ 身近にある水辺での環境観察会等を開催し、水環境保全活動に自ら取り組む人材を育成します。
- ・ 都市部の貴重な水辺空間である富岩運河環水公園等において、ソーラー発電を活用した電気船、電気ボートによる富岩水上ラインを県と富山市が共同で運航し、環境学習を推進します。

4 水を活かした文化・産業の発展

(1) 現状と課題

【施策の状況と現状】

- ・ 高度経済成長時代に社会構造や都市機能、環境が大きく変化したことで、地域社会と水との関わりが希薄し、地域で受け継がれてきた固有の水文化が忘れかけられています。
- ・ 豊かな水と安価な電力に支えられ、一般・電気機械をはじめ、アルミ等の金属製品、医薬品等の化学などバラエティに富んだ日本海側屈指の産業集積が形成されています。
- ・ 魅力ある水辺空間の賑わい創出や活性化を進めるまちづくり活動に対して支援しています。
- ・ 平成31年3月に改定した「とやま21世紀水ビジョン」の施策展開に「水を活かした文化・産業の発展」を位置づけ、水に関する施策等を総合的かつ横断的に推進しています。

【課題】

- ・ 地域で育まれた水文化の保存・継承や魅力発信等を積極的に進めていく必要があります。
- ・ 恵まれた水を活かし、企業の誘致や産業の振興など水を利用した産業の発展を図る必要があります。

(2) 施策の方向

ア とやま21世紀水ビジョンの推進

「とやま21世紀水ビジョン」に基づき、次の施策を推進します。

健全な水循環系の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源対策（蓄え・はぐくむ） 〔森林の保全、水源山地等の保全、地下水の保全と涵養〕 ・ 治水・利水対策（安全を高め・うまく使う） 〔治水対策の推進、利水対策の推進、用途間転用の推進〕 ・ 水環境対策（きれいに保ち・親しむ） 〔水質汚濁の防止、汚水処理の促進と再利用、水環境の保全と利用の調和〕
水を活かした文化・産業の発展（伝え・はばたく）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水に関する歴史風土と水文化の継承、水を利用した産業の振興、水を通じた交流と連携、水環境学習の推進
地球的規模の水問題へのとりくみ（未来をのぞみ・備える）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化、酸性雨、異常気象等による水危機、仮想水問題

イ 水環境の保全と利用の調和

- ・ 川や水路等の現地見学・学習会、都市農村交流や漁業者の森づくり活動など、水への意識を高めるための交流・連携や、川を守り育てる河川愛護活動を推進します。
- ・ 魅力ある水辺空間の賑わい創出と活性化を進めるまちづくり活動を支援します。
- ・ 名水の保全と活用、水を利用した産業・観光の振興及び山岳地から富山湾までを循環する恵み豊かな水に関する情報を発信します。

【指標の設定】

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
<p>森林整備延べ面積（累計）</p> <p>1990(H2)年度以降実施した間伐の延べ面積累計</p>	<p>36,094ha</p> <p>2015年度 (H27)</p>	<p>39,104ha</p> <p>2020年度 (R2)</p>	<p>51,407ha</p>
<p>地下水揚水量の適正確保率</p> <p>地下水条例対象地域（8地下水区）における適正な揚水量の確保状況</p>	<p>100%</p> <p>2015年度 (H27)</p>	<p>100%</p> <p>2020年度 (R2)</p>	<p>100%</p>
<p>地下水位データのリアルタイム提供を行う観測地点数</p> <p>全33観測地点のうちテレメータが導入されている地点数</p>	<p>4地点</p> <p>2015年度 (H27)</p>	<p>4地点</p> <p>2020年度 (R2)</p>	<p>33地点</p>
<p>小水力発電所の整備箇所</p> <p>中小河川、農業用水等を利用した小水力発電所の整備箇所数</p>	<p>32か所</p> <p>2015年度 (H27)</p>	<p>50か所</p> <p>2020年度 (R2)</p>	<p>60か所 (R8)</p>
<p>水文化に関する活動に取り組んでいる団体数</p> <p>水とのふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数</p>	<p>213団体</p> <p>2015年度 (H27)</p>	<p>247団体</p> <p>2020年度 (R2)</p>	<p>240団体</p>

第6節 各分野に共通する施策の推進

1 環境影響評価や開発行為における環境配慮

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 大規模な開発行為による環境への負荷の低減を図るため、環境影響評価法では、道路、ダム、発電所などの事業のうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を法の対象としています。
また、県では、環境影響評価法の対象規模未満のものであっても、一定規模以上の事業を「富山県環境影響評価条例」の対象事業とし、平成11年12月から施行しています。これまでに法・条例合わせて3事業（令和3年3月現在）の環境影響評価を実施しています。
- ・ 環境影響評価法や条例の対象事業とならない開発事業についても、「富山県公害防止条例」や「富山県土地対策要綱（昭和49年告示）」において、環境への影響について事前に審査する制度を設けており、これらの制度を活用して、開発事業などによる環境への影響の未然防止に努めています。

【課題】

- ・ 高度化、複雑化する環境影響評価に適切に対応し、予測の信頼性を向上させるため、調査予測等の技術手法の情報収集や地域環境情報の充実等を図っていくことが必要です。

(2) 施策の方向

ア 環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく適切な環境影響評価の推進

- ・ 大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、法や条例に基づき、適切な環境影響評価を指導し、計画段階からの環境への負荷の低減を推進します。
- ・ 適正な環境配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において環境配慮事項について検討することが効果的であることから、平成23年に改正された環境影響評価法の計画段階環境配慮書の手続きに基づき、事業の位置、規模などを検討する段階から意見聴取等を行うなど、より効果的な環境影響の回避、低減を推進します。

イ 開発事業における環境配慮

- ・ 地域の自然的、社会的特性を踏まえ、総合的見地から環境への影響について検討し、環境の保全に配慮するよう促します。

ウ 環境影響評価技術の充実

- ・ 高度化、複雑化する環境影響評価に適切に対応できるよう、その予測技術の向上に役立つ、最新の地域環境に関する情報の収集・整備、基礎的な各種環境調査の実施等を推進します。

エ 富山県土地対策要綱に基づく事前審査

- ・ 「富山県土地対策要綱」の事前審査制度に基づき、一定規模以上の土地の開発に当たっては、事前に事業者が届出することを求めており、自然環境や生活環境の保全等を指導するなど、計画段階から事業者による適切な環境配慮を促します。

オ 富山県公害防止条例に基づく事前協議

- ・ 「富山県公害防止条例」の規定に基づき、工場等の新增設に当たっては、事前に事業者と公害防止対策等について協議を行い、計画段階から公害の未然防止を指導します。
- ・ 必要に応じ、事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結について指導・助言します。

2 技術開発と調査研究の推進

(1) 現状と課題

【これまでの取組み】

- ・ 環境科学センターにおいて、越境大気汚染、河川や富山湾の水質、地下水等のほか、地球温暖化、廃棄物に関する調査研究を行っています。また、県の他の研究機関においても、農林水産業、工業、生活等の分野において、環境に関する技術開発・調査研究を行っています。
- ・ 平成 24 年度に改訂した「新富山県科学技術プラン」では、重点研究推進分野の一つに「環境・エネルギー」を位置付けており、産学官の有機的連携等の科学技術振興施策を掲げています。

【課題】

- ・ 環境保全のための施策・事業を的確に実施するため、環境のモニタリングや調査研究を通じて、種々の環境要素の現況、環境変化の実態やメカニズムを把握する必要があります。
- ・ 地域の環境保全に密着した取組みなど、社会、県民のニーズに応える調査研究を推進していく必要があります。
- ・ 地球温暖化をはじめとする地球環境問題、循環型社会づくり、生物多様性の確保などの分野において、知見の集積を図る必要があります。
- ・ 環境問題の領域の拡がりを踏まえ、研究機関相互の連携、大学や国内外の研究機関等との連携を強化していく必要があります。
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー構造への転換を図るため、グリーンイノベーション^{*42}の取組みを一層加速する必要があります。

(2) 施策の方向

ア 環境質データの蓄積と解析

- ・ 大気、水質、地下水の環境質や自然環境のデータを蓄積して、地域環境の現況を把握・解析し、対策や将来予測に関する研究を行います。

イ 課題である調査研究の推進

- ・ 国、企業、大学等と連携し、省エネルギーや地熱などの未利用エネルギー、リサイクル等の調査研究・技術開発を推進します。
- ・ 廃棄物の減量化や、焼却や埋立されている未利用廃棄物の循環的利用など、県内における循環型社会づくりに関する調査研究を推進します。
- ・ 環境科学センターに設置した気候変動適応センターにおいて、気候変動に関する影響の把握や予測に係る調査研究、学識者や関係研究機関との情報交換、県民への情報提供を推進します。

ウ 試験研究機関等の連携

- ・ 県の試験研究機関長会等により、試験研究機関相互の連携を図ります。
- ・ 国の研究機関、企業、大学等との連携のほか、国際機関、対岸諸国の自治体等との連携の下に環境の調査研究を推進します。
- ・ 環日本海地域の自治体と協力した海辺の漂着物調査などの個別プロジェクトを推進します。

エ 調査研究成果の県民等への普及活用など

- ・ 県の環境に関する調査研究の成果を発表会や報告書等で県民、事業者へ積極的に情報発信し、活用を図ります。

オ グリーンイノベーションの加速化

- ・ 成長産業分野で大学等のシーズを応用展開し、環境・エネルギー分野における産学官連携による新製品・新技術の共同研究開発の支援や、水素ステーションなどインフラ整備に向けた技術セミナー、次世代自動車に関するセミナーの実施を支援します。
- ・ ものづくり研究開発センターを中心とした産学官連携による再生可能エネルギー・省エネルギー、並びに環境調和型材料に関する研究開発を推進します。
- ・ 環境・エネルギー分野における県内企業・大学の研究開発を促進するため、国等の支援制度の活用を目指した先導的な研究開発プロジェクトについて検討します。
- ・ グリーン成長戦略分野をはじめとした成長産業分野に関する研究会を開催します。

3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）

（1）現状と課題

【これまでの取り組み】

- ・ 環境教育に関わるさまざまな主体が協働し、地域に根ざした環境保全活動を進めるため、平成29年3月に「富山県環境教育等行動計画」を策定しています。
- ・ 幼児から中高生までの各世代に応じた環境教育プログラムを実施しています。
- ・ （公財）とやま環境財団では、環境教育に関する情報提供や地球温暖化防止活動推進員の養成などを実施しています。
- ・ 県民や事業者との対話を進めるため、（公財）とやま環境財団と連携して、「出前講座」や「出前県庁しごと談義」を実施しています。

【現状】

- ・ 家庭、学校、地域、事業者等の様々な場において環境教育・環境学習が行われています。また、環境教育・環境保全活動に取り組む個人、事業者、民間団体が多く存在し、多種多様な取り組みが行われています。
- ・ 子どもたちの自主的な取り組みを推進するため、「こどもエコクラブ」の活動の普及、支援を行っており、令和2年度末で40クラブ、1,242名の会員が登録されています。
- ・ 「環境とやま県民会議」を中心にレジ袋の削減やエコドライブの推進など、県民総参加でのエコライフを推進しています。
- ・ 環境月間、愛鳥週間、3R推進月間などにポスター募集や各種イベントを開催するなど、普及啓発を行っています。
- ・ 教育委員会において、教員の環境に関する意識や指導力の向上を図るとともに、学校における環境教育・学習の充実に努めています。
- ・ 富山県東部と富山湾を含む「立山黒部」は、高低差4,000mに及ぶダイナミックな地形を有しており、日本ジオパークに認定されています。
- ・ 県内の一部の小・中・高校がESD^{*43}推進の拠点となるユネスコスクールに加盟し、環境保全、地域との共生、SDGsなどの活動に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 県民や事業者が地球環境とのつながりを意識し、環境配慮の視点に立って自ら行動していく必要があります。
- ・ 環境教育についてコーディネートする機能を強化し、主体的に参画する人づくりと取り組みが広がる仕組みづくりを推進する必要があります。
- ・ 幅広い環境問題に対応するためには、環境とやま県民会議を中心に、様々な環境保全活動に取り組んでいる多様な主体の連携を進め、新たな環境保全活動への展開や協働に結び付ける必要があります。

(2) 施策の方向

県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、環境教育を進めます。

ア 富山県環境教育等行動計画の推進

「富山県環境教育等行動計画」に基づき、次の施策を推進します。

主体的に参画する人づくり
<ul style="list-style-type: none"> 人材の育成と活用の推進、教材・プログラムの整備と活用の推進、情報提供の推進、環境教育の場や機会の提供
取組みが広がる仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 協働取組みの推進、国際的な視点での取組みの推進

イ 環境教育のための人づくり

- 地球温暖化防止活動推進員、ナチュラルリスト、地下水の守り人など地域で環境教育や環境保全活動に取り組む人材を養成します。
- 環境教育に関する連携・協働に必要な情報を収集・提供するとともに、（公財）とやま環境財団を中心に各主体間の連携・協働を推進するなど、学校や地域と連携した環境教育を推進します。
- 本県の環境や環境施策についての題材を取りまとめ、小中学生を対象にタブレットを活用した環境学習を推進します。

ウ 環境教育の場や機会の提供

- 環境科学センターの「環境楽習室 エコ・ラボとやま」を活用し、身近な環境から地球的規模の環境まで、展示や実験・体験を通じて幅広い世代への環境学習を推進します。
- 博物館、資料館等において、自然や環境、暮らしなどについて学び、体験する機会の提供を図ります。
- 事業者による工場見学や自然環境体験会など民間活力を活用した環境教育を推進します。

4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）

（1）現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ レジ袋の無料配布の廃止やとやまエコ・ストア制度の普及・拡大、とやま環境フェアの開催など県民、事業者、行政が相互に連携協力し、エコライフの実践・定着の促進に取り組んでいます。
- ・ 日常生活の中でごみや二酸化炭素を極力出さない「エコライフ」を促進するため、県民や事業者団体、報道機関、行政など 115 団体の参加のもと、平成 19 年 6 月に「環境とやま県民会議」を設立し、多様な主体間の連携を促進しています。
- ・ 外来種除去や本県が国内最大の生息地であるライチョウの保護活動、森づくりなどに県民協働で取り組んでいます。
- ・ 「富山県県土美化推進県民会議」が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」など地域住民等と協力して県民総ぐるみの清掃活動が行われています。
- ・ 水環境保全活動を促進するため、水質検査キットの提供や出前講座の開催等の支援を行うとともに、ウェブサイト「とやま名水ナビ」や公式ツイッター「とやまの水環境」において、活動を情報発信しています。
- ・ 事業者や民間団体が行っている環境保全活動をウェブサイト「エコノワとやま」で紹介するなど、情報の提供や活動の支援を行っています。
- ・ 地域に根ざした環境保全活動を推進するための拠点として、（公財）とやま環境財団において、環境保全活動の支援や普及啓発、情報の収集及び提供、廃棄物の減量化・リサイクルなどの県民運動、地球温暖防止活動推進センターなどの事業を行っています。

【課題】

- ・ 幅広い環境問題に対応するためには、環境とやま県民会議を中心に、様々な環境保全活動に取り組んでいる多様な主体の連携を進め、新たな環境保全活動への展開や協働に結び付ける必要があります。
- ・ 環境保全活動に取り組む団体の育成に努めるとともに、県民や事業者が、自主的に環境保全活動に取り組んでいくための普及啓発を行う必要があります。
- ・ 県自らが環境への負荷を一層低減するため、継続的な改善を行っていく必要があります。

（2）施策の方向

環境保全に取り組む人づくりや様々な活動主体の連携協力を推進するなど、県民等による自主的な環境保全活動を促進するため、以下の施策を推進します。

ア 地域と連携した環境保全活動の促進

- ・ 市町村や住民団体、事業者との連携協力のもと、県民総ぐるみの清掃美化活動を推進します。

- ・ ライチョウの保護や外来植物の除去など県民協働による自然環境保全活動を推進します。
- ・ エコドライブやスターウォッチングなど、県民参加で取り組む環境保全活動を推進します。
- ・ 水環境の保全活動に取り組む団体等に対して、器具貸し出しや活動状況の発信等により活動を支援します。

イ (公財) とやま環境財団を拠点とした普及啓発活動の実施、環境保全活動の参加促進

- ・ 日常生活、事業活動による温室効果ガスや廃棄物の排出が、環境に負荷を与えていることについて、県民、事業者の意識が深まるよう普及啓発に努めるとともに、県民の環境保全活動への参加を促進します。
- ・ 企業、団体等の環境保全活動を促進するため、交流の場の設定や情報交換を推進します。

ウ 事業者の自主的な環境保全活動の促進

- ・ 事業活動による環境負荷を低減し、自主的な環境保全活動を促進するため、環境マネジメントシステムの普及に努めます。
- ・ 事業者の環境保全活動や地球温暖化防止に関する取組みについて、ウェブサイト等を通じて紹介し、幅広い環境保全活動の展開を図ります。
- ・ 中小企業の環境問題への適切な対応を図るため、(公財) 富山県新世紀産業機構等において、専門家による相談指導や情報提供を行います。
- ・ 中小企業における環境保全施設や温室効果ガス排出抑制のための施設の整備を促進するため、長期で低利な融資を行います。

エ 県民一人ひとりのエコライフスタイルへの転換の促進

- ・ マイバッグ持参によるレジ袋削減のほか、マイボトルの持参、ノートレイ商品の利用、グリーン購入など、環境や人、社会に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及を推進します。
- ・ 「3015 運動」、期限間近商品の優先購入、商慣習の見直し、フードバンク活動・フードドライブによる未利用食品の有効活用等、食品ロスの削減を促進します。
- ・ 環境に対してより良い行動が自発的に行われるよう促す行動科学的手法(ナッジ^{*44})を用いた県民の行動変容を促進します。

オ 環境保全活動に取り組むNPOや民間団体等の育成や連携の推進

- ・ 幅広い世代が参加する地域での環境保全活動の活性化を図るため、NPOや民間団体等に対する支援施策を推進します。
- ・ 環境とやま県民会議を中心に、様々な環境保全活動に取り組んでいるNPO^{*45}、民間団体、事業者等の多様な主体の一層の連携を進め、各主体間のパートナーシップによる新たな環境保全活動への展開や協働の取組みを推進します。

カ 環境への負荷低減に関する県の率先行動

- ・ 「新県庁エコプラン」や「富山県公共事業環境配慮指針」に基づき、県の事務事業や公共工事によるエネルギー使用量の削減、環境への負荷の低減を図ります。
- ・ 「富山県エコイベント実施方針」に基づき、県が主催又は共催する会議、大会、シンポジウム等について、環境に配慮した取組みを実施します。

5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）

（1）現状と課題

【これまでの取り組みと現状】

- ・ 私たちの暮らしは、自然の恵みに支えられています。かつては自然から得られる資源とエネルギーが地域の衣・食・住を支え、資源が循環して利用されていましたが、工業化の進展や流通のグローバル化により、自然の恵みにあまり頼らなくてもすむ暮らしに変化するに伴い、気候変動や海洋プラスチックごみ問題等で持続可能性が失われつつあります。
- ・ 国では、第五次環境基本計画において、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である「地域循環共生圏」を提唱し、その創造に向けて取り組みが進められています。
- ・ 持続可能な社会の構築に向け、協働の取り組みを構築する担い手として、環境省中部環境事務所に中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）が設置されています。
- ・ 県内においても、南砺市では、再生可能エネルギーによる地域内エネルギーの自給や森・里山の活用による集落の活性化、黒部市宇奈月温泉では、温泉街を流れる水路を利用して小水力発電を行い、温泉街を周遊する低速電気バスの運行、富山市では、防災拠点となっている地域の体育館への太陽光発電・蓄電池・電気自動車の導入、射水市では、住民や地域の多様な主体が参画した地域共生社会の実現に向けた活動など、地域資源の活用や地域課題の解決に向けた自立・分散型の社会づくりの取り組みが進められています。

【課題】

- ・ 人口減少や高齢化の進展により、耕作放棄地や空き家の増大、商店街の空洞化等による地域経済の衰退など、様々な地域課題が顕在化しています。
- ・ 地域課題を解決するために、地域の多様な資源を活用し、市民やNPO、企業、EPO中部など多様な関係者の連携・協働により、地域に根付いたビジネスの創出やESD、SDGsの理解促進など、持続的な地域社会を築く活動を促進する必要があります。

（2）施策の方向

地域の持つ課題の解決に向け、地域資源を活用した自立・分散型の社会、地域の特性に応じて補完し支えあう社会を目指し、以下の施策について市町村や関係者と研究・情報交換を進めます。

自立・分散型エネルギーシステム
・ 再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消、地域内のエネルギー融通
地域資源の活用
・ バイオマス資源の電気・熱エネルギー、プラスチック代替品としての活用

地域課題解決型ビジネスの創出

- ・ デジタル化による実証実験等の誘致
- ・ 企業や地域住民との連携、担い手となる人材の育成
- ・ 中山間地の振興、耕作放棄地の活用、エコツーリズム、環境保全型農業の推進

地域の協働取組みの推進

- ・ E P O 中部と連携した持続可能な社会の実現に向けた地域の協働取組みの推進
- ・ E P O 中部・協働コーディネーターと連携した E S D ・ S D G s の推進
- ・ 地域の課題解決、協働取組みに向けた地域コミュニティ（プラットフォーム）の形成支援

6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進

(1) 現状と課題

① 海洋環境

【これまでの取組みと現状】

- ・ 日本海対岸地域の工業化や都市化の進展により、漂着ごみ等の環境問題が拡大し、本県をはじめとする日本海側地域、ひいては我が国全体の環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。
- ・ 平成9年4月に日本海、黄海の海洋環境保全を目的に設立された環日本海環境協力センター（NPEC^{*46}：平成10年9月に政府所管の公益法人化）は、国連環境計画（UNEP^{*47}）主導の下に、日本、中国、韓国、ロシアの政府が策定した「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）^{*48}」の「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC^{*49}）」に指定されています。
- ・ 県はNPECと連携し、「環日本海環境ウォッチシステム」によって人工衛星から受信した海洋環境データを解析し、国内外へ発信しています。また、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖及び衛星を利用したリモートセンシング^{*50}に関する取組みや、海洋生物多様性の保全に向けた取組みを推進するなどNOWPAPの活動を支援しています。
- ・ 県はNPECと連携し、「北東アジア地域自治体連合（NEAR）^{*51}」の枠組みのもと、日本、中国、韓国、ロシアの地方自治体と連携し、海辺の漂着物調査を行っています。

【課題】

- ・ 日本海は、沿岸諸国のみならず、本県の豊かな漁業資源や観光資源など、様々な恩恵をもたらす共有財産であり、環日本海地域の海洋環境保全に貢献するため、NOWPAPの推進を支援する必要があります。

② 越境大気汚染

【これまでの取組みと現状】

- ・ 越境大気汚染と言われる酸性雨、黄砂^{*52}及び微小粒子状物質（PM2.5）の実態を把握するため、雨水や土壌等への影響についてモニタリングを実施するとともに、PM2.5については大気汚染常時観測局で監視を行っています。
県内の雨水の酸性度は、年平均pH^{*53}で4.5～5.1（昭和61～令和2年度）の範囲で推移しています。
- ・ G7富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア地域における環境保全に向けた連携強化を図るため、平成28年5月に日本、中国、韓国、ロシアの専門家が参加して開催された「2016北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」において「2016北東アジア自治体環境専門家会合とやま宣言（2016とやま宣言）」が採択されています。

【課題】

- ・ 越境大気汚染とそれに伴う人、生態系等への影響が懸念されていることから、継続した観測を行う必要があります。

③ 国際環境協力

【これまでの取組みと現状】

- ・ 県は、北東アジア地域自治体連合（NEAR）において、環境分科委員会のコーディネーター自治体を務めており、「2016 とやま宣言」の趣旨を踏まえ、NPECと連携して青少年の環境活動リーダーの育成に努めるなど国際環境協力事業を実施しています。
- ・ 県は友好県省を結んでいる中国遼寧省との間で、大気環境に関する協力事業として、技術職員の派遣・研修員の受入れ、情報交換等を行っています。
- ・ 県は環日本海地域の持続的な発展に向けた環境との共生をめざし、日本海及び環日本海地域の過去・現在・未来にわたる人間と自然とのかかわり、自然環境、交流、文化など相互に関連する分野を調査研究する「日本海学」を提唱・推進しています。

【課題】

- ・ 国際環境協力を効果的に進めるため、情報交換や環境交流を促進する必要があります。
- ・ 国際環境協力のすそ野を広げるため、今後の取組みを担う人材を育成する必要があります。

(2) 施策の方向

① 海洋環境

ア NPECを拠点とした取組みの推進

- ・ NPECを拠点として、我が国内外の政府、地方自治体、大学、関係機関、事業者、民間団体等と連携・協力し、調査研究や環境交流などの各種取組みを推進します。また、環日本海地域における環境保全意識の高揚や環境保全活動を推進するため、県民を対象に同地域の環境問題に対する普及啓発を実施します。

イ NOWPAPへの支援協力

- ・ 国、国際機関等と連携を図りながら、NOWPAPの活動の連絡調整を担う地域調整部（RCU^{*54}）富山事務所やCEARACであるNPECの活動を支援し、リモートセンシングによる海洋環境モニタリングや環日本海における生物多様性を指標とした沿岸環境評価手法の開発などNOWPAPの推進に協力します。

② 越境大気汚染

- ・ 酸性雨による生態系への影響を未然に防止するため、引き続き雨水や植生等についてのモニタリングを実施します。
- ・ 国と連携して、レーザー光による観測機器により黄砂の鉛直分布等をリアルタイムで観測するとともに、越境大気汚染に関する調査研究を推進します。

③ 国際環境協力

ア 環境に関する交流の促進

- ・ N E A R 環境分科委員会の活動を推進するため、コーディネート自治体として、環日本海地域における各地方自治体の環境の現状及び課題に関する情報交換や「2016 とやま宣言」の趣旨を踏まえた個別プロジェクトの検討を行うなど、N P E C と連携し、環境保全に関する交流推進、調査研究及び施策支援の各事業を推進します。
- ・ 中国遼寧省との広域的な環境問題に関する情報交換等を推進します。

イ 日本海学等の推進

- ・ 環日本海施策の学術的根拠となる日本海学を他の自治体、研究機関等と連携を図りながら推進します。
- ・ 「日本海学推進機構」を通して様々な普及・啓発や調査研究事業を実施します。また、研究成果をウェブサイトを通じて、より幅広い層に向けて発信します。

7 環境情報の積極的な提供

(1) 現状と課題

【これまでの取組みと現状】

- ・ 環境白書において、環境の状況や施策について紹介するとともに、大気、水質、地下水、廃棄物など個別分野の状況について県のウェブサイトに掲載しています。
- ・ 環境に関するイベントや活動に関する情報をウェブサイトに掲載するほか、大気汚染や地下水位の状況についてリアルタイムで情報提供しています。

【課題】

- ・ 環境に関する情報を分かりやすく、迅速に提供していくことが必要です。
- ・ 多くの人々が環境に関する情報に接することができるよう、インターネットによる情報発信やデジタル技術の活用を進める必要があります。
- ・ 気候変動など将来の世代に影響を及ぼす環境問題については、若い世代を含めた幅広い県民の参加の下、議論を進めていく必要があります。

(2) 施策の方向

ア 環境に関する情報提供の充実

- ・ 県のウェブサイトにより、環境に関する情報をわかりやすく迅速に提供します。
- ・ 講習会のオンライン開催や動画配信等を進めるとともに、環境に関するイベントや活動団体の取組みなどをSNSで情報発信するなど、環境に関する情報に接する機会の拡大に努めます。
- ・ IT化の推進、紙の使用量削減の観点から、環境情報の発信に当たっては、パンフレットや冊子等の紙媒体からウェブサイトや電子ブックなどに転換を進めます。

イ 県民参加の促進

- ・ 県政モニター等を活用し、県民の環境に対する意識やニーズを把握し、施策に反映します。
- ・ パブリックコメント^{*55}や委員の一般公募などを通じ、環境保全に関する幅広い世代の県民参加を促進します。
 - ・ 快適な環境での暮らしを「日常の幸せ」と捉え、県民一人ひとりがメディアとなって情報発信していくことを推進します。

ウ デジタル技術を活用した住民サービスの向上

- ・ 環境に関する各種の申請・届出手続きについて、オンライン化の検討を進めます。
- ・ 県が持つ行政情報について、個人情報や法人情報などの保護が必要な情報以外は、誰もが利用できるようオープンデータ化を推進します。

【指標の設定】

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
「環境楽習室 エコ・ラボとやま」の見学・体験者数 「環境楽習室 エコ・ラボとやま」を見学・体験した人数	—	500人 2020年度 (R2)	1,000人
とやま環境未来チャレンジ参加者数 「とやま環境未来チャレンジ事業」に参加した小学生の累積人数	32,857人 2015年度 (H27)	48,338人 2020年度 (R2)	78,000人
環境保全活動への取組み者数 川・海の世界観察会や地下水の講習会等への参加者数	—	1,417人 2020年度 (R2)	6,000人
環日本海地域の環境協力を目的とした交流人数 環日本海地域の環境協力を目的として、県やNPEC等が実施する技術研修員受入れ、専門家派遣、国際会議開催等により交流した人数	136人 2015年度 (H27)	0人 (8人*) 2020年度 (R2)	100人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催された国際会議に参加した人数

第4章 重点施策

本計画で目指すべき社会の姿の実現には、各分野における施策を着実に展開していくことが重要ですが、時代の変化や県政の重要課題に迅速かつ的確に対応するためには、SDGs、地域循環共生圏などの新たな視点を踏まえて、各施策に分野横断的に取り組む必要があります。

本計画では、「特に対応を急がなければならない施策（早急な対応）」、「本県の新たな課題に対応した施策（新たな課題）」、「本県の特徴を活かした富山らしさを発揮する施策（富山らしさ）」として重点的に進める施策を「重点施策」として位置付けます。

次の3つの重点施策の推進を通してウェルビーイング（真の幸せ）の向上を目指します。

重点施策【概要】

1 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現

早急な対応

新たな課題

地域課題の解決、地域の魅力と質の向上にも資する脱炭素社会への移行とエネルギー需給の安定の両立が図られるとともに、県民生活の質の向上や産業経済活動の活性化が図られることを目指します。

2 エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現

富山らしさ

地域資源の循環利用や環境教育、県民協働の環境保全活動の推進により、環境に配慮したライフスタイル（エコライフ）が定着するとともに、快適で安らぎのある生活環境や豊かで美しい自然環境の保全が図られ、快適で恵み豊かな環境の確保を目指します。

3 環境資源を活かした持続可能な地域の実現

新たな課題

富山らしさ

世界に誇れる雄大な「立山黒部」や「世界で最も美しい富山湾」など、美しい山と海、豊かな水の恵みを「環境資源」として活かし、関係人口の増加や観光などによる持続可能な地域となることを目指します。

1 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現

目指す姿

地域課題の解決、地域の魅力と質の向上にも資する脱炭素社会への移行とエネルギー需給の安定の両立が図られ、県民生活の質の向上や産業経済活動の活性化が実現

施策の体系と展開方向

脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギーの最大限導入と省エネルギーの推進

- ・ 地域特性を活かした中小水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用、太陽熱・地中熱利用等の導入促進
- ・ エネルギー使用量の見える化の促進
- ・ エネルギー効率の優れた機器やコージェネレーション（熱電併給）等の導入、熱源の低炭素化の促進
- ・ 再生可能エネルギー由来の電気の購入制度、カーボンオフセット、カーボンニュートラルLNG等の活用の促進
- ・ エコライフの定着・拡大に向けたクールビズ、ウォームビズ、エシカル消費等の取組みの促進

経済と環境の好循環による産業活性化

- ・ グリーン成長戦略分野への本県企業の参入支援など環境・エネルギー産業の育成
- ・ 本県の産業立地の特性を活かした、水素・アンモニアのサプライチェーンの構築に向けた調査研究の促進

地域の魅力向上による地域活性化

- ・ 地域の関係者の参画や資金の活用によるエネルギーの地産地消の促進
- ・ 森林整備の推進や担い手の確保・育成など森林吸収源対策の推進

地域のレジリエンス強化

- ・ 自立・分散型エネルギーシステムの構築の促進

施策のねらい（現状と課題）

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて取組みの強化が必要
- 本県の基幹産業は製造業であり、熱需要の多い製造業の脱炭素化にはコストがかかることから、産業の競争力を失うことなく脱炭素化をスムーズに進めることが重要
- 地域経済の発展と脱炭素との両立を図るためには、エネルギー関連技術の研究開発の促進や脱炭素に関わる新たなビジネスの創出など、本県産業の成長につなげる視点も重要
- 再生可能エネルギーの導入には、エネルギーの地産地消や災害時におけるエネルギー供給の確保（レジリエンス強化）といった視点も必要

2 エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現

目指す姿

地域資源の循環利用や環境教育、県民協働の環境保全活動の推進により、環境に配慮したライフスタイル（エコライフ）が定着するとともに、快適で安らぎのある生活環境や豊かで美しい自然環境の保全が図られ、快適で恵み豊かな環境が実現

施策の体系と展開方向

資源循環の取組みの拡大

- ・「3015 運動」、期限間近商品の優先購入、商慣習の見直し、フードバンク活動・フードドライブによる未利用食品の有効活用等、食品ロス削減の促進
- ・とやまエコ・ストアや認定エコ・ステーション等を活用した資源回収の促進
- ・食品トレイの削減・転換や、県内で排出される廃プラスチックなどを活用したプラスチック製品の検討など、プラスチック資源循環の促進

エコライフの一層の実践・定着

- ・環境や人、社会に配慮した消費行動（エンカル消費）の普及
- ・県民・事業者による省エネルギーの徹底など幅広い取組みを促進
- ・マイバッグ、マイボトル持参の促進
- ・学校や地域と連携した環境教育の推進

県民参加の環境保全活動による豊かで快適な環境の実感

- ・地域の水環境等保全活動への支援や若者・子どもの参加を促す取組みの推進
- ・上流から下流まで県民総ぐるみで取り組む河川等の清掃活動、市民等と連携した海辺の漂着物調査等の推進
- ・ナチュラルリスト等を配置し、県民や観光客に自然保全の取組みの啓発や自然環境への理解促進
- ・環日本海地域の環境を保全するため、北東アジア地域の中高生による環境保全活動体験等の実施
- ・住民との協働による地域や生活に密着した明るい里山林の整備の促進
- ・ボランティア団体等の森づくり活動の支援など県民参加の森づくりの推進

施策のねらい（現状と課題）

- 県民が実践するエコライフのステップアップと環境の恵みの実感が必要
- G7環境大臣会合の本県開催、富山物質循環フレームワークの採択、SDGs未来都市選定
- 全国初となる県単位でのレジ袋無料配布廃止、法制定のモデルとなった小型家電リサイクルなど、県民総参加での先進的な幅広い取組みを実施
- イタイイタイ病を克服してきた歴史等を背景に培われた県民の高い環境意識

3 環境資源を活かした持続可能な地域の実現

目指す姿

世界に誇れる雄大な「立山黒部」や「世界で最も美しい富山湾」など、美しい山と海、豊かな水の恵みを「環境資源」として活かし、関係人口の増加や観光などによる持続可能な地域を実現

施策の体系と展開方向

「立山黒部」の魅力向上

- ・ ライチョウ、高山植物などの希少種や絶滅危惧種など貴重な自然環境の保全と継承
- ・ 外来植物除去やニホンジカのモニタリング調査など生態系を脅かす外来生物の適切な管理
- ・ 「中部山岳国立公園」について、自然保護と利用の両立に向けた取組を推進するなど、「選ばれ続ける観光地」となるよう、「立山黒部」の魅力の維持向上
- ・ 国内初の現存する氷河「立山地域の雪渓群」など、独特の地形・自然を最大限に活かした「立山黒部」の魅力について情報発信

富山湾の保全と活用

- ・ 富山湾の環境保全・水産資源保護による豊かできれいな海づくりの推進
- ・ 雨晴海岸などの景勝・観光地の海岸美化活動の推進

富山の水資源・水環境の情報発信

- ・ 山岳地から富山湾までを循環する恵み豊かな水の情報発信
- ・ 地域で取り組まれる水環境保全活動の情報発信

快適で安らぎのある生活環境の情報発信

- ・ 快適な環境での暮らしを「日常の幸せ」と捉え、県民の情報発信の促進
- ・ リモートワークやワーケーションなど、選ばれる場所としての情報発信

施策のねらい（現状と課題）

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止と観光需要回復の両立を図りつつ、国内外からの誘客促進が必要
- 「立山黒部」、「富山湾」、「とやまの魚」など本県の観光資源の強みの融合の促進が必要
- 富山県の豊かな環境を資源として捉え、「関係人口1,000万人」を目指す
- 本県を代表する観光地「立山黒部」、「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟・世界総会の開催
- 標高3,000m級の立山連峰から水深1,000mの富山湾に至る高低差4,000mのダイナミックな地形が生んだ、豊かで美しく、雄大な自然
- 山からもたらされる豊富な栄養分を含む水、独特の海底地形と複雑な海流が生んだ、「天然の生け簀」としての富山湾

第5章 計画の推進

1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加

環境問題の解決には、社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的に取組みを進めることが必要です。県民、事業者、行政には、以下に示された役割に沿って、積極的に快適で恵み豊かな環境の保全と創造に向けた行動をとることが期待されます。

なお、近年、県民や事業者などにより構成されるNPO等民間団体による社会貢献活動が広がっています。本県においても、森づくり、リサイクル、環境教育・学習、調査研究など、環境の保全と創造に関する活動が行われており、環境の保全・創造に大きな役割を果たしています。また、地域における各主体の連携・協働の必要性が高まるなか、その役割もますます重要となっています。

特に、SDGsや地域循環共生圏の観点では、地域の統合的向上を実現するため、環境分野だけではなく、経済と社会の分野で活動する多様な主体との協働が不可欠となっています。

(1) 県民・団体の役割

- 環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。
- 環境の保全及び創造に自ら努める。
- 県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

(2) 事業者の役割

- 事業活動に伴って生じる公害や環境保全上の支障を防止し、自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じる。
- 製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講じる。
- 製品その他のものが使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努める。
- 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める。
- 県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

(3) 行政の役割

【県の役割】

- 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- 市町村が行う施策の総合調整を行う。

【市町村の役割】

- 環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、実施する。

県民（個人、団体）、事業者、行政等の具体的な事業・取組例は以下のとおりです。

主要な施策	事業・取組例	実施主体		対象	地域 経済 循環 への 寄与	行政の政策アプローチ				
		行政	地域主体			法・ 条例等	情報 提供	財政等 支援	自主 的 取組	
①脱炭素社会づくりの推進										
1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進	・エネルギー効率に優れた機器、コジェネレーション（熱電併給）等の導入、熱源の低炭素化の推進	県 市町村	県民 事業者	県民 事業者	○		○	○	○	
	・エネルギー使用量の見える化促進	県 市町村	県民 事業者	県民 事業者	○	○	○		○	
	・地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入推進	県 市町村	県民 事業者	県民 事業者	○		○	○	○	
	・グリーン成長戦略分野への本県企業の参入支援	県	-	事業者	○		○	○		
	・自立・分散型エネルギーシステムの構築促進	県 市町村	団体 事業者	-	○		○	○	○	
	・森林整備の促進、担い手確保・育成	県 市町村	県民 団体 事業者	県民 団体 事業者	○		○	○	○	
2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進	・富山県気候変動適応センターにおける気候変動影響・適応の情報収集・提供、調査研究	県	-	県民 事業者	○		○			
3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）	・県有施設の省エネ・省資源化の推進	県	-	-					○	
	・電気自動車などの次世代自動車の率先導入	県	-	-					○	
	・県有施設への再生可能エネルギーの導入推進	県	-	-					○	
②循環型社会づくりの推進										
1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進	・認定エコ・ステーション、エコ・ストア等における資源回収の促進	県	事業者	県民	○		○		○	
	・食品ロス等削減運動の展開	県 市町村	県民 事業者	-	○		○	○	○	
	・ワンウェイプラスチックの削減	県	事業者	県民 事業者	○	○			○	
	・プラスチックごみの一括回収の促進	県	-	市町村	○	○		○		
2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備	・社会の変化に対応した処理体制の技術的、財政的支援	県	-	市町村			○	○		
	・処理業者や処理施設等への助言、立入検査の強化、マニフェスト制度の周知徹底	県等	-	事業者		○				
	・災害廃棄物処理の広域的な連携協力体制の構築、円滑な運用	県	-	市町村		○	○	○		
3 循環型社会を目指す地域づくりの推進	・剪定枝の堆肥化など木質系廃棄物のリサイクルの検討	県 市町村	事業者	事業者	○		○		○	
	・県内で廃棄されたプラスチックの利活用促進	県 市町村	事業者	事業者	○		○		○	
4 次世代環境産業の創出	・サーキュラーエコノミーに関する優良事例等の情報収集・発信	県	-	事業者	○		○			
	・処理業者等を対象とした研修会による人材育成	県等	-	事業者		○	○			
	・廃棄物発電の導入等の推進、焼却時の熱利用促進	市町村	事業者	-	○			○	○	

※ 地域循環共生圏づくりに向けては、地域循環経済に資する取組み（上表の「地域循環経済への寄与」）であること、地域主体が自主的に取り組んでいること（上表の「自主的取組み」）が不可欠

- ※ 政策アプローチ
- 法・条例等** 法令等に基づく規制や手続きの義務付け
 - 情報提供** 情報開示、情報提供、普及啓発
 - 財政等支援** 財政的、人的、物的な支援
 - 自主的取組み** 事業者など自らが行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する取組み。また、実施主体が自主的に進める取組み

※ 県民の中でも特にNPOなど民間団体での役割が期待されるものは「団体」と表記

主要な施策	事業・取組例	実施主体		対象	地域経済循環への寄与	行政の政策アプローチ				
		行政	地域主体			法・条例等	情報提供	財政等支援	自主的取組み	
③自然環境の保全										
1 自然保護思想の普及・啓発	・ナチュリスト及びジュニアナチュリストの養成	県	団体	県民			○		○	
	・拠点施設(自然博物園ねいの里等)での普及啓発	県	団体	県民	○		○		○	
2 自然とのふれあい創出	・自然観察会、アウトドアレクリエーションなど自然とふれあう場の提供	県市町村	団体	県民	○		○		○	
	・自然公園等における歩道等の整備	県市町村	-	-	○			○	○	
	・森林・林業に関する体験活動(「森の寺子屋」等)	県市町村	団体	県民			○		○	
3 自然環境保全活動の推進	・自然環境指針等による開発事業の指導	県	-	県民事業者			○	○		
	・自然公園等における貴重な植生の保護・復元	県	県民団体	-			○		○	
	・立山有料道路のバスの排出ガス規制	県	-	事業者			○	○		
4 生物多様性の確保	・希少野生生物の保護対策(条例、レッドデータブック等)	県	-	県民事業者			○	○		
	・ライチョウの生態調査・保護対策	県	県民団体	-	○	○	○		○	
	・外来生物の除去等の適切な管理	県	県民団体	-			○	○	○	
5 人と野生鳥獣との共生	・人とあつれきが生じている野生鳥獣の保護管理(ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等)	県市町村	-	-			○	○		
	・鳥獣被害を受けにくい地域づくり(侵入防止策設置、効率的な追払い)	県市町村	県民団体	県民事業者			○	○	○	
	・狩猟者の育成・確保	県市町村	団体	県民			○		○	
④生活環境の保全										
1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止	・大気汚染の常時監視及び緊急時対策、規制強化(石綿、水銀)への対応	県富山市	事業者	県民事業者			○	○	○	
	・水質汚濁状況の的確な把握や排水対策の推進	県市町村	事業者	県民事業者			○	○	○	
	・環境関係法令に基づく工場・事業場の監視指導、環境保全技術に係る講習会の開催	県市町村	事業者	事業者			○	○	○	
2 環境改善対策の推進	・水質汚濁事故対策の推進	県市町村	県民事業者	県民事業者			○	○	○	
	・事業者における化学物質の適正管理や排出削減	県富山市	事業者	事業者			○	○	○	
	・合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の適正管理の推進	県市町村	-	県民			○	○	○	
3 県土美化活動の推進	・県民総ぐるみで取組む清掃や美化活動の推進	県市町村	県民団体事業者	-			○		○	
4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進	・海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制の推進	県市町村	県民団体	-			○	○	○	
5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信	・県立イタイイタイ病資料館を活用した公害の教訓の継承	県	-	県民事業者			○			
⑤水資源の保全と活用										
1 水源の保全と涵養	・冬期間の地下水位低下対策の推進(注意報等の発令)	県	県民団体事業者	県民団体事業者			○		○	
	・里山林、混交林の計画的な整備と間伐等森林施業の推進	県市町村	県民団体事業者	-	○			○	○	
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的	・小水力発電所の導入促進	県市町村	団体	事業者	○			○		
3 水環境の保全	・「とやまの名水」の保全・利活用の推進	県市町村	県民団体	県民団体	○		○		○	
4 水を活かした文化・産業の発展	・水辺景観の保全や水文化に関する活動の推進	県市町村	県民団体	-	○				○	

2 計画の推進体制

県民、事業者、行政等が連携を図り、すべての主体が参加して、本計画を推進していくため、県民・事業者団体、報道機関、行政機関から構成される「環境とやま県民会議」を中心に、個別分野の計画の推進のために設置された各種協議会等において、環境の保全と創造にむけた取組みを推進します。また、県民、事業者、行政が一体となって、地域に根ざした環境保全活動を推進するために設立された(公財)とやま環境財団を中心に、環境保全活動に取り組む各種団体、グループ、NPO等の情報交換・ネットワーク化を図ります。

一方、県の内部においては、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための庁内組織として設置した「富山県環境行政推進会議(会長:副知事)」において、環境基本計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行い、計画の推進を図ります。

なお、交通、エネルギー、都市計画、産業振興、農業、森林保全など、環境の保全上の効果が期待される政策については、立案段階から、環境の保全と創造を新たな視点に据えて、施策を推進していきます。

3 進行管理

(1) 計画の進行管理

環境基本計画に基づく施策の着実な実施を図るため、知事は、進捗状況等を点検し、この結果を明らかにすることとします。その実施にあたっては、「第3章 施策の展開」で設定した各施策分野毎の「指標」の現状を整理することとします。

(2) 個別計画の推進

本計画の基本的な方向に沿って策定される個別分野の環境の保全と創造に係る計画については、その推進を図るとともに、より具体的な施策や詳細な目標の設定については、それぞれの個別計画に委ねるものとします。

(3) 進捗状況等の公表

知事は、富山県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年、県議会に対し、環境の状況及び施策に関する報告書を提出するとともに、この報告書を環境基本計画の進捗状況の把握結果として公表します。また、環境の状況及び施策を取りまとめている「環境白書」について、記載内容の充実を図り、より分かりやすいものとして公表します。

<資料>

用語の説明

1 環境の保全と創造

「環境の保全」とは、公害の防止や自然保護など環境を人にとって良好な状態に保持することをいうが、富山県環境基本条例では、「環境の保全」に加え、良好な生活空間の形成、地域の個性をいかした快適な環境の創造など、環境をより程度の高いものとして「創造」することまで含めて「環境の保全と創造」としている。

2 持続的発展が可能な社会

国連環境計画(UNEP)のもとで発足した「環境と開発に関する委員会」が1987年に「我が共有の未来」をとりまとめ公表した報告書において使用された「持続可能な開発」(Sustainable Development)という考え方を踏まえたもの。この報告書では、持続可能な開発を「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在のニーズも満足させるような開発」と定義している。

3 パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された協定で、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み(2016年11月4日発効)。

パリ協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標とし、すべての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられている。

4 圏谷

氷河時代の氷河によってできたお椀を半分に割ったような地形。カールともいう。

5 ラムサール条約

国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、1971(S46)年にイランのラムサールで採択された条約。日本は1980(S55)年に加入している。

6 ウェルビーイング

世界保健機関(WHO)憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(= well being)にあること」と定義している。

本県では、令和4年2月に策定した富山県成長戦略において、「収入や健康といった外形的な価値だけでなく、キャリアなど社会的な立場、周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含めて、自分らしくいきいきと生きられること、主観的な幸福度を重視した「真の幸せ」(ウェルビーイング)を目指すことが経済成長の目的となり、手段でもある。」と考え、成長戦略の核に据えている。

環境分野においても、私たちが生活していく上で、きれいな空気や豊かで清らかな水の保全・健全性の確保は、最も基本的で大切なことと考えており、それらが精神的、身体的、社会的にも満たされた状態につながると考えている。

7 カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量やCCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）などによる除去量を差し引いた合計がゼロの状態のこと。

8 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガス。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類を対象として定めている。

9 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制・仕組み。

10 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使える環境に優しいエネルギー。

11 包蔵水力

水力発電として利用可能な水力エネルギー量。

12 素材

製材等を行う前の皮の付いた状態の丸太。

13 ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。

14 フロン

クロロフルオロカーボン（CFC）等と称されるフッ素を含む炭化水素で溶剤や冷媒等に多量に使用されてきた。大気中に放出されたフロンは、ほとんど分解されず上空の成層圏まで到達し、ここで放出された塩素原子が成層圏中のオゾンを破壊していく。このため、ウィーン条約やモントリオール議定書により国際的な枠組みで生産規制等が実施されている。

15 ZEH（Net Zero Energy House）、ZEB（Net Zero Energy Building）

断熱性能等を大幅に向上させ、高効率な設備、再生可能エネルギーを導入することでエネルギー収支がゼロとなる建物。

16 PPA（Power Purchase Agreement）

発電事業者が電力消費者から屋根や遊休地を借りて太陽光発電設備を設置し、電力消費者は使用する分だけ電力を購入する仕組み。

17 自立・分散型エネルギーシステム

既存の電力システムを活用しつつも、地域資源である再生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。

18 カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。

19 スマートコミュニティ

住宅やビル、交通システムをICT（情報通信技術）ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

20 ESCO 事業

省エネルギーに関する包括的なサービスの経費を光熱水費の削減分で賄う事業。

21 3015（さんまるいちご）運動

立山の標高 3015 m にちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動。

- ・食べきり 3015：宴会時において、開宴後 30 分と終了前 15 分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、食べきる。
- ・使いきり 3015：毎月 30 日と 15 日に家庭の冷蔵庫等をチェックし、食材を使いきる。

22 ISO14001

ISO（International Organization for Standardization、国際標準化機構）が制定している環境マネジメントに関する国際規格。企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定している。

23 エコアクション 21

環境省のガイドラインに基づいた、中小企業でも容易に取り組める環境マネジメントシステム。

24 生物多様性

地球上には数えきれないほどの生物種が、場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の環境を支えており、自然がつくりだしたこの多様な生物の世界を「生物多様性」という。生物多様性には生態系の多様性（世界の環境に応じて多様な生態系が存在すること）、種の多様性（生態系を支える様々な種が存在すること）、種内（遺伝的）の多様性（同じ種の中にも、集団や個体によって様々な違いがあること）の考え方からなる概念。

25 植生自然度

自然は、人為の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを 10 及び 9 とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を 1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10 段階で表示する。

26 ナチュラリスト

本来は博物学者という意味であるが、富山県では自然環境等について一定の知識を持つ人をナチュラリストとして認定している。

27 エンナカ

旧八尾町内の坂道に沿って流れる水路のこと。

28 富山県フォレストリーダー

森林・林業に関する基礎知識の講習や木工工作等の指導者。2002（H14）年から5年毎に県が養成し認定している。

29 レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。

30 レッドデータブックとやま

本県の絶滅のおそれがある野生生物のリスト（レッドリスト）に掲載された種について、生息状況等を取りまとめた報告書。

31 環境基準

環境基本法等において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい大気、水質、土壌、騒音などの基準。

32 光化学オキシダント

揮発性有機化合物などが太陽光線で変化して生成する物質で、目やのどの痛みなどを引き起こすおそれがある。

33 微小粒子状物質（PM2.5：Particulate Matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

34 UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone、緊急時防護措置を準備する区域）

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。原子力災害対策指針においては、実用原子力発電所の場合、この区域の範囲の目安は「原子力施設から概ね30km」とされている。

本県においては、国際原子力機関（IAEA）や主要国の国際基準、石川県の基準及び原子力規制委員会が実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果などを勘案して「原発から概ね30km」を目安としている。

35 揮発性有機化合物

塗料やシンナーに含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物。

36 BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の汚濁を示す代表的な指標。

37 COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量。水中の汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、湖沼や海域の汚濁を示す代表的な指標。

38 CSR (Corporate Social Responsibility)

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

39 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのことであり、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念。

40 リスクコミュニケーション

行政、事業者、国民、NPO等の関係するすべての者が、化学物質による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、化学物質対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解しあおうとするため、対話を進めていくもの。

41 適正揚水量

塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量。

42 グリーンイノベーション

環境・エネルギー分野において、技術革新に加え、これまでとは全く異なる新たな考え方、仕組みを取り入れることで、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

43 ESD (Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育。世界が抱える環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいう。

44 ナッジ (nudge)

ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法。

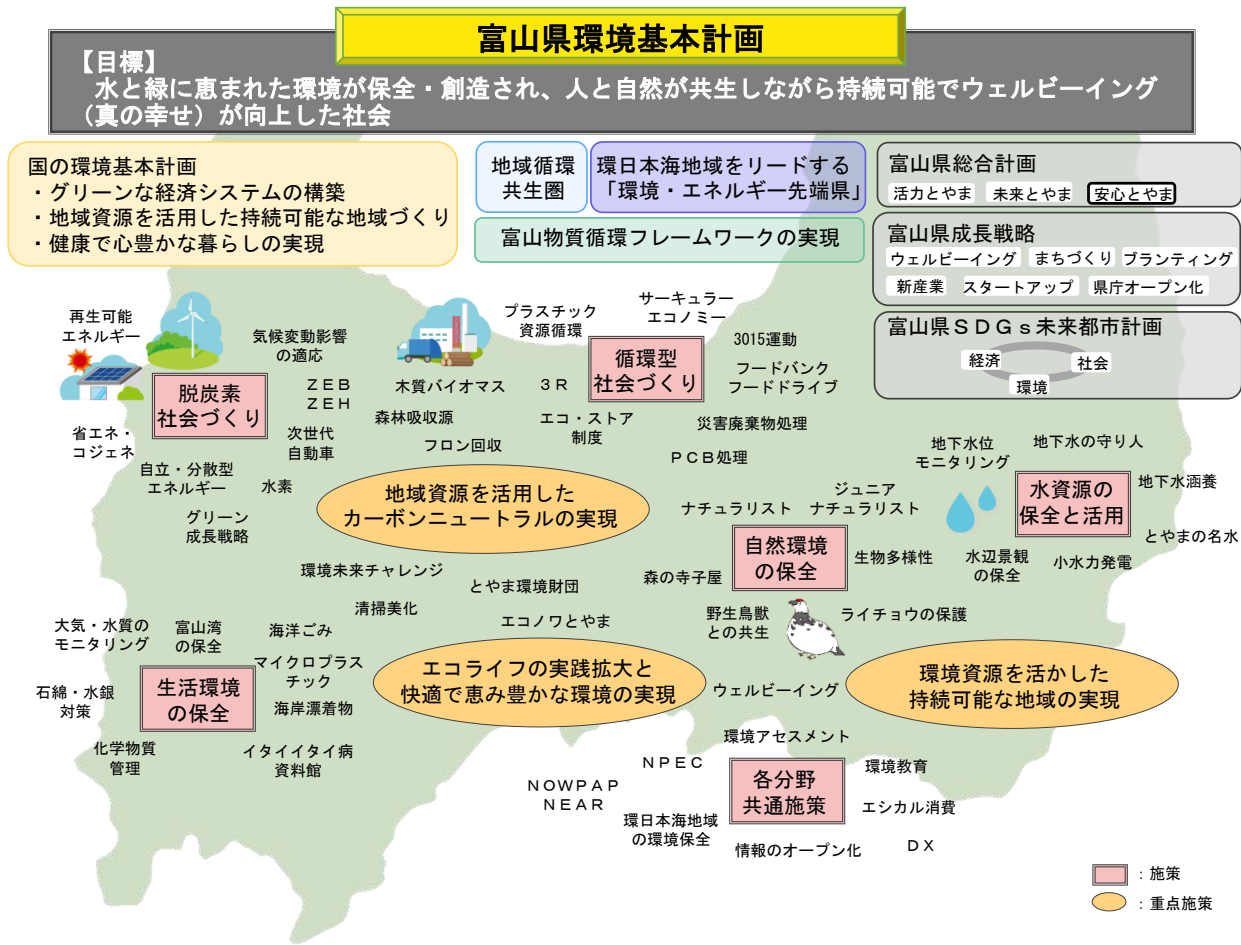
45 NPO (Non Profit Organization)

非営利団体。利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人という。

-
- 46 **N P E C (Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center)**
公益財団法人環日本海環境協力センターの英語表記。
- 47 **U N E P (United Nations Environment Programme)**
国連環境計画の英語表記。
- 48 **北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP : Northwest Pacific Action Plan)**
国連環境計画(UNEP)が進める地域海行動計画の一つであり、日本海及び黄海の環境保全を目的として、日本、中国、韓国、ロシアの4か国により1994(H6)年に採択されたもの。2004(H16)年11月には、富山市に本部事務局が設置されている。
- 49 **C E A R A C (Special Monitoring and Coastal Environmental Assessment Regional Activity Center)**
特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センターの英語表記。
- 50 **リモートセンシング**
人工衛星や航空機等に搭載されたセンサーによって、電波や光等の電磁波の状況を測定し、地表や海面等の状態を広範囲にわたって直接触れることなく調査する方法。
- 51 **北東アジア地域自治体連合 (N E A R : The Association of North East Asia Regional Governments)**
北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同发展を目指すことを目的に、1996(H8)年に発足した組織。現在、富山県を含む6か国79自治体が加盟している。
- 52 **黄砂**
中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象。
- 53 **p H**
水素イオン濃度指数。7付近を中性、これより小さいものを酸性、大きいものをアルカリ性という。雨水は空気中の二酸化炭素を吸収するため、大気が酸性物質に汚染されていなくてもpH5.6程度の弱い酸性を示すことがある。
- 54 **R C U (Regional Coordinating Unit)**
地域調整部の英語表記。
- 55 **パブリックコメント**
行政機関が新しい政策を打ち出したり、制度を変更しようというときに、その内容を事前に公表し、国民からの意見を募集して、その政策や制度づくりに反映させる仕組み。
-

<資料>

富山県環境基本計画の目標実現に向けたイメージ









<資料>






施策とSDGs（ゴールとターゲット）の関係





①脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進




 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進

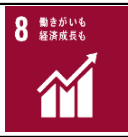




 <p>1 貧困を なくそう</p>	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
 <p>2 飢餓を ゼロに</p>	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）		
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。




②循環型社会づくりの推進		
1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進		
	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	11.6	2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備		
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	11.6	2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進


	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.6	2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。






4 次世代環境産業の創出

	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。





③ 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発





	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シテズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
---	-----	---

	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。



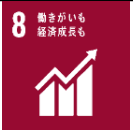



2 自然とのふれあい創出







	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

3 自然環境保全活動の推進





	6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.6	2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

4 生物多様性の確保		
	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
5 人と野生鳥獣との共生		
	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。




④生活環境の保全		
1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止		
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
2 環境改善対策の推進		
	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。



	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

3 県土美化活動の推進






	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進






	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。




	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

5 イタイタイ病の教訓の継承と発信





	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シテズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

⑤水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養		
	6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用		
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
3 水環境の保全		
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



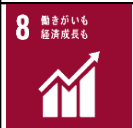



	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

4 水を活かした文化・産業の発展

	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

⑥各分野に共通する施策の推進

1 環境影響評価や開発行為における環境配慮







	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
2 技術開発と調査研究の推進		
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）		
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）

	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）

	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進		
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	11.6	2030年までに、大気の水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
7 環境情報の積極的な提供		
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。